

第214図 土師器分類図 (3)

[土師器分類 (3)]

高坏

- I 脚部に窓を有するもの
- II 脚部に窓のないもの
 - 1 脚部内が中空のもの
 - 2 脚部内が中空でないもの

甑

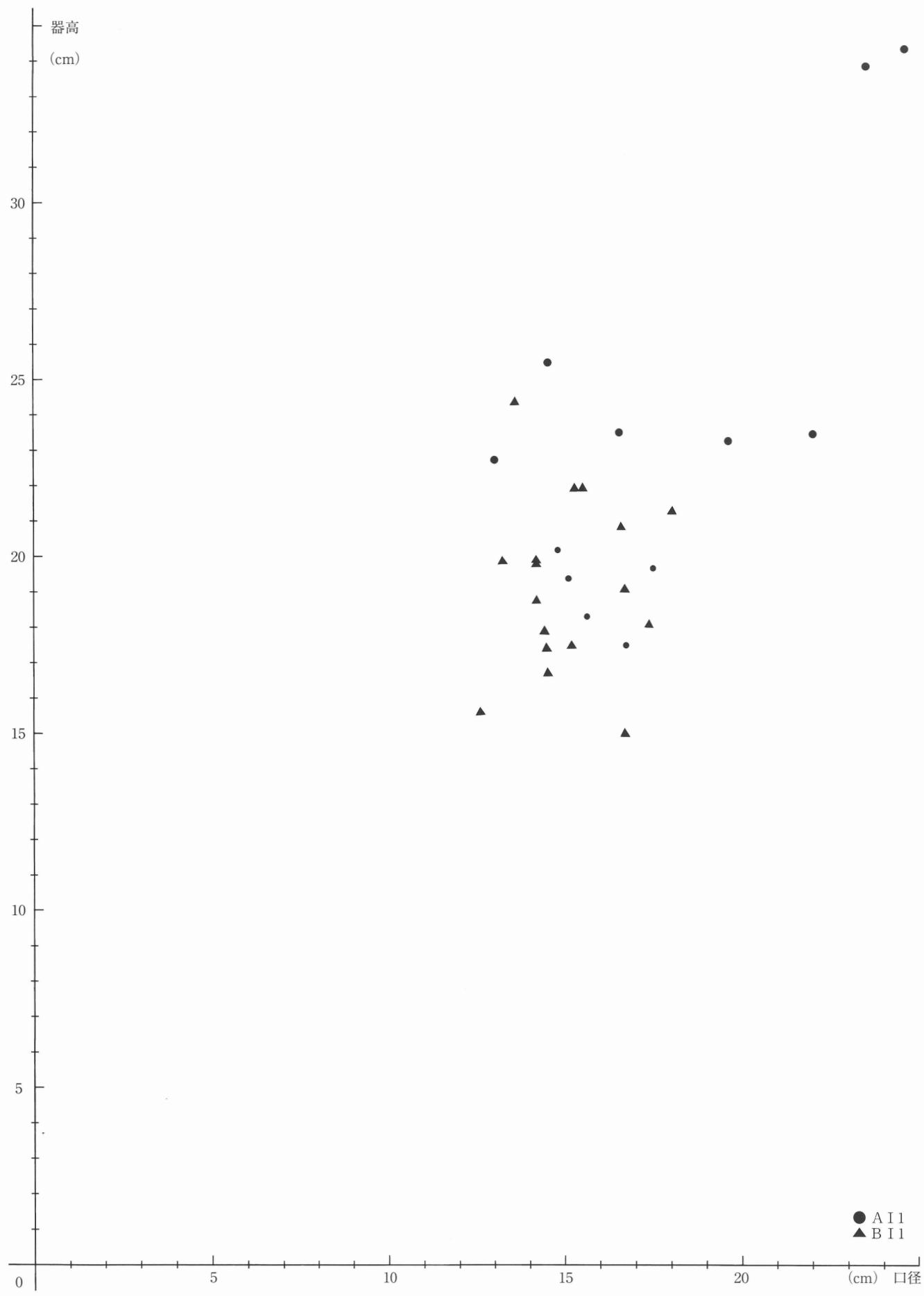
砲弾形を呈するもの

- I 底部全体が抜けているような孔のあるもの
 - 1 体部外面の調整が主にヘラミガキであるもの
 - 2 体部外面の調整が主にヘラケズリであるもの
- II 底部に小さな孔のあるもの

鉢

坏よりも大形で、横長の器形

- I 屈曲のないもの
- II 屈曲のあるもの



第215図 土師器甕 A I・B I 類径高分布図

～19cmの範囲にまとまる傾向がある。SE429井戸跡から出土した甕類のうち過熱痕跡や炭化した付着物のある個体は72%に達している。これらは煮沸具として使用されていたと想定されることから、方四町Ⅱ期官衙内では竪穴住居跡がほとんど発見されていないため、官衙外から持ち込まれた個体である可能性が高い。この井戸の廃棄時に人為的に多数の土器を投棄する必要が生じたためであろう。

出土量の多いB類については、器形や調整などで稀なものが多い。特に体部外面の調整がヘラケズリであるBⅡ類のうちC-354甕(BⅡ1)、C-343甕(BⅡ2)は丸底であり、C-327甕(BⅡ1)は口縁部内面に2条の沈線の入るものである。これらは東北地方の古墳時代後期から奈良時代の土師器甕には見られないものであり、別地域の要素が影響していると考えられる。土師器壺については、官衙の時期にB類とした半球形の「関東系土師器」が出土していることを述べた。関東地方においてこれらの壺と共に伴している甕類はヘラケズリされるもので主体が占められている。甕についても壺類と同じように関東地方との関連を認めるべきであろう。ただしこれらには多様な形態が認められるため、それらの個別の検討が必要である。この点については今後の課題としておきたい。なお先にふれた丸底のC-343甕については、形態では関東以西に類似のものを見出せる。また点数は1点のみであるがAⅢ類としたものは東北地方北部の土師器甕に類例の見られるものである(註62)。

小型甕

体部中に括れのないものできわめて稀な器形である。体部外面の調整が主にハケメであるもの(SE429:C-349)とヘラケズリであるもの(SB597:C-551)がある。特にヘラケズリ調整のもの(Ⅱ類)は関東地方の南部に類似するものが見い出せる。

壺

壺には大きく見て2種類あり、いわゆる「小型壺」と言われる関東地方の土師器に含まれているもの(I類)と、内面に漆が付着して漆の運搬用と見られるもの(Ⅱ、Ⅲ類)などである。そのうちI類とした「小型壺」は、胎土や色調、体部にヘラケズリが施される特徴などから、本遺跡で壺B類とした「関東系土師器」と同様にとらえられるものである。このようなものは埼玉県北部の八幡太神南遺跡、熊野太神南、今井G遺跡などから出土している(註63)。宮城県内でも名生館遺跡(古川市)の官衙成立以前の集落を構成するSI1324から出土している(註64)。この種の小型壺を含む、熊野遺跡(埼玉県大里郡岡部町)第47次調査2号住居跡の遺物は、畿内の編年で言う飛鳥Ⅲを主体としながらもⅣを含む時期とされている(註65)。この種の壺はⅠ期官衙北部のSI1389から出土しており、Ⅰ期官衙の年代をおおむね示すものであろう。

このほか口縁部や頸部が著しく狭まっているもの(Ⅱ類)、口縁部と体部の境に変化のないもの(Ⅲ類)などは内面に漆が著しく付着し、他に類例を見ない。いずれも口が窄まる形状であることから、作成時から中に入れる内容物(漆)を想定していた可能性が高い。

高壺

高壺には、脚部に窓を有するものと窓のないものがあり、Ⅰ期官衙、Ⅱ期官衙の双方から出土している。壺部については外面に段や沈線を有し、内面が黒色処理される東北地方の土師器の特徴を有している。壺の分類ではAⅡ、AⅢ類であるが、稀にⅢ状を呈するもの(SX2093:C-968)が含まれている。

このような高壺はこれ以降は減少する傾向が見られ、稀な存在となっていく。

甌

甌は基本的には砲弾形を呈するもので、底部の穿孔形態で2種類に分けられた。特にヘラケズリ調整の顕著なもの(I2類)は、壺B類と同じように関東地方の影響を強く受けていると考えられる。

この他に鉢、蓋、台付甌などがあるが、前述の甌を含め究めて出土量が少ない。

2. 須恵器

出土した須恵器は、壺、皿、高台付壺、高台付皿、蓋、平瓶、甕、鉢、壺(短頸壺、長頸壺など)、高壺、脚付盤、瓶(フラスコ型長頸瓶など)、甌、擂鉢などである。

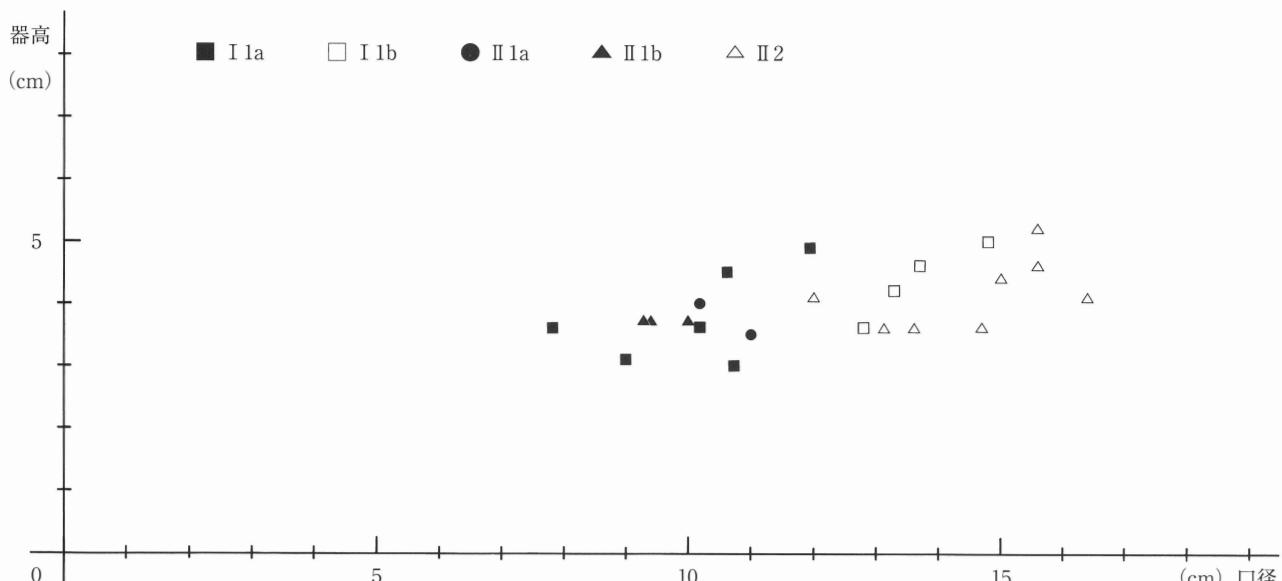
これらの須恵器を観察すると、特徴から【須恵器分類 (1)～(5)】のように分けられる。分類は土師器と同じように各々の器種、器形の中で特徴を捉え安くする目的で行い、官衙、廃寺とそれ以前の堅穴住居跡の出土遺物を対象とした。製作における調整技法、法量、形態などの特徴により分類している。器種、器形によっては特徴が異なるため、分類の視点が異なっている。分類の中で重要な要素については、A、B以下のアルファベット大文字で、次の特徴はI、II以下のローマ数字で、続く細部の特徴は1、2…のアラビア数字、a、b…のアルファベット小文字、i、ii…の記号、イ、ロ…のカタカナで表記することにした。須恵器については、形態以外の要素で大きく分けられる特徴がないので、アルファベットによる記載を略している。

壺

壺は体部中に段や稜があるもの(I類)と体部中に段や稜がないもの(II類)に分けられる。いずれも器高は5cm以下である。

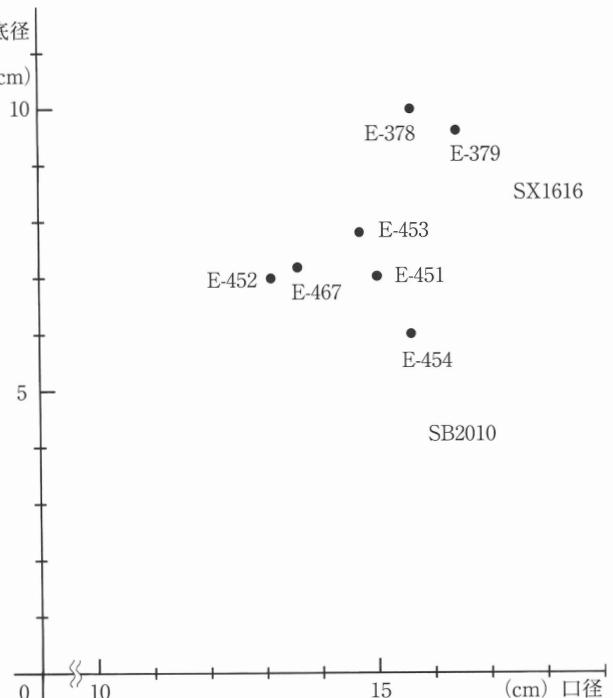
これら壺類のうち最も多のがI1類である。このうち小振りのI2、I4類は、II期官衙の複数の遺構から出土している。これに似た特徴の須恵器壺は宮城県内では清水遺跡や塩沢北遺跡でも出土し、7世紀後半から8世紀初頭の年代が与えられている。郡山遺跡と清水遺跡の須恵器を分析した奈良佳子氏によれば、体部に段や沈線をもつ壺は、陶邑古窯跡群のKM234号窯との関連があることを指摘している(註66)。

II類では体部から口縁部にかけて直立気味になるII2類が、口径が9cmから11cmの範囲に集中している(第216図参照)。このII2類とした壺類は個体数も少なく、方四町II期官衙の南辺を構成するSD35大溝と、その周辺からしか出土していない。体部から口縁部にかけてほぼ直立していることや平底であることなど、周辺の遺跡では出土していないきわめて稀な形態のものである。併に出土した遺物の中に須恵器蓋類が含まれていないことから、畿内地方の土器編年で呼称される「杯A類」の範疇に含まれる可能性を考えたい。そうであるならば先に述べたI2、I4類のように体部中に段や稜がある壺類よりは、やや年代の下るものに同じ特徴のものを見出せる。平城京左京一条三坊十五坪SD485などからは、平底で、体部から口縁部にかけてほぼ直立する壺類が出土している(註67)。ただし今回ここで取り上げたII2類とした壺類の胎土は、遺跡近傍の名取川流域の土壤に含まれる海綿状骨針が含まれていることから、当地方で製作、焼成されたものであろう。



第216図 須恵器壺 I 1a, b・II 1a, b・II類径高分布図

体部から口縁部にかけて外傾するⅡ1類は、口径12cm以上となっている。他の坏類が底部の全面にヘラケズリが及んでいるため、製作時における切り離し技法が不明である。しかしこのⅡ1類としたものについては、底部の全面にヘラケズリが及んでいないものがあるため、回転ヘラ切りであることがわかる。出土した遺構や供伴している遺物の様相からは、これらがⅡ期官衙の終末となる遺構から出土していると考えられる。なおこれらについて底径と口径の比を見ると、方四町Ⅱ期官衙内のSX1616から出土した須恵器坏類(E-378・379)と南方官衙西地区のSB2010建物跡抜き取り穴から出土した須恵器坏類(E-451・452・453・456・467)とでは違いが見られる。SB2010建物跡抜き取り穴から出土した須恵器坏類は口径に比べ底部径が小さいことや、再調整が全面におよばないものがあることからSX1616出土の須恵器坏類よりは後出するものと考えられる。



第217図 SX1616、SB2010出土須恵器坏類底口径分布図

[須恵器分類 (1)]

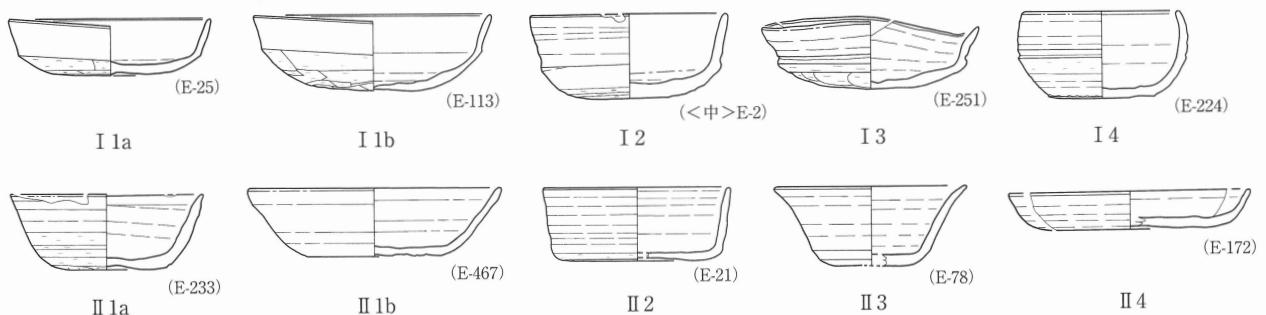
坏

I 体部中に段や稜があるもの

- 1 段や稜より上が外傾するもの
 - a 小形のもの 口径12cm以下
 - b 大形のもの 口径12cm以上
- 2 明瞭な段を有し、それより上が直立気味に外傾するもの
- 3 明瞭な段を有し、それより上が外反するもの
- 4 明瞭な段を有し、それより上が内弯気味になるもの

II 体部中に段や稜がないもの

- 1 体部から口縁部にかけて外傾するもの
 - a 小形のもの 口径12cm以下
 - b 大形のもの 口径12cm以上
- 2 体部から口縁部にかけて直立気味になるもの
- 3 体部から口縁部にかけて外反するもの
- 4 体部から口縁部にかけて短く立ち上がり、皿状の器形を呈するもの。(器高が3cm以下のもの)



第218図 須恵器分類図 (1)

[須恵器分類 (2)]

皿

- I 扁平なもの
- II 深みがあり、体部から口縁部にかけて内弯気味になるもの

高台付坏

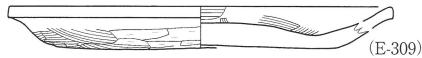
- I 体部から口縁部にかけて丸みを持って外傾するもの

- 1 底部が平坦
- 2 底部が下方に落込み、いわゆる出尻のもの

- II 体部から口縁部にかけて直線的に外傾するもの

- 1 高台が底部のやや内側に付くもの
- 2 高台が底部の外側に付くもの

皿



I

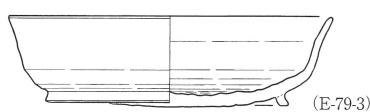


II

高台付坏

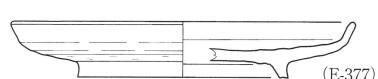


I 1



I 2

高台付皿



(E-377)



II 1



II 2

第219図 須恵器分類図 (2)

皿

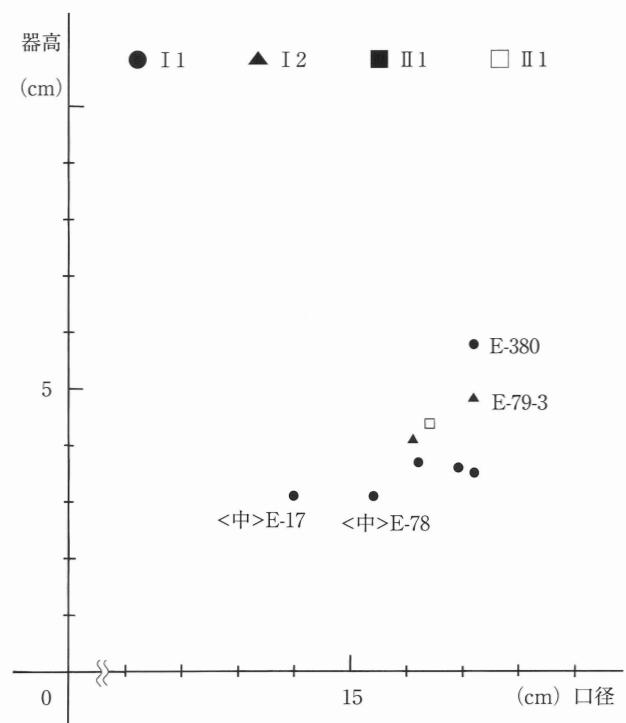
扁平なもの(I類)と深みがあり、体部から口縁部にかけて内弯気味になるもの(II類)がある。I類は扁平な皿で、方四町II期官衙の石組池底面から出土し、これ1点のみである。他に個体も見当たらないことから究めて限られた用途が考えられる。II類は口縁部の形態に違いがあるが、鳥打沢A遺跡(福島県原町市)の1号須恵窯跡出土の盤とされるものの中に類似するものがあり、内面にカエリのある蓋類と伴に出土している。本遺跡ではこの種の形態のE-364皿がI期官衙のSI1389堅穴住居跡から出土している。

高台付坏

高台付坏はI期官衙の遺構からは出土せず、II期官衙の遺構からのみ出土している。体部から口縁部にかけて丸みを持って外傾するもの(I類)と体部から口縁部にかけて直線的に外傾するもの(II類)とがある。I類については体部の形状が本遺跡から出土する坏類に通じる形態のものがある。とくに高台付坏I 2類は、坏I 1b類に高台が付いたような形態をしている。高台付坏I 2類となる完形品(E-79-3)がII期官衙の中でも創建期となるII-A期の建物跡抜き取り穴(昭和54年度調査・東区1号掘立柱建物跡)から出土している。また高台付坏I 1類となる<中>E-17・78高台付坏が出土した寺院東方建物群のSI947からは、カエリのある蓋のみが出土しているので、高台付坏I 2類よりは先行する形態と考えられる。

II類については破片を含めても、出土している総量がI類に比べて少ない。体部から口縁部にかけて直線的に外傾する高台付壺II1類は、今のところE-380のみ1点しか出土していない(SX1616)。しかしこの形態は多賀城創建期の木戸窯跡(田尻町)や日の出山窯跡(色麻町)から出土している高台付壺に通ずるもの(註68)であり、SX1616で供伴している高台付皿の年代観を合わせても多賀城創建より幾分新しい年代が考えられよう。

完形品や復元可能な個体数は少ないが、これらの径高分布を見ると、時期的に最も古いと考えられるI1類の<中>E-17・78高台付壺は、口径、器高が小さい。それに比べて時期的に最も新しいと考えられるII1類のE-380は口径、器高とも最大となっている。官衙内のII-A期の建物の抜き取り穴から出土したI2類のE-79-3も、E-380の個体ほどではないが肥大化する傾向が認められる。



第220図 高台付壺 径高分布図

[須恵器分類 (3)]

蓋

I 内面にカエリのあるもの

1 小形のもの 端部径11cm以下

- a 宝珠形のツマミ
- b ボタン状のツマミ i 中央が凸形 ii中央が凹形 iii端部が「」形 iv 端部が平坦
- 2 大形のもの 端部径12cm以上 a 宝珠形のツマミ b ボタン状のツマミ

II 内面にカエリのないもの

- 1 扁平なもの 器高が3cm以下 a 宝珠形のツマミ b ボタン状のツマミ
- 2 中形のもの 器高が3.5cm
- 3 大形のもの 器高が4.5cm以上、いわゆる壺蓋と呼ばれるもの

高台付皿 (第219図参照)

壺部が短く立ち上がり、高台が付くもの

平瓶 (第224図参照)

I 全体に丸みを帯びているもの

II 体部上端に稜があり、それより上が平坦かやや扁平となるもの

- 1 文様のあるもの
- 2 文様のないもの

甕

I 口径が16~25cmの中形の甕

1 頸部に文様のあるもの

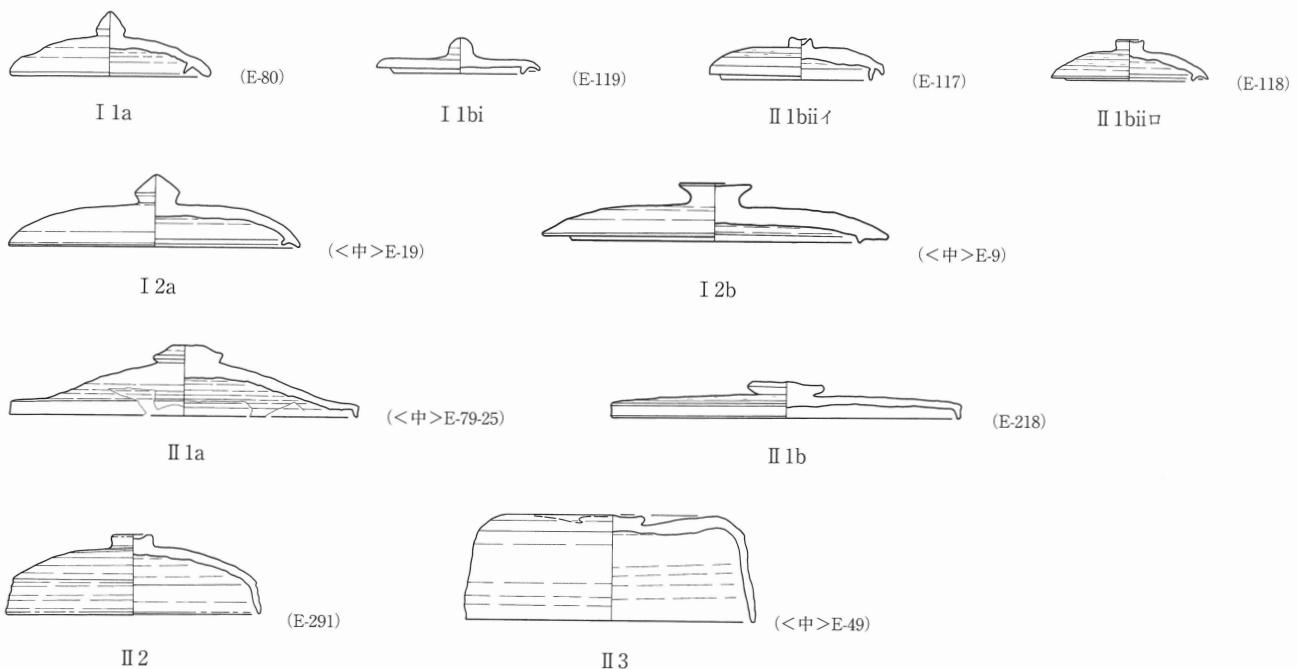
2 頸部に文様のないもの

II 口径が50cm以上の大形の甕

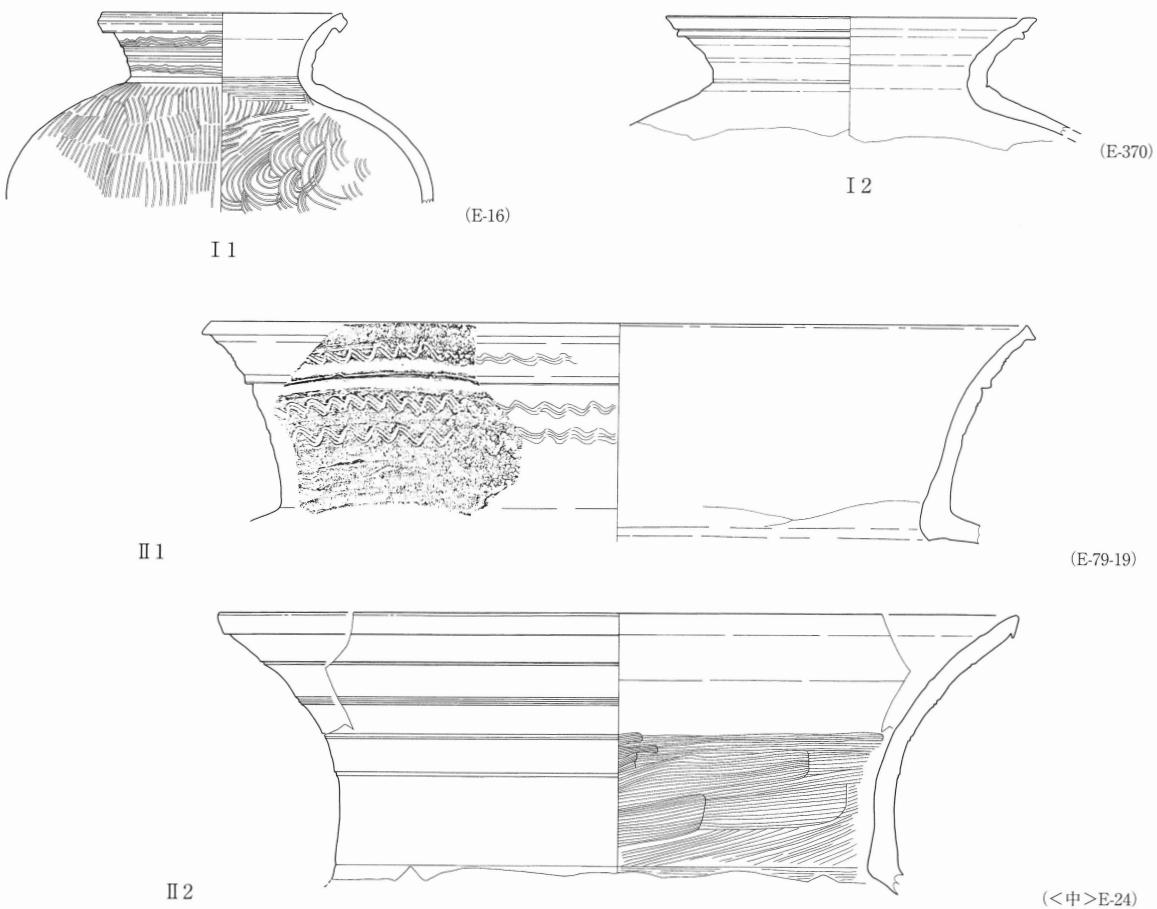
1 頸部に文様のあるもの

2 頸部に文様のないもの

蓋



甕



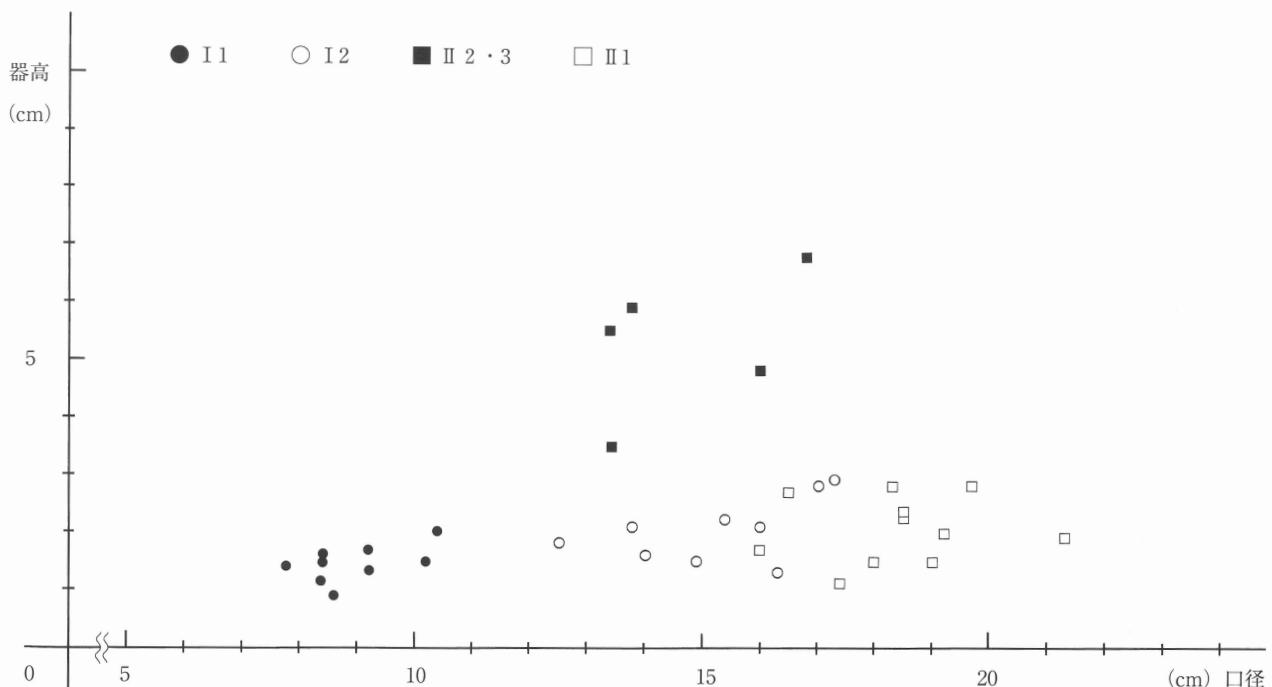
第221図 須恵器分類図（3）

蓋

蓋は内面にカエリのあるもの(I類)と内面にカエリのないもの(II類)とがある。I類については端部径が11cm以下で9cm前後に集中するもの(I1類)と、端部径が12cm以上となるもの(I2類)がある(第222図参照)。I1類が出土したのは、I期官衙の遺構が多い。これらは端部径からは坏I1a類に伴っていたと考えられる。なおこの蓋I1a類の中で端部が「」形を呈するもの(I1biiイ類)は、II類の製作技法の影響があるのではないかとの指摘がある(註69)。内面にカエリのあるものとカエリのないものとが生産段階では併に存在していた時期のあることを示している。I2類が出土しているのは、II期官衙や郡山廃寺の遺構である。このような蓋の端部径が大きくなることは、坏類の肥大化や高台付坏の出現によるものと考えられる。

II類については形態から、以下の器種の蓋と考えられる。扁平なII1類が坏や高台付坏の蓋、II2類が有蓋高坏の蓋、II3類はいわゆる壺蓋と呼ばれるものである。II1類はII期官衙や郡山廃寺の遺構からしか出土していない。II2類としたのはE-291蓋の1点のみであるが、I期官衙のSI1018からの出土である。このような蓋に伴う坏部は口縁部がY字状に別れているもので、畿内地方で言う「杯H」の形態である。E-291蓋とツマミの有無が不明であることや、天井部から肩部の形態にやや違いがあるが、このような「杯H」の蓋が難波宮跡(大阪府大阪市)より「戊申年」と墨書された木簡と併に出土している。難波宮跡のうち前期難波宮は、645年に孝徳天皇が飛鳥から都を遷したことに伴うものであり、後に完成した「難波長柄豊崎宮」と考えられている。1999年に実施された7B区の調査によって、谷地形の堆積土第16層から648年と推定される「戊申年」の紀年銘木簡と共に、多量の須恵器が出土している(註70)。きわめて遠隔地であり、宮殿という特異な場での土器と比較するのは躊躇されるが、土師器において畿内産土師器の存することを鑑みれば、須恵器においても同種の蓋が存在し、年代についても参考にすることははある程度許されると考えたい。E-291蓋と共に出土している土師器C-630坏(坏A I類)は、東北地方における古墳時代後期の土師器の標識遺跡である栗遺跡出土の土器類と同じ形態を示しているものであり、本遺跡では古相のものに属している。これらのことと合わせて考えるなら、E-291蓋の年代についても7世紀の半ば頃かやや遡る可能性が出てこよう(註71)。

II3類については、II期官衙の南方官衙と寺院東方建物群の竪穴住居跡のみから出土している。きわめて限られた使われ方をしていたと考えられる。



第222図 須恵器蓋類径高分布図

高台付皿（第219図参照）

坏部が短く立ち上がり、高台が付くものである。方四町Ⅱ期官衙内のSX1616から出土したE-377の1点のみである。このような形態のものは硯沢窯跡（宮城県利府町）のB3号窯の中の高台付きの盤とされるものに類似し、併に出土している坏や高台坏の検討から、多賀城創建期の日の出山窯跡や木戸窯跡より若干後出の様相を呈している（註72）とされている。

平瓶（第224図参照）

平瓶は全体に丸みを帯びているもの（I類）と体部上端に稜があり、それより上が平坦かやや扁平となるもの（II類）がある。II類には文様のあるもの（II1類）と文様のないもの（II2類）がある。いずれも漆の入れられたものが多い。

I類については全体の器形や口縁部の形態で類似したものが、茂ヶ崎横穴墓群（仙台市）の20号墓や矢本横穴墓群（宮城県矢本町）から出土している。本遺跡ではII1類がI期官衙の時期に、他はI期官衙、II期官衙のいずれの時期にも存在している。

甕

甕は口径が50cm以上の大形の甕（II類）とそれより口径が小さい中形の甕（I類）がある。それぞれ頸部に文様のあるもの（I1類、II1類）と頸部に文様のないもの（I2類、II2類）とがある。全体の器形を知りえるものが少ないが、I類については高さが35cm程で、丸底であると推定される。文様のないI2類が、I1類より量的に多い。なおII類は、今のところ破片を含めII期官衙の遺構のみから出土している。

鉢

鉢は頸部にくびれがあり、平底を呈している。小形のもの（I類）と大形のもの（II類）がある。究めて稀な器形で各1点しかなく、ともに方四町Ⅱ期官衙内のSE429よりの出土である。

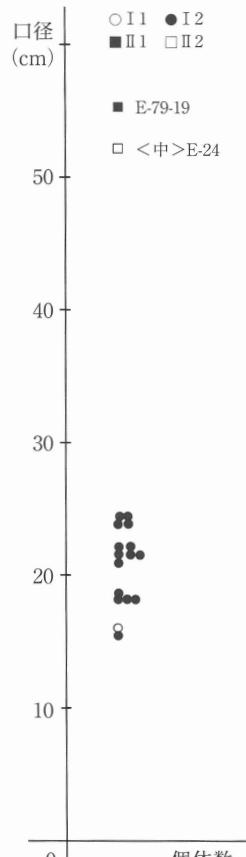
壺

壺については完形で出土したものは少ない。短頸壺はI期官衙のSI50から出土している。長頸壺は破片としては短頸壺より多く出土しているが、完形なものはほとんどない。図示（第224図参照）したのは郡山廃寺内のSI462から出土したものであるが、このようなもの他に頸部の長さや体部の形態に違いのあるものがI期官衙（SD552）、やII期官衙（SB134、東区1号掘立柱建物跡抜き取り穴、SE429、SI303）から出土している。

なお第224図中で特殊な壺としたものは、方四町Ⅱ期官衙西辺の第16次調査区から出土したものである。全体の器形は不明であるが、内面に漆が付着していることから、畿内地方で「壺G」と呼ばれている漆運搬用の容器である可能性が高い。

高坏

皿状の坏部と窓のない脚部を呈するもの（I1類）がある。出土した高坏の多くがこの形態である。口縁部がy字状に別れるもの（I2類）もあるが、1点のみである。この須恵器E-3高坏は、畿内地方で言う「杯H」の形態で、第1次調査で発見されているII期官衙のSI1の遺構検出時に出土している。今回の整理作業において隣接する第24次調査区の表土中より小破片ではあるが、このE-3高坏の胎土や焼成に類似し、法量も口径に対応する蓋の破片（E-134）があることを確認した。この他に波条文が入り、塊状の坏部と窓のある脚部であるもの（II類）がある。これも1点（E-365）のみで、I期官衙のSI1386カマドのソデ構築土中より出土している。よってI期官衙の遺構からの出土ではあるが、住居の機能していた際は使用されておらず、I期官衙以前に遡る可能性が高いと考えられる。



第223図 甕口径分布図

[須恵器分類 (4)]

鉢

頸部にくびれがあり、平底を呈するもの

- I 小形のもの II 大形のもの

壺

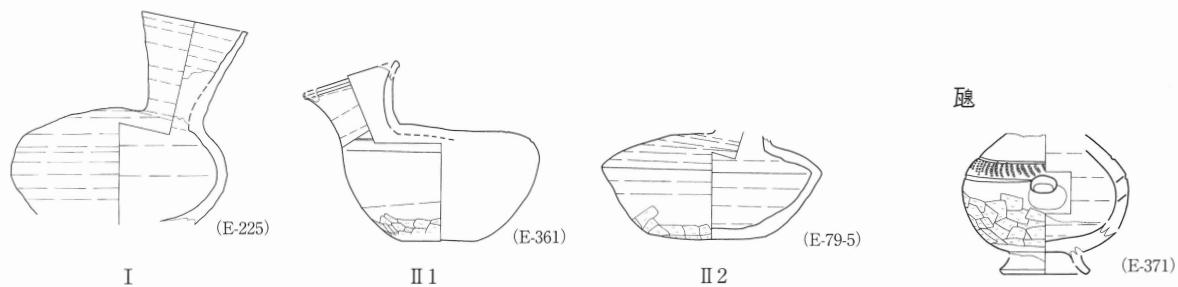
短頸壺、長頸壺、漆運搬用と見られる特殊な壺などがある

高坏

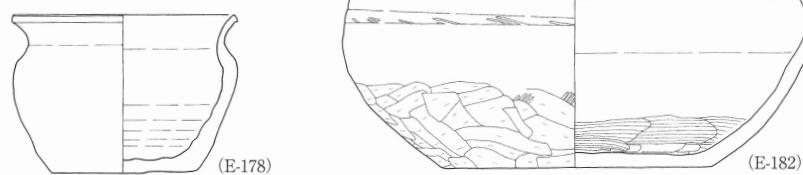
- I 盆状の坏部と窓のない脚部であるもの 1 口縁部が坏 I、II類と同じなもの
2 口縁部がy字状に別れるもの

- II 埚状の坏部と窓のある脚部であるもの

平瓶



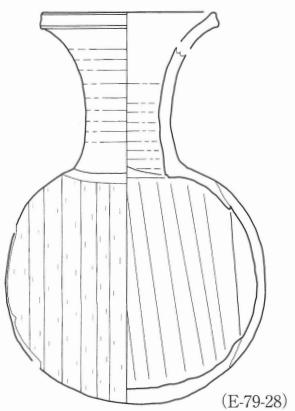
鉢



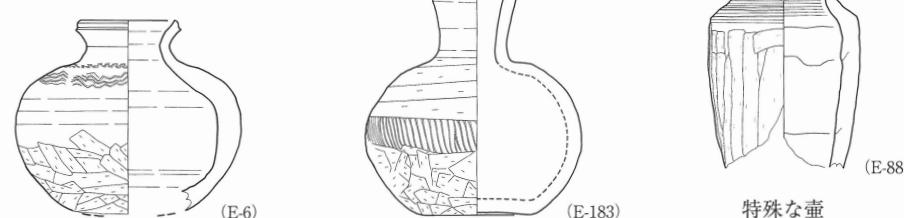
摺鉢



フラスコ型長頸瓶



壺



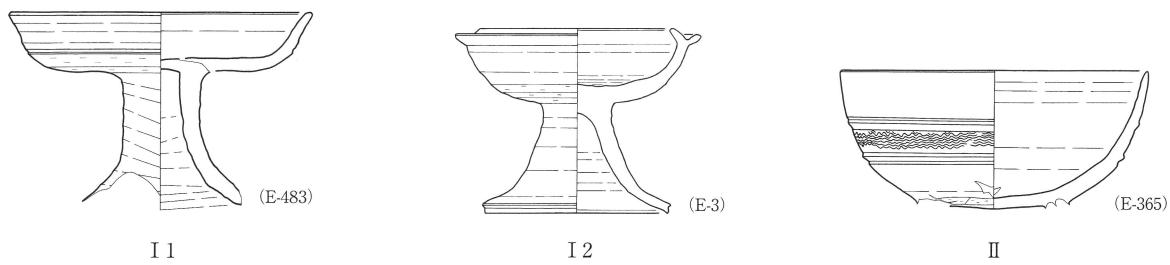
脚付盤

盤



第224図 須恵器分類図 (4)

高坏



第225図 須恵器分類図（5）

この他に盤、脚付盤、フラスコ形長頸瓶などの瓶類、甌、擂鉢などがあるが、究めて出土量が少ない。

このように須恵器を見てくると、蓋と高台付坏においてI期官衙とII期官衙において形態や出土状況に違いがあることを指摘できる。I期官衙の段階では蓋は内面にカエリのあるI類のみで、しかも端部径11cm以下の小形のもの(I1a類)が多い。I期官衙からII期官衙への移行期(註73)は、まだこのI1a類のみであるが、II期官衙の早い段階では高台付坏の出現と共に、内面にカエリがあり端部径が12cm以上となる蓋I2類が共伴するようになる(註74)。それとともに蓋類の中に端部径の大きなものや、内面にカエリのない扁平な蓋が出現するようになってくる。蓋の大きさや種類に多様性が出てくるのと同時に、高台付坏、盤、皿、鉢、甕(II類)などの器種の増加が見られる。II期官衙の開始と共に須恵器の様相に大きな変化が見られる。

これら須恵器には名取川流域の土壤に含まれる海綿状骨針が含まれているものがあり、当地方で製作、焼成されたものが含まれていることを示している。その一方で含まれていないものもあることから、他地方で製作され、供給されたものと混在している。今のところ直接供給された窯跡については、明らかになっていないが、後で述べる瓦と円面硯の一部については、福島県の浜通り地方(太平洋沿岸)の遺跡との関連が考えられることから、福島県の浜通り地方の窯跡からの供給が想定される。

これらの須恵器の年代については、これまで陶邑古窯跡群の編年と比較、検討して考えられることが多かった。それによれば本遺跡出土の須恵器は、陶邑古窯跡群の中の高藏寺217号窯跡出土の遺物(TK217)との比較から、7世紀の後半代の遺物を中心とした時期と考えられてきた。確かに蓋や高台付坏、盤などの存在や形態、法量などからは類似することが認められる。しかし近年、陶邑古窯跡群のこれまでの編年には疑問を呈する向きがあり(註75)、とりわけ畿内の須恵器分類で言う「杯H」が7世紀後半まで生産されていると言われるようになっている。またTK217からは複数点の内面にカエリのない蓋も出土しており(註76)、これまでの編年観でとらえて行くのは難しくなりつつある。また東海地方においても猿投窯跡群の中のI-101号窯では、杯Hと杯B(本遺跡の高台付坏)、内面にカエリのある蓋とない蓋が併に出土している。またH-50号窯でも杯Hと杯B、内面にカエリのない蓋が出土している(註77)。生産遺跡における編年で再整理が必要な現状である以上、それらから年代を導くのには躊躇せざるおえない。したがって今回の報告では土師器、畿内産土師器、関東系土師器との共伴関係や、多賀城創建段階での窯跡出土の須恵器などとの比較、検討をしながら位置付けを行った(註78)。

ではなぜ多様の器種が混在して生産されている中で、本遺跡では内面にカエリのある蓋とカエリのない蓋や、高台付坏の出現に時期差が認められるのであろうか。これは推測の域を出ないが、地方においての中央からの須恵器生産体制の受容の仕方や、官衙、寺院、集落、墳墓などの供給先による器種の限定、さらにそれらへの供給の仕方の違いなど地域的な個性が反映されることを考えたい。時間軸による形態や器種の変化はもちろんであるが、それ以外にも官衙としての機能面や、寺院や墳墓との関りで使用される須恵器の様相から違いが生じるのであろう。必ずしも確一的な基準だけでは理解できない面があると考えられる。各地域ごとにそれぞれの土器様相について検討をし、見直す必要が出て来ている。

3. 瓦

郡山遺跡からは軒丸瓦、軒平瓦、平瓦、丸瓦、鴟尾、熨斗瓦などが出土している。主に郡山廃寺の中心部より出土しているが、稀に方四町Ⅱ期官衙の中や南方官衙、寺院東方建物群などからも少量出土している。今のところ瓦葺きの建物跡は、郡山廃寺のSB100基壇建物跡(講堂)とSD536・562・1008溝跡に区画された内部の建物跡の2棟と考えられる。

軒丸瓦

単弁蓮華文軒丸瓦で八葉の弁が配され、蓮弁の先端が尖り気味となっている。蓮弁内で最大の盛り上がりは、範の良好な状態のもので子様の先端にある。蓮弁の中央には鎬状の稜線がある。間弁は蓮弁より高く瓦当内に均等に割り付けられたもの(A種)と、中房を挟んでそれがあり非対称に割り付けられたもの(C種)がある(註79)。中房は突出し、1+4の楔形の蓮子が配されている。範の良好な状態のものでは、蓮子が蓮弁を忠実に写したような形状となっている。内区と周縁の間には一本の圈線があり、周縁は平坦である。また蓮弁や細部の違いにより、他に2種類の範(B、D種)がある。瓦当の厚さにはばらつきがあり、また丸瓦との接合部はそのままか、稀にヘラキザミが入れられている。

発見されたもののうち多くはA種の破片である。B種は2破片(F-35・39:第46次調査)で、そのうちF-35は瓦葺きの建物を区画しているSD562溝跡からの出土である。C種は瓦当のみの2個体(F-10:第15次調査、F-99:第155次調査)で、A種に比べ径が小さい。D種は1破片のみで、蓮弁内の子葉が細く長い。いずれも文様の基本的な構成が変わるものではないと考えられる。A種とC種では、C種が間弁の配置で精密さを欠くこと(註80)と出土量が少ないとから後出のものであると考えられる(註81)。

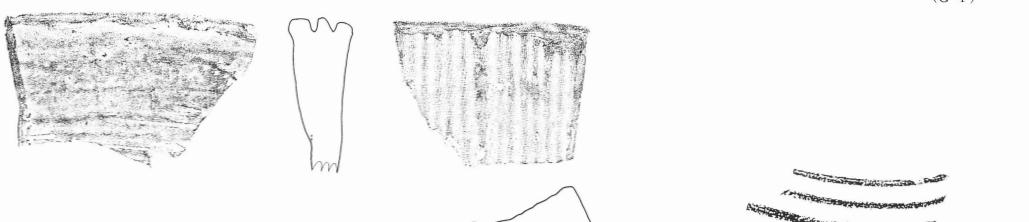
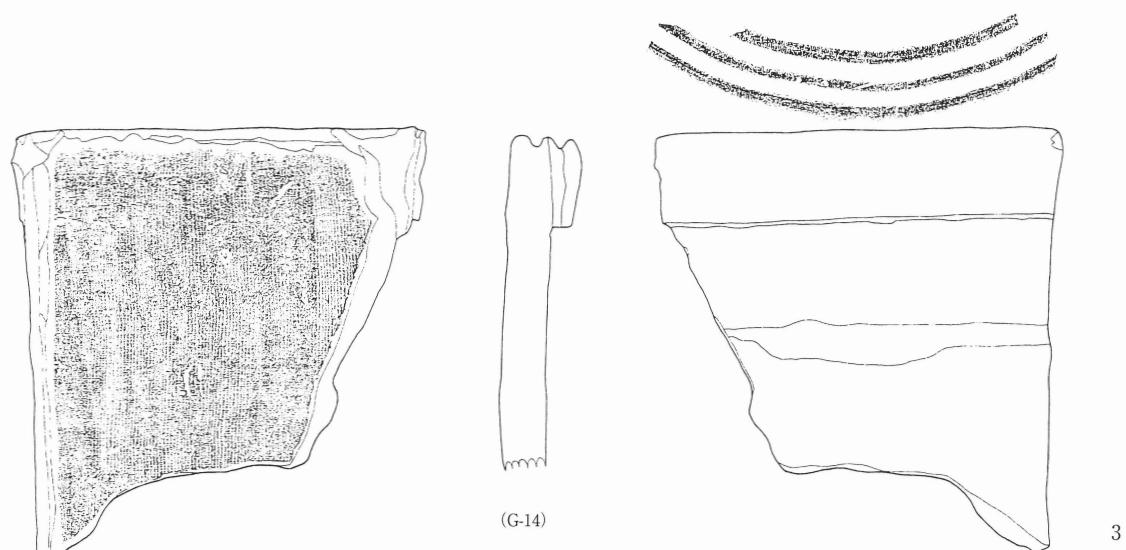
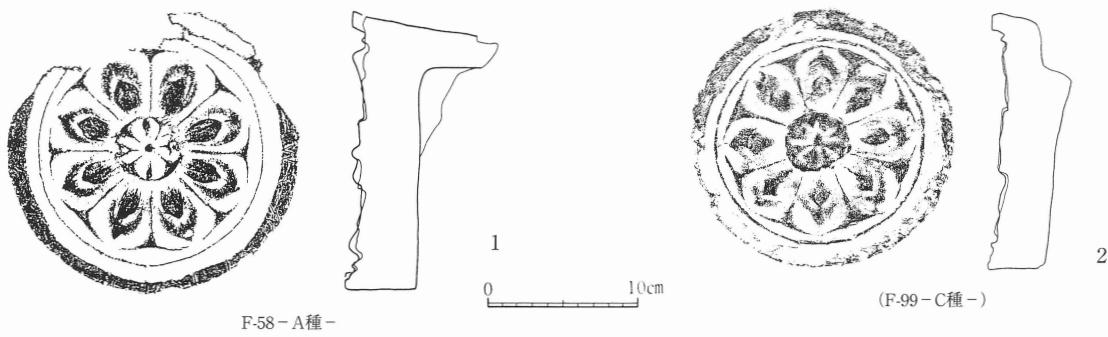
郡山廃寺の軒丸瓦の中でこのような特徴があることを踏まえ、陸奥国府である多賀城や多賀城廃寺の軒丸瓦と比較してみると、以前より類似が指摘されていた多賀城第I期の114(多賀城跡瓦分類番号)とされる軒丸瓦との間に共通する点を見出せる。これまで郡山遺跡のA種との比較から、蓮弁や蓮子の形態だけで論じられてきたが、C種と同じように多賀城の114軒丸瓦も中房を挟んで向かい合う間弁にそれがあること、他に比べ径が小さいこと、蓮弁の大きさに不揃いが生じていることなどを指摘できる。これはC種の文様の細部が圈線を略しただけ、多賀城の114軒丸瓦の範の製作時に影響を及ぼしたことを、これまで以上に考えさせるものである。

軒平瓦

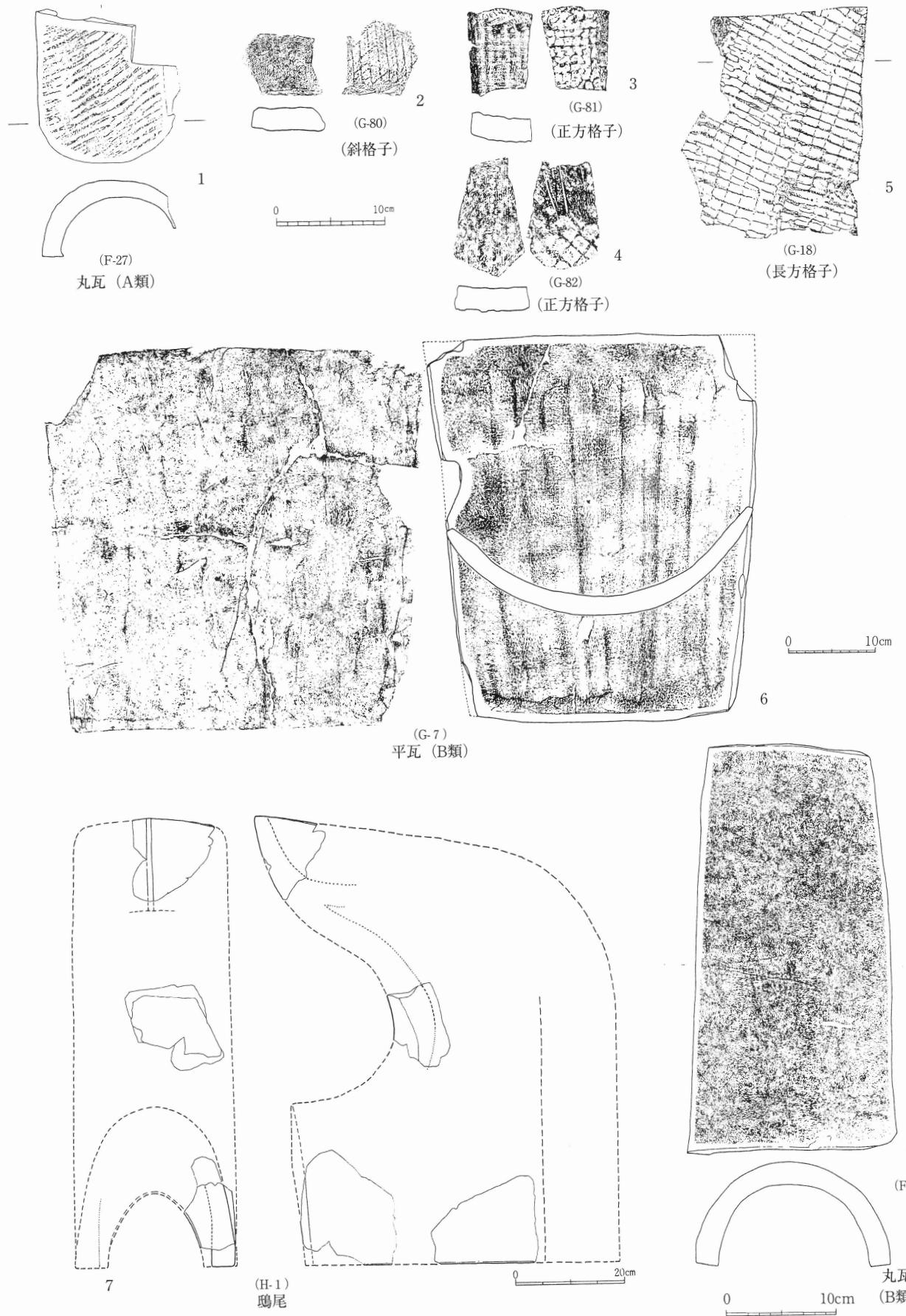
郡山廃寺からはロクロ挽き重弧文軒平瓦の頸部の破片が1点(G-4:第15次調査)出土している。平瓦の部分から帶状に貼り付けた頸部の破片である。剥離した面には平瓦の方にヘラキザミが入れられていた痕跡が観察される。同様の特徴を示すものが方四町Ⅱ期官衙内のSI367から1点(G-14:第24次調査)出土しており、凸面縄叩きの後にヘラケズリ、凹面が布目痕のみの桶巻き作りによる平瓦に接合している(写真図版631)。

この他に同じ重弧文軒平瓦が方四町Ⅱ期官衙内の東部から2点(昭和54年度調査)出土している。凸面平行叩き、凹面が布目痕を丁寧に擦り消したG-79-2軒平瓦と、凸面格子叩きの痕跡を残し凹面が竹状模骨痕のG-79-1軒平瓦である。ただしこの種の軒平瓦は郡山廃寺からは出土していない。

郡山廃寺とその周辺からは、軒丸瓦の破片が50点ほど出土しているが、軒平瓦が1点のみと言うことになり究めて少ないことになる。これについては第66次調査の際に平瓦の凸面に朱の付着した平瓦が存在したことから、平瓦を軒平瓦として代用して葺いている(註82)とした。朱の付着した平瓦は凸面が丁寧に擦り消され、叩き目の痕跡が消されている。同じように擦り消され、その部分に須恵器大甕の頸部に入れられるような波状文の入る平瓦(G-1:第12次調査、G-28:第46次調査、G-48:第63次調査など)があり、これについても軒平瓦となる可能性がある(註83)。今のところ朱の付着した破片はないが無文の軒平瓦(第188図6参照)となることを考えている。



第226図 瓦分類図 (1)



第227図 瓦分類図 (2)

平瓦

粘土板桶巻き作りによる平瓦で凸面が格子叩きされたもの(A類)と、縄叩きされたもの(B類)とがある(註84)。郡山廃寺の遺構から出土しているものはB類に限られている。縄叩きの後に擦り消しやヘラケズリが入れられるものが多い。郡山廃寺に葺かれていたと考えられ、量的にはA類を圧倒している。

A類には叩きの種類が斜格子、正方格子、長方格子があり、そのうち正方格子のものは主にⅠ期官衙の遺構から出土している。SI79(第19次調査)のカマド周辺からはG-10平瓦(第32図)が、またSB264(第24、87次調査)の柱抜き取り穴からはG-62平瓦(第42図参照)が出土している。これらはⅠ期官衙の遺構から出土しているが、今のところⅠ期官衙に瓦葺きの建物が存在したとは考えていない。瓦自体の出土が少なく、部分的な瓦葺きの建物を想定するにしても、その量には達していないからである(註85)。

Ⅰ期官衙の南東辺付近では、郡山廃寺に葺かれたB類の瓦の小片が遺構内から出土している(註86)。Ⅰ期官衙の機能している段階で既に造寺の活動を開始していたためであり、A類の瓦も造寺に關ってⅠ期官衙内に持ち込まれた可能性を考えている(註87)。

方四町Ⅱ期官衙内のSX1244(第24次調査)から出土した長方格子叩きのG-18平瓦(第81図)は、善光寺遺跡(福島県相馬市)7号窯跡から、須恵器焼成時の焼き台として出土している平瓦(1110類: 善光寺遺跡瓦分類番号)と同じ特徴のものである。叩き具の特徴や焼成、胎土、さらに瓦の厚さなどを観察する限り、善光寺遺跡7号窯跡で焼成されたものと考えられる。本来この瓦は黒木田遺跡(相馬市)へ供給された軒平瓦の一部と見られているものである(註88、89)。

丸瓦

粘土板巻き作りによる行基式丸瓦である。凸面が平行叩きされたもの(A類)と、縄叩きされたもの(B類)とがある。縄叩きされたものは、ほとんどがナデやヘラケズリで叩き目が消されたものが多い。A類はF-27丸瓦の1点のみで斜格子、正方格子叩きの平瓦と伴に方四町Ⅱ期官衙内のSK391(第35次調査)から出土している。郡山廃寺の遺構から出土しているものはB類に限られている。第46次調査から出土したF-49丸瓦のみに直径1cmの釘孔が開いている。他のB類の丸瓦はすべて孔のないものである。

鷲尾

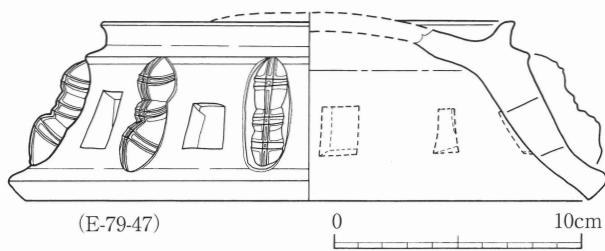
鷲尾は郡山廃寺内の調査区から破片で出土している。文様などではなく、ナデやヘラケズリにより成形されている。高さは1m程と見られ、胎土や焼成からは2個体以上存在したと考えられる。郡山廃寺南門(SB1880)のB期(新)の柱穴掘り方の中に複数の鷲尾片が含まれていることから、寺院内で屋根の補修等が行われたと考えられる。

熨斗瓦

出土している平瓦類に比べ平坦で、熨斗瓦と見られる瓦が1点出土している。第63次調査区の耕作土中より出土した熨斗瓦は、桶巻き作りの痕跡を残しているがナデにより凹凸を調整し、きわめて平坦な瓦である。

4. その他

その他の遺物として小札、刀子などの金属製品や、木簡や柱材などの木製品、壁材などの建築材料などが出土している。ここでは円面硯について若干触れておく。昭和54年度調査で出土したE-79-47円面硯(第228図)は方形の窓を有し、脚部には窓と窓の間に独鉛状の形態をした装飾が付いている。第55次調査区からも同じ形状をしたE-264円面硯(写真図版713)が出土している。高さにやや違いがあり、別個体と見られている。これらと同じ形態をしたものが古代の陸奥国行方郡の役所跡である泉廃寺跡(福島県原町市)からも出土している。この他に第35次調査区のSI390から出土したE-195円面硯(第119図)は新羅の硯を模したものであるとの指摘がある(註90)。



第228図 昭和54年度調査区出土円面硯

第2節 遺構の変遷とその性格

ここではこれまでの調査によって明らかになった遺構と遺物の概要を総括する。

1. I期官衙

I期官衙は東西295.4m、南北604m以上にわたって広がり、掘立柱建物跡や小規模な材木列、板塀跡が真北より東に30°から40°ほど振れた方向(西に50°から60°)を基準に造られている。遺構は南部ほど角度の振れが大きい。

I期官衙の中枢部は東西118.5～120.3m、南北91.6mの一本柱列(SA1615など)か板塀(SA651・1204)により区画され、建物はこの塀に密着するように建てられている。この区画内部は広場状の空閑地となっている。南東辺には建物から延びる門(SB1795)があり、南東方向を向いている。遺構の重複からは2時期に分けられ、一本柱列による区画内に主に総柱建物が建てられた時期(A期)から、板塀と側柱建物へ建替えられた時期(B期)への変遷がある。中枢部南東辺に門が造られたのはB期で、他の各辺には小規模な門しか取り付いていない。この様相からSB1795が中枢部の主要な門と考えられる。この中枢部の形態や門の配置からは、広瀬川と名取川の合流点方向の南東方向が正面と考えられる。これら中枢部の範囲は後に方四町II期官衙の正殿や石組池が配置される政庁域と重複している。

周辺には総柱建物による倉庫群や、掘立柱建物と竪穴住居が立ち並ぶ雑舎群、櫓状建物により警備された武器関連の工房群、竪穴住居が集中する竪穴群などがある。各群が機能ごとに院を形成していたと見られる。

倉庫群は中枢部を挟むように両側面に広がっている。仮に倉庫院(北)と倉庫院(南)と呼ぶことにすると、両倉庫院ともに2から4回の遺構の重複がある。とくに総柱建物から側柱建物への建替えという傾向がある。ただし総柱建物も2ないし3時期の変遷をしている箇所があり、周辺の遺構と関連しながら建替えられているものとみられる。なおSB14・1100などの側柱建物については、梁行が4ないし3間と特殊なことや柱材が太いこと、平面積が120m²とほぼ一定していることなどから、単なる事務棟ではなく一定の容量や長さの物資を収納した倉庫である可能性がある。

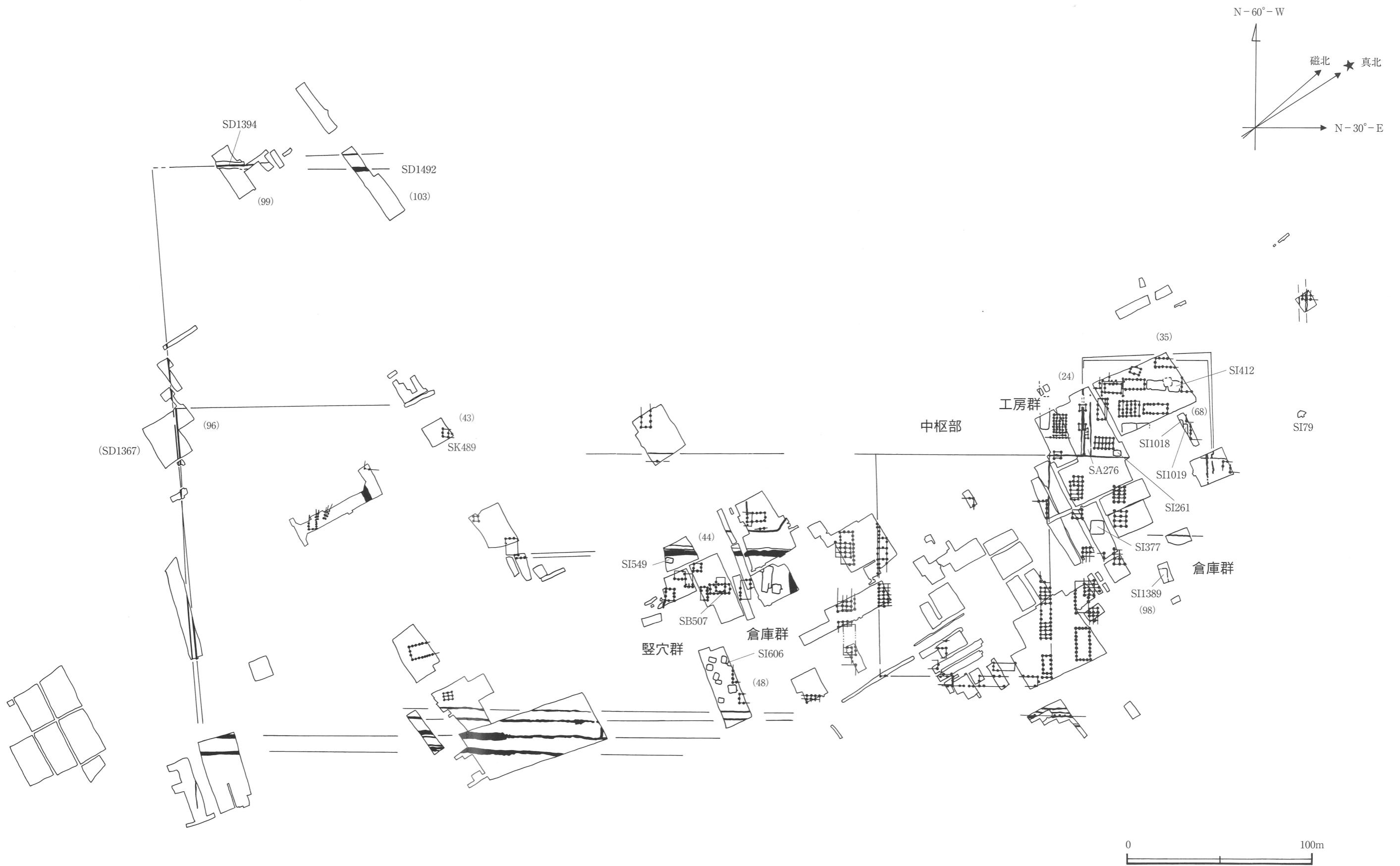
雑舎群では竪穴住居と掘立柱建物が、軒を揃えながら建ち並び、3から4時期の遺構の変遷がある。短辺51～54m、長辺65～66mの区画の中で、3列ないし4列の遺構が配置されていたようである。長辺に四脚門が配置されている。工房群や倉庫群では内部区画の材木列から、内部の遺構までは10から13m離れて配置されているが、このブロックでは竪穴住居が材木列に近接して配置されてる。

工房群には鍛冶工房や棟持ち柱を有する建物などの特殊な遺構がある。竪穴群では小規模な竪穴住居が不規則に配置されているようで、内部の区画も溝となる地点がある。I期官衙南東部、南部では竪穴住居が密集する地区もあるが、中枢付近から見れば遺構数は減少している。

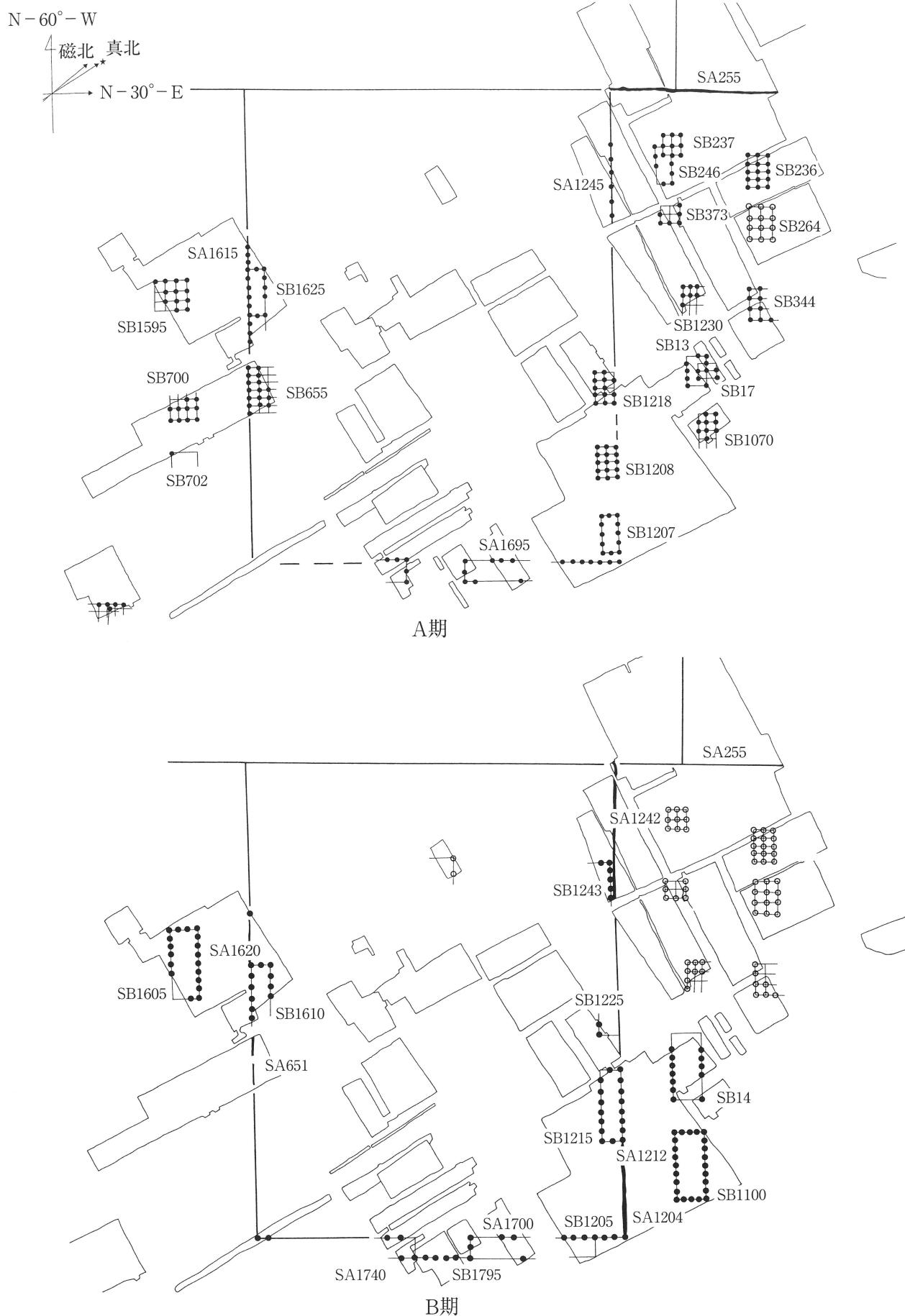
官衙の外側は材木列で区画され、中枢部正面で3から4時期、東辺で3時期、南辺で2時期が確認されている。北部から南部へ徐々に拡大したためと考えられる。西辺は材木列と溝が1時期のみであり、様相が異なっている。西に隣接する西台畠遺跡や長町駅東遺跡からは、360軒以上の竪穴住居跡が発見されている。I期官衙西辺を検出した地点(第99次調査区)から西に150m程(長町駅東遺跡)で、材木列や一本柱列により区画された集落が存在していることが明らかになりつつある。

I期官衙は全体の規模が極めて広いことや、中枢部が7世紀代に遡る地方官衙の主要区画に比べて突出した平面積を有している。類似する規模の地方官衙は、評と国家的施設の宮が併設した久米官衙遺跡群(松山市)のみである。

I期官衙の機能は倉庫群の多さから物資の集積、工房群の中で鎧の製作、修理をしていることから武器の製作、官衙内に竪穴住居が多数存在することからは、人員の集合などの機能が考えられる。畿内産土師器の出土などを考慮に入れれば、飛鳥の王権と直結した官人の派遣される国家的施設である。さらにI期官衙の配置が河川との位置関係に密接な関連のあることからは、渟足柵や磐舟柵のような海路の拠点ともなる「柵跡」と考えられる。



第229図 I期官衙全体図



第230図 I期官衙中枢部（変遷）

2. II期官衙

II期官衙はI期官衙を取り壊して、真北を基準にして造られている。方四町II期官衙、南方官衙(西地区、東地区)、寺院西方建物群、寺院東方建物群などからなる。またそれらの南に伽藍を有する郡山廃寺がある。

方四町II期官衙は四町(428m)四方に直径30cm程のクリ材を立て並べ、その外側に大溝を巡らせている。材木列の上部構造は不明であるが、地中に2m近く埋設されている箇所があり、地上の高さはそれ以上であったと考えられる。この材木列の南辺中央には門(SB712)があり、南西コーナーと西辺上には櫓状の建物(SB51・134)が設けられている。大溝(SD35)は材木列から9m離れており、幅は3~5mで深さは約1m程である。さらにこの外側約50mの間では遺構が希薄となり、広場状となっている。

この官衙の中央やや南よりに中枢部(政庁)があり、その北寄りに桁行8間(身舎6間)、梁行5間(身舎3間)の東西17.4m、南北10.8mの四面廂付建物(SB1250)があり、正殿と考えられる。この正殿の北側には建物に接して南北13mの幅で、東西10m以上となる小粒の河原石によるバラス敷きの石敷遺構(SX24)がある。正殿の北廂の柱筋に沿って、やや大きめの河原石が並べられ建物と石敷きの境界が明瞭となっている。正殿の南と東からは石敷遺構は検出されていない。広場として機能していたことを想定している。

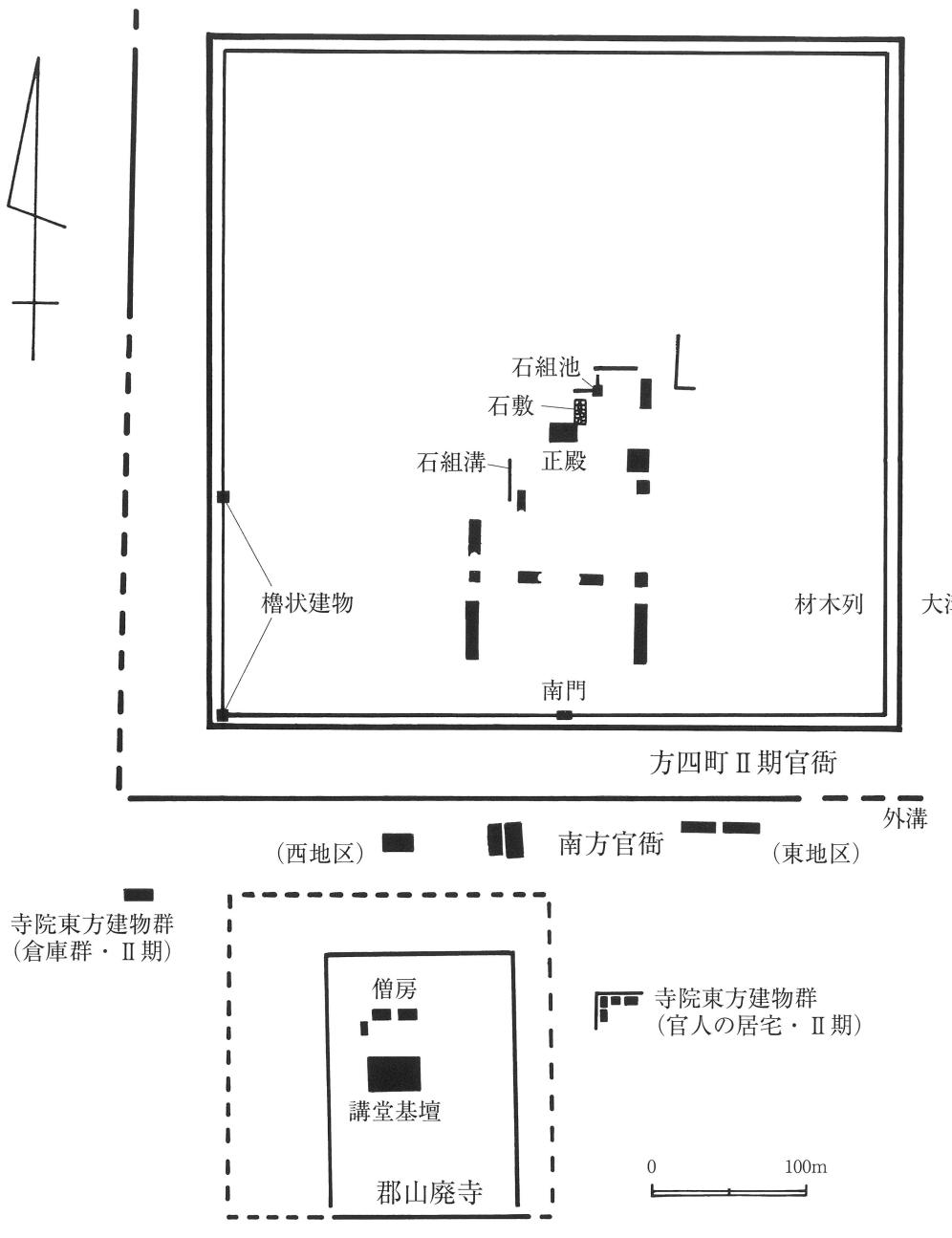
この石敷遺構の北東には河原石(拳大~枕状大)を積み上げて造った方形の石組池(SX1235)がある。内法で東西3.7m、南北3.5mのほぼ正方形で、深さは60cmである。当時の地表の標高を反映していると見られる石敷遺構の上面からは、深さが70cm程となる。底面には拳大の扁平な河原石を敷き詰めていたが、後世の搅乱で撤去されほとんどが失われている。底面や側壁の裏込めには粘土やシルト土が詰められている。

このような方形池は奈良県明日香地方の石神遺跡や飛鳥池遺跡で発見されている。それらは河原石を積み重ね、石の平坦な面を側壁として使用するような形状となっている。しかし本遺跡の場合は、池底面に接する箇所はやや大きい河原石は長手に据えているが、2段目以上は扁平で小形の河原石を小口平積みにしている。この技法は河原石積みによる横穴式石室を構築する際に用いられるもので、本遺跡の南約3kmの安久東古墳群などで見られる。この技法による古墳は仙台周辺では稀で、関東平野の北西部に多く、群集墳を形成している例が多い(註91)。安久東古墳群も7基の古墳が発見されているが、本来はもっと基數が多かったと考えられている。造営は7世紀の初めから開始され、8世紀前半には終息すると言う。石室の形態からは関東平野北西部からの移住集団の存在を考えられている(註92)。この安久東古墳群の南には関東系土師器を出土した清水遺跡があり、古墳の被葬者との関連を窺わせる。同様の土師器も本遺跡から出土することからは、このような集団がII期官衙の造営に関っていたことを考えさせる。

この石組池の北壁と西壁には給排水用と見られる石組溝跡(SD1236・1249)が接続している。またこの周辺では石組溝跡が他に2条(SD1217・1600)あり、南ほど溝跡の底面標高が下がっている(註93)。

これらの石組池や石組溝跡の東には、桁行7間、梁行2間の床張りの南北棟の建物跡(SB1210)がある。主柱穴に密着するように束柱痕跡があり、このような構造の建物は今のところ正殿の南にあるSB1555しか発見されていない。その稀少性とSB1210が池と対面する位置にあることを重視すれば、石敷遺構(広場)、石組池と一体になって使用されていたことが想定される。

これらの遺構の南にはSB1635やSB1555を中心に「口」の字形に数棟の建物がある。これらの建物を挟むように南北棟による2列の建物列が東、西に並んでいる(II-A期)。SB1555が火災により消失した後には、真北よりやや西に偏した建物群(II-B期)が出現する(註94)。なおII-B期の建物は正殿より北では検出されず、正殿やSB1210も抜き取り穴や建替えが認められていない。正殿や石組池周辺の遺構は、創建時に造られてから終末まで、そのまま維持されていたようである。これより北部では遺構が希薄となり、南辺から三町離れて東西方向の一本柱列(SA386)により、官衙内部が南北に仕切られていたことが明らかになっている(第120図)。

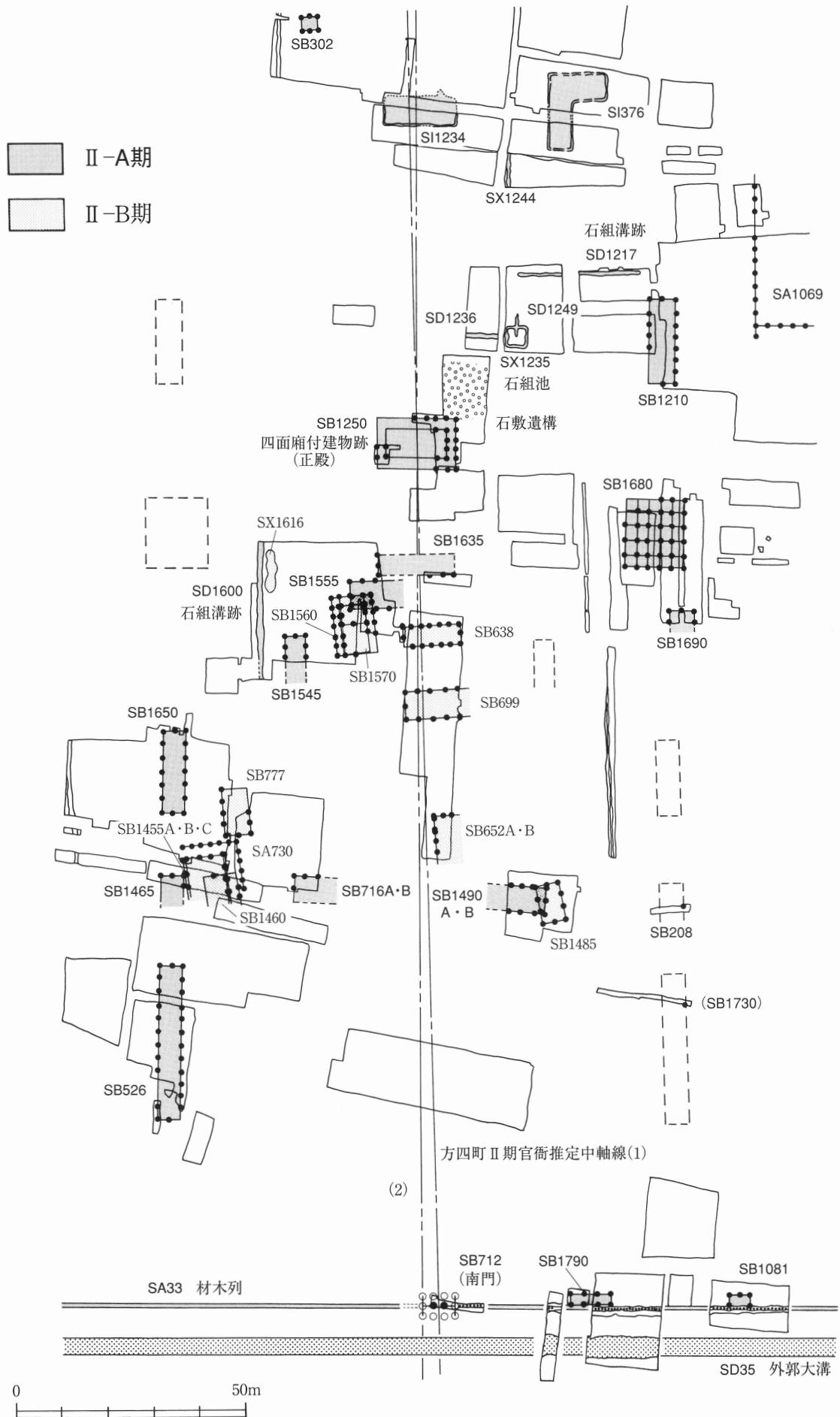


第231図 II期官衙全体図

この他に方四町II期官衙の南には南方官衙(東地区、西地区)、寺院西方建物群、寺院東方建物群などがある。南方官衙は東地区では桁行10間、梁行2間の長大な建物(SB1306・1320・1321)により、西地区では方四町II期官衙内の正殿より規模の大きい四面廂付建物(SB1277)や三面廂付建物(SB2015)などによって構成されている。南方官衙の建物は、いずれも方四町II期官衙内部の主要建物と同等かそれ以上の規模のものであり、外郭南辺から約50m離れた外溝(SD984・1860・2000)以南に整然と配置されている。建物の配置から2時期の変遷がある。

寺院西方建物群は総柱や束柱を有する倉庫風の建物が材木列で区画されている。寺院東方建物群は四面廂付建物(SB1130)を中心に小規模な掘立柱建物で構成され、3時期の変遷がある。遺構の検出面上から多量の遺物が出土している。

II期官衙は方四町II期官衙を中心として、その機能ごとに分化して配置されていたと考えられる。方四町II期官衙の内部には地方官衙で唯一の石組池が配置されている。正殿とした建物よりも北部に位置し、重要な役割を持つ



第232図 方四町II期官衙中枢部主要遺構配置図

ていたものと考えられる。またその周囲には石敷遺構や石組溝が配置され、飛鳥地方の宮殿に匹敵するような構成となっている。また中心の建物群の周囲には南北棟の建物が東西に列をなす様相は、前期難波宮や藤原宮の朝堂院の建物配置を想起させる。さらにこの官衙外の南方官衙に配置された大規模な建物群の存在は、これまでの東北地方の城柵官衙遺跡の例からは、想像されなかった遺構のあり方である。

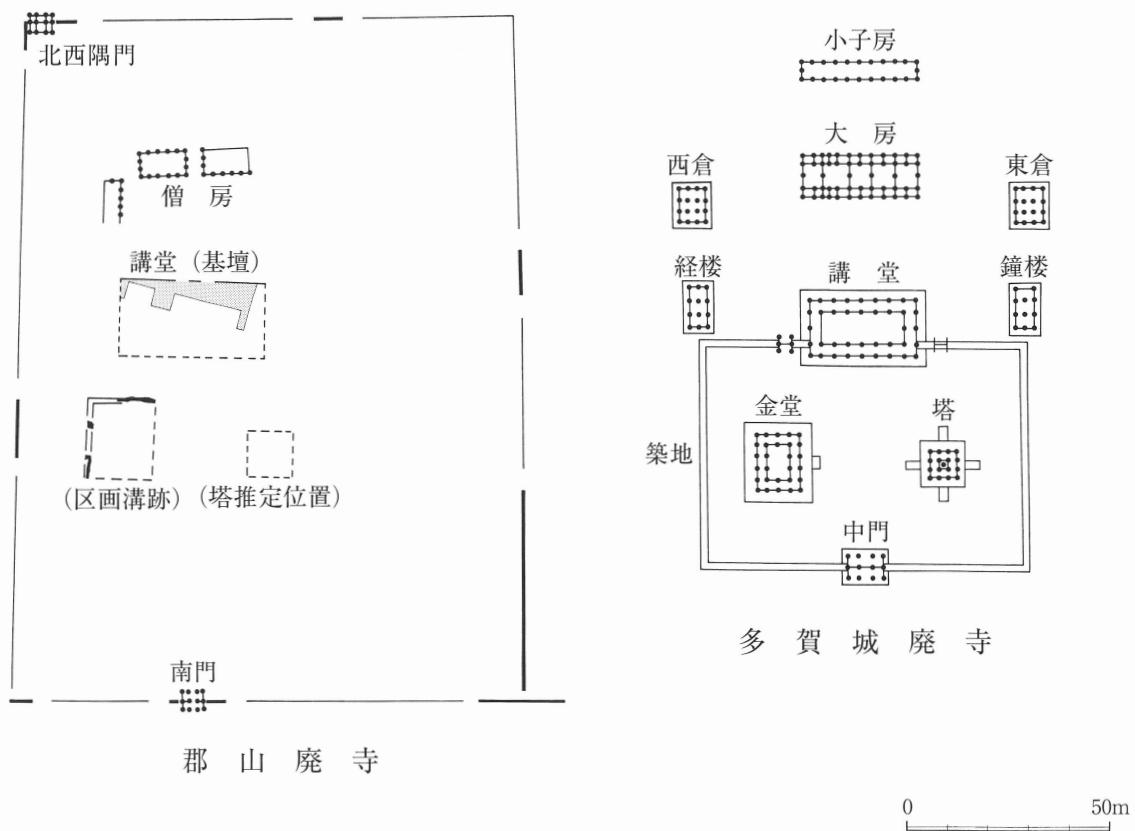
規模の点からは郡衙あるいは評衙と見ることは難しく、城柵と見た場合でも、外郭線のあり方や正方形と言う形状では8世紀代の城柵に通ずる点があるが、築地塀などによる内郭となる遮蔽がないことや、方四町Ⅱ期官衙の内、外の遺構のあり方には大きな違いを認めざるおえない。このような規模や遺構の存在からは古代国家の直接的な関与がなくては、成り立ち得ないことであって、当時の陸奥国のもと中心的機能を果たす官衙として築かれたと見るべきであろう。

Ⅱ期官衙が成立すると、Ⅰ期官衙で多数あった総柱の建物跡は、寺院西方建物群などに少数見られるだけで急激に減少する。このⅡ期官衙の機能していた時期に宮城県内の名生館遺跡や南小林遺跡、赤井遺跡などの官衙、燕沢遺跡、伏見廃寺などの寺院、大蓮寺窯跡や長根窯跡などの窯跡が出現し、7世紀末から8世紀初めにかけての陸奥国内に大きな変化が見られる。

Ⅱ期官衙は、池や石敷遺構の存在から飛鳥地方で行っていた蝦夷への服属関係の儀礼を現地で実施することに重要な使命が課せられた官衙である。同時代の官衙の中でも、正方形であることや、外周帯と同様の空間地を有していること、朝堂風の建物配置であることなど、当時の最新の宮都(藤原宮)の要素を取り入れて造られている。このような様相からはⅡ期官衙が陸奥国の国府として造営されたことを考えざるをえないである。

3. 郡山廃寺

伽藍の中で講堂跡とした基壇建物(SB100)より南では、遺構の残存状況が悪い上に、宅地化により調査を実施す



第233図 郡山廃寺と多賀城廃寺

ることが難しい。しかし現在まで明らかになっている講堂、僧房、区画溝跡内にあるであろう瓦葺き建物、伝承による塔跡推定地などの存在は、国府多賀城に付属する多賀城廃寺の伽藍配置に通ずる点が多い。瓦葺き建物が金堂であるとすればほぼ同じとなるであろう。郡山廃寺では多賀城廃寺で存在しない南大門に相当する位置で、八脚門が発見されている。広さの点では多賀城廃寺を上回る広さを有していたことになる。ただ多賀城廃寺が金堂や塔を中心に築地により伽藍の中枢を囲む構造になっているのに対し、郡山廃寺では周囲を材木列で囲われた内部には、さらなる遮蔽施設は発見されていない。調査区の制約があり現時点で発見されていない可能性もあるが、同じような配置は陸奥国磐城郡衙に付随する夏井廃寺にも見られ、区画溝や柱穴列により東西96.3m、南北119.5mの範囲を大きく区画するだけの構造をとっている(註95)。

ただいざれにしても金堂と塔が対面する觀世音寺式の伽藍を有していたことは、軒丸瓦の文様が多賀城へ引き継がれたように、寺院内の主要伽藍配置が多賀城の付属寺院へ継承されたことを示すものであり、郡山廃寺が多賀城廃寺と同じような国府に付属した寺院であったことが考えられるであろう。

4. 遺構変遷と出土遺物

郡山遺跡では遺構の検出状況から、Ⅰ期官衙とⅡ期官衙ならびに数は少ないがそれ以前の遺構がある。これまでの調査の結果から、Ⅰ期官衙は重複回数の多い北部と少ない南部、Ⅱ期官衙の中でも主に中枢部内でⅡ-A期からⅡ-B期への変遷など、遺構の時期の細分化が多少は可能になってきた。ここでは遺物の出土している遺構を中心に重複関係を重視し、遺物の編年的位置と官衙、寺院の変遷について述べたい。

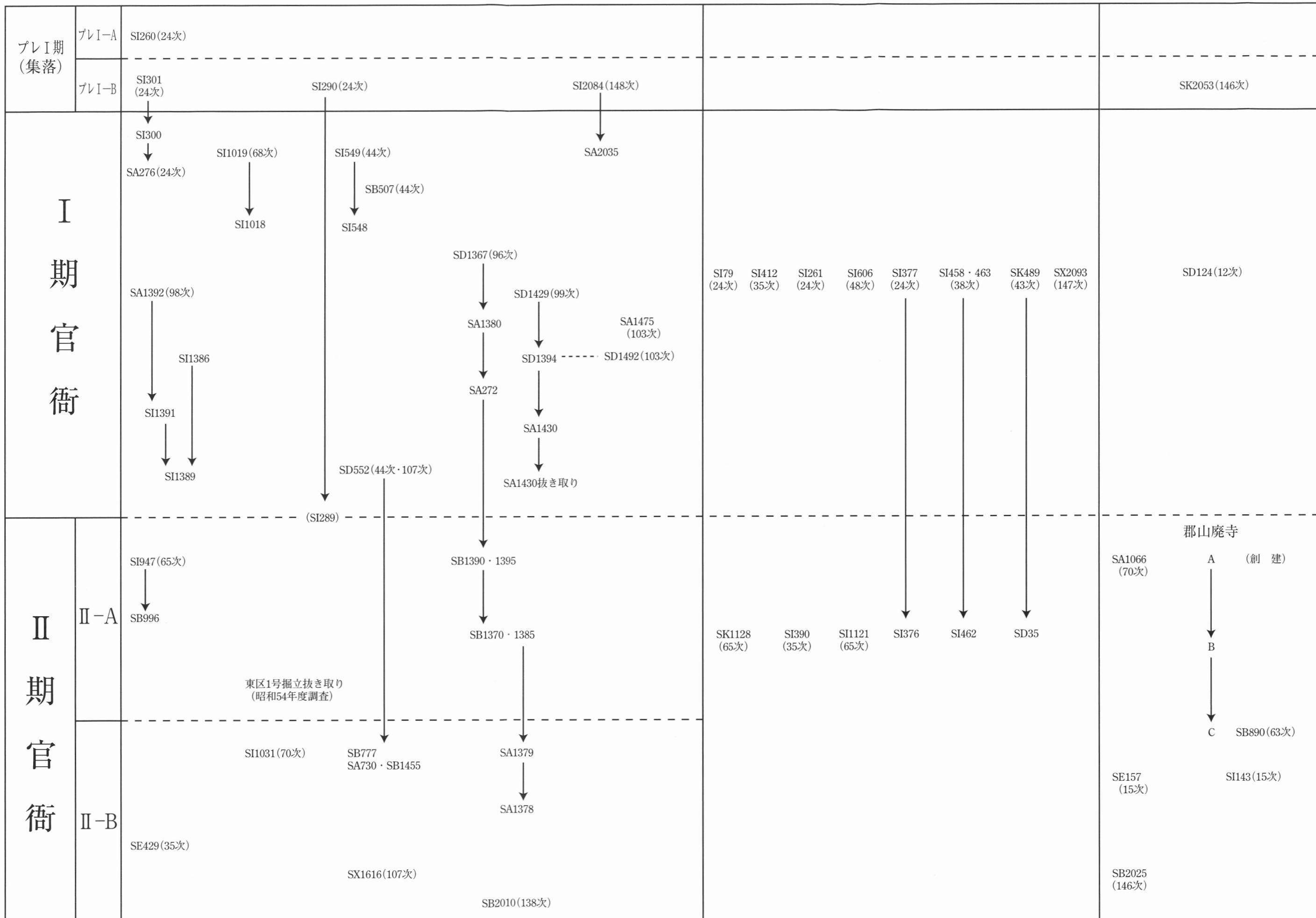
Ⅰ期官衙と郡山廃寺の代表的な遺構として取り上げた表中では、A欄が重複から時期の細分が可能となった遺構について、B欄は詳細な時期については不明であるが、その時期の代表的な遺構と判断したものである。なお第234、235図中の遺構の記載順や実年代は一応の目安で、今後の調査により修正を加えていくべきものと考えている。

Ⅰ期官衙の以前の遺構は鬼高系土師器を出土する集落で、ここではプレⅠ期(集落)と呼ぶことにする。関東地方における土師器編年で鬼高式の土師器の特徴を有するものが主体となっている。内面がヨコナデ調整で、漆により仕上げられているものが含まれている。この時期のものをプレⅠ-A期とし、関東地方からの直接の移民の存在を考えたい。今のところはSI260しか発見されていない。次には土師器が鬼高式の形態を継承しているが、内外面にヘラミガキの手法が多用されるようになる。主に半球形の形態の内面あるいは両面黒色処理された土師器の塊が伴に出土している。東北地方の土師器に見られる外面に段や棱を有する特徴のものは伴っていない。なお色調がやや薄いが両面黒色処理された塊が含まれるようになる。この時期のものをプレⅠ-B期とし、東北地方の土師器の技法が取り入れられ、在地化の進んだ段階と考えたい。SI290・301・2084、SK2053がこの時期の遺構と考えられる。7世紀代中頃より大きく遡るものではないと考えられる(註96)。

Ⅰ期官衙は北部で検出されている遺構の方位が究めて一定していることと、SA255材木列の連続性などから、当初は北部が造営され、南部が徐々に付け足されるような状況を想定している。Ⅰ期官衙の中枢部や北部では、重複

	A	B
Ⅰ期官衙前半	SA276 (郡山Ⅲ・24次) SI1018 (郡山Ⅷ・68次) SI1019 (郡山Ⅷ・68次) SI549 (郡山V・44次) SB507 (郡山V・44次)	SI79 (郡山Ⅲ・24次) SI412 (郡山Ⅳ・35次) SI261 (郡山Ⅲ・24次) SI606 (郡山V・44次) SI377 (郡山Ⅲ・24次)
	SD1367 (郡山XIII・96次) SD1394 (郡山XIV・99次) SD1492 (郡山XV・103次) SI1389 (郡山XIV・98次) SD552 (郡山V・44次、郡山XVII・110次)	SI463 (郡山Ⅳ・38次) SK489 (郡山V・43次) SX2093 (郡山24・147次) () 内は概報番号・調査次数

第25表 Ⅰ期官衙で遺物を出土した代表的な遺構



第26表 遺物出土主要遺構

遺構期	遺構	土 師 器	須 恵 器
プレ I (集落)	SI260 プレ I-A	C-183 C-182 C-181	
	SI290 SK2053 SI301 SI2084 プレ I-B	C-260 C-276 C-920 C-921 C-922 C-923 C-924 C-925 C-933 C-927	
I 期 官 衙	SA276 SI1019 SI1018 SB507 SI549 — 660 SI606 SI79 SK489 SI412 SI261 SI377 SI463 SD1367 SD1394 SD1492 — 680 SI1389 SD552	C-213 C-633 C-544 C-525 C-556 C-562 C-160 C-162 C-148 C-511 C-286 C-285 C-118 C-224 C-187 C-397 C-398 C-717 C-186 C-750 C-732 C-739 C-757 C-758 C-756 C-724 C-524 C-522 C-519 C-518 C-540 C-539	E-291 E-78 E-80 E-179 E-217 E-219 E-76 E-225 E-113 E-119 E-114 E-115 E-172 E-361 E-364 E-233 E-229 E-231 E-230

第234図 遺構・遺物変遷図（1）

II
期
官
衙

II-A	SI947	 <中>C-33	 <中>C-3	 <中>C-8		 <中>E-1	 <中>E-18	 <中>E-19		
	SI390	 C-438				 E-206	 E-205	 E-200		
	SI1121	 <中>C-67	 <中>C-12	 <中>C-64	 <中>C-63	 <中>C-65	 <中>C-60		 E-207	
	SI376		 C-259				 E-191	 E-218	 E-208	
	SD552					 E-159	 E-161			
	SK1128	 <中>C-10			 <中>C-11		 <中>E-2			
	SD35	 C-489	 C-483	 C-480	 C-481	 <中>C-499	 E-224	 E-223		
	700	 C-503	 C-498	 C-482	 C-492	 C-495	 C-485	 C-484	 E-79-26	
	東区1号掘立 抜き取り							 E-79-25		
	II-B							 E-79-3	 E-289	 E-79-19
720	SI1031				 C-631			 E-380	 E-377	 E-379
	SX1616				 C-773			 E-378		
	SB2010						 E-456	 E-452	 E-467	

第235図 遺構・遺物変遷図（2）

II A 期	SI947 (郡山65次・65次)
	SI390 (郡山IV・35次)
	SI1121 (郡山65次・65次)
	SK1128 (郡山65次・65次)
	SI376 (郡山III・24次)
	SI462 (郡山IV・38次)
	SD35 (郡山V・43次) 東区1号掘立柱建物 (年報1・昭和54年度調査)
II B 期	SI1031 (郡山VIII・70次)
	SE429 (郡山XIV・35次) _____ 方四町II期官衙最終末—
	SX1616 (郡山XVI・107次) _____
	SB2010 (郡山23・138次) _____ 南方官衙最終末—

第27表 II期官衙で遺物を出土した代表的な遺構

回数や重複関係から早い段階で作られたものをとりあえず「前半」とし、南辺や西辺では重複が早い段階のものでもI期官衙の「後半」として扱った。

I期官衙前半とした遺構の中でSA276、SI1019やSI1018は、創建期に近い時期となる可能性がある。とりわけSI1018出土の土師器壺や須恵器蓋については7世紀の前半代に遡る可能性のあるものである。また在地の土師器壺を見ても、I期官衙後半の西辺となる溝(SD1492)から出土しているものは口縁部が直線的に外傾しており、やや古相の様相を残している。I期官衙の遺物で特徴的なのは、須恵器の蓋が内面にカエリのあるもののみで占められていることである。またそれらは端部径が11cm以下のものが多く、小形のものに限られている。

SI261から出土した畿内産土師器については、飛鳥IIIに該当するものなら660年代の後半以降で、搬入され廃棄されたことを考慮に入れると飛鳥IVの出現する680年代の前半頃までの時期の中に納まるものと見ておきたい。SI1389から出土している小型壺についても、ほぼ同様の年代と見れること(註97)から、I期官衙の年代を具体的に示す重要な遺物と考えている。

ではI期官衙からII期官衙への建替えられたのはいつ頃なのであろうか。土器の検討からは畿内産土師器や関東系土師器の年代により、概ねではあるが680年代の前半まではI期官衙が機能していた可能性が出てきた。土器類の変化で言うなら、須恵器のカエリのない蓋や高台付壺、口径に多種のものが存在する壺類の出現する時期に建替えられたと言える。ただこれはII期官衙の成立時に須恵器の生産、供給体制が整備し直されたと理解する方が妥当であろう。現時点ではここから実年代を導くのは難しい。しかし遺構のあり方から考えるならば、一定の考え方を提示することは可能である。方四町II期官衙のあり方が藤原宮の影響を受けていることは既に述べた(註98)。藤原京は680年代半ばから施工され、694年に完成したと言われている。それならばその設計理念の立ち上げから、完成直後くらいの中に、II期官衙の成立を想定できないであろうか。特に方四町II期官衙内部の石敷きや池の存在は、藤原京より前段階である飛鳥淨御原宮やその北方の石神遺跡の遺構に類似がある。内部に藤原京の時期より古い要素が取り入れられていることを重視したい。

II期官衙のうち方四町II期官衙の内部と寺院西方建物群、郡山廃寺周辺で、II-A期(真北およびやや東に偏する方向)からII-B期(真北より西に偏する方向)への変遷があることを確認している。遺物を出土した遺構の中で最も創建期に近いと見られるのは寺院東方建物群の中のSI947である。II-A期中のSB996に切られている上に、須恵器の蓋がカエリのあるものだけで占められている。同じII-A期中のSI390になると須恵器の蓋がカエリのあるものとないものが混在するようになる。またこの時期までは確実に土師器の高壺が使われている。

II-B期の遺構からは出土遺物がほとんどなく、II-A期からの変化の様相を見出すのは難しい。しかしII-A期の火災により消失した東区1号掘立柱建物跡の抜き取り穴から出土した高台付壺は、底部が下方に落込んだ形態である。郡山廃寺の西で検出されたII-B期のSI1031からも同じ特徴の高台付壺が出土している。II-A期の末からII-B

期にかけてのⅡ期官衙後半に、このような高台付坏が出現したと見ることが出来よう。

方四町Ⅱ期官衙最終末と見られるSX1616の出土遺物(註99)を見ると須恵器坏や高台付坏は、多賀城創建期の瓦を焼成した下伊場野窯跡や日の出山窯跡とともに焼成された須恵器の特徴に似ている。高台付皿についても硯沢窯跡に類似したものがあり、方四町Ⅱ期官衙が8世紀の前半代の中で終末をむかえることを示している。

なお南方官衙や郡山廃寺では、小片ではあるがロクロ使用の土師器片が出土している。南方官衙のSB2010の抜き取り穴のほかに、郡山廃寺内で火災に遭い消失したSB2025の柱痕跡上部からは、ロクロ使用の土師器坏片が出土している(註100)。これらの遺物の存在から遺跡内の南部(南方官衙、郡山廃寺)では8世紀半ば以降まで建物が立っていた可能性が出てきた。

今回の報告をするにあたり、遺構の変遷について詳細な検討が出来なかった。今後、遺跡中心部での調査が進み、Ⅰ期、Ⅱ期官衙の主要遺構の様相が、より明らかになった段階で検討することにしたい。

	A
前半	SA1066 (郡山Ⅷ・70次)
後半	SB890 (郡山Ⅷ・63次) SB2025 (郡山23・146次)
	B
	SE157 (郡山Ⅱ・15次) SI143 (郡山Ⅱ・15次)

第28表 郡山廃寺で遺物を出土した代表的な遺構

— 註 —

- 註1 第4章研究略史参照
- 註2 軒丸瓦、平瓦、土師器坏などが所蔵されている。
- 註3 仙台市文化財調査報告書第23集「年報1」3.郡山遺跡発掘調査概報 昭和55年3月
後の調査と区別して「昭和54年度調査」と称している。
- 註4 桑原滋郎「東北地方における城柵の外郭線の構造—特にいわゆる柵木について—」『研究紀要Ⅲ』
宮城県多賀城跡調査研究所1976
- 註5 第2次5カ年計画の初年度は、本来「1年次」と表記するべきであるが、第1次5カ年計画の1年次と混同を避けるため、6年次とする。よって第3次5カ年計画の初年度は11年次とし、第4次5カ年計画の初年度は16年次となる。
- 註6 本報告書が刊行されているものは以下のものである。
仙台市文化財報告書第156集『郡山遺跡－第65次発掘調査報告書－』1992
仙台市文化財報告書第222集『郡山遺跡－第112次発掘調査報告書－』1997
仙台市文化財報告書第251集『郡山遺跡－第124次発掘調査報告書－』2001
- 註7 長町副都心土地区画整理事業による平成16年度郡山遺跡発掘調査
- 註8 仙台市文化財報告書第258集『郡山遺跡22』Ⅲ 第138次発掘調査 2002
- 註9 東北学院大学教授佐川正敏氏よりご指摘を受けた。
- 註10 進藤秋輝「IX-1城柵」「古代の官衙遺跡II遺物・遺跡編」奈良文化財研究所 2004
- 註11 仙台市文化財報告書第210集『郡山遺跡XVI』 VI 総括 p42 1996
II期官衙中軸線としてSB1250(正殿)とSB712(外郭南門)の中心を結んだ線(1)とSB1250(正殿)の中心とSB716西梁行とSB1490東梁行の中心を結んだ線(2)を想定していた。(2)の方が方四町Ⅱ期官衙南辺材木列の二分割したラインに合致している。
- 註12 註11ならびに第232図参照
- 註13 東京国立博物館白井克也氏より、新羅の硯を模したものであるとのご教示を得た、記して謝したい。
- 註14 仙台市文化財報告書第258集『郡山遺跡22』Ⅶ 総括 p54、55、56 2002
- 註15 仙台市文化財報告書第156集『郡山遺跡－第65次発掘調査報告書－』 p162 SD984 1992
- 註16 仙台市文化財報告書第251集『郡山遺跡－第124次発掘調査報告書－』 p51 SD1860 2001
- 註17 仙台市文化財報告書第38集『郡山遺跡II』 V 第12次調査 p20、21
XV 総括 2. 官衙域南方の調査 p68、69 1982
- 仙台市文化財報告書第96集『郡山遺跡VII』 IX 総括 4. Ⅱ期官衙付属寺院(郡山廃寺)の調査 p79~85 1987
- 註18 仙台市文化財報告書第96集『郡山遺跡VII』 IX 総括 4. Ⅱ期官衙付属寺院(郡山廃寺)の調査 p79~85 1987

- 註19 第二次大戦前までは、地表に巨石の一部が露出していたことを記憶する人が複数いる。
- 註20 仙台市文化財報告書第96集『郡山遺跡Ⅶ』 IX 総括 4. II期官衙付属寺院(郡山廃寺)の調査 p79~85 1987
- 註21 本書の付章において、今泉隆雄氏はこの解釈とは別の見解を提示している。
- 註22 永嶋正春氏により漆仕上げ土師器と呼ばれているものである。
- 千葉県文化財センター調査報告第246集『妙経遺跡・井戸谷9号墳』
妙経遺跡出土土器片に付着した漆について 財団法人千葉県文化財センター 1994など
- 註23 出土当時は東北地方の古墳時代中期頃の遺物としているが、とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター津野仁、内山敏行の両氏より、器厚やヘラミガキの状況から関東地方に出自を求められる土師器であるとのご教示を頂いた。記して謝したい。
- 註24 第70次調査区で検出した竪穴住居跡は真北より西に傾くものがあり、II期官衙後半のII-B期に位置付けられるものがある。
- 註25 註22に同じ。
この土師器坏は本書の分類で坏C III 1b類とされるもので、プレI-B期に位置付けられる。遺構は官衙成立以前の集落に伴う墓壙と見られる。SK2072も同様の遺構と考えられる。
- 註26 仙台市文化財報告書第169集『郡山遺跡XIII』 IV 第96次発掘調査 p25 1993
- 註27 仙台市文化財報告書第46集『郡山遺跡Ⅲ』 IV 第24次調査 p51, 52 1983
- 註28 本書第6章考察 第1節出土遺物 2. 須恵器 p257
- 註29 仙台市文化財報告書第66集『郡山遺跡Ⅳ』 III 第35次調査 p51, 52 1984
- 註30 仙台市文化財報告書第66集『郡山遺跡Ⅳ』 III 第35次調査 p50 1984
- 註31 仙台市文化財報告書第23集『年報1』 p13 1984
- 註32 仙台市文化財報告書第23集『年報1』 p14 1984
- 註33 第208図中のC-79-3・8はI期官衙西辺となるSD1492から出土したC-758・757(第60図8、9)と形態の特徴が類似している。
- 註34 氏家和典「東北土師器の型式分類とその編年」『歴史』 第14輯 東北史学会 1957
- 註35 氏家和典「陸奥国分寺跡出土の丸底坏をめぐって」『柏倉亮吉教授還暦記念論文集』 1967
- 註36 仙台市文化財報告書第3集『仙台市燕沢善応寺横穴古墳群調査報告書』 1968
- 註37 仙台市文化財報告書第43集『栗遺跡』 1号住居跡、5号住居跡 1982
- 註38 本書第5章発見遺構と出土遺物 第4節その他の遺構 1. I期官衙以前の竪穴住居跡 SI290・2084
- 註39 宮城県文化財調査報告書第77集『東北新幹線関係遺跡調査報告書V』 1981
(1) 清水遺跡 第V群土器 p335
- 註40 註39に同じ。
- 註41 岡部町教育委員会埋蔵文化財調査報告書第9集『熊野遺跡Ⅲ』 IV考察 岡部町教育委員会 2004
- 註42 林部均「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」『考古学雑誌』第72巻第1号1986.9
林部均「律令国家と畿内産土師器-飛鳥・奈良時代の東日本と西日本-」『考古学雑誌』第77巻第4号1992.3
- 註43 仙台市文化財報告書第46集『郡山遺跡Ⅲ』 IV 第24次調査 p53 1983
ならびに註42に同じ。
- 註44 佐藤隆「難波地域の新資料からみた7世紀の須恵器編年-陶邑窯跡編年の再構築に向けて」
大阪歴史博物館研究紀要第2号 2003
- 註45 相原嘉之「7世紀の土器(近畿東部・東海編) I 大和・都城」『古代の土器5-1』古代の土器研究会1997
- 註46 飛鳥IV以降の皿とされる器形に類似のものが見られる。下ツ道西側溝SD1900A、平城宮長屋王邸宅跡SD4750出土の皿A、Bなど。
- 註47 とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター津野仁、内山敏行の両氏、埼玉県埋蔵文化財調査事業団 富田和夫氏らにご教示を頂いた。記して謝したい。
- 註48 水口由紀子「いわゆる“比企型坏”の再検討」『東京考古7』東京考古談話会1989
- 註49 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 富田和夫氏にご教示を頂いた。記して謝したい。
- 註50 仙台市文化財報告書第66集『郡山遺跡IV』 X 総括 註7 p74 1984
- 註51 仙台市文化財報告書第66集『郡山遺跡IV』 III 第35次調査 p53 1984
- 註52 東北地方の在地の土師器に位置付ける見方がある。
- 註53 長谷川厚「古墳時代後期土器の研究(4)-古墳時代後期土器からみた広域間の交流について」『神奈川考古第28号』 1992
長谷川厚「関東から東北へ-律令成立前後の関東地方と東北地方の関係について」
『21世紀の考古学』 櫻井清彦先生古希記念論文集 雄山閣 1993
- 註54 村田晃一「飛鳥奈良時代の陸奥北辺-移民の時代-」 宮城考古学第2号 2002
- 註55 村田晃一「7世紀集落研究の視点(1)」 宮城考古学第4号 2002

- 註56 註55に同じ。
- 註57 註50に同じ。
- 註58 仙台市文化財報告書第74集『郡山遺跡V』 XI 5ヵ年調査の総括 p85、86 1985
- 註59 註55に同じ。
- 註60 本書第6章考察 第2節 遺構の変遷とその性格 4. 遺構変遷と出土遺物
プレI期(集落)を設定しそのなかで検討課題としていきたい。
- 註61 仙台市文化財報告書第192集『南小泉遺跡 第22・23次発掘調査報告書』 1994
- 註62 仙台市文化財報告書第38集『郡山遺跡II』 XI 第19次調査 p62 1982
出土した当時は上記の見解を取っていたが、その後東北北部での出土例が増加し7世紀後半まで遡る可能性が出てきた。(日本考古学協会1997年度秋田大会「蝦夷・律令国家・日本海」)
- 註63 埼玉県埋蔵文化財調査事業団第46集『立野南・八幡太神南遺跡・熊野太神南・今井遺跡群・一丁田・川越田・梅沢 児玉工業団地関係埋蔵文化財発掘調査報告書-1-』 1985
- 註64 第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料2003
- 註65 岡部町教育委員会埋蔵文化財調査報告書第9集『熊野遺跡III』 IV考察 2004
- 註66 奈良佳子「宮城県域の7世紀の須恵器」『古代東北北海道研究会』2003.11.24
- 註67 『古代の土器I 都城の土器集成』古代の土器研究会1992
これらの遺物は平城宮II期に位置付けられている。
- 註68 仙台市文化財報告書第210集『郡山遺跡XVI』 III 第107次調査 p34 1996
- 註69 京都国立博物館尾野善裕氏より貴重なご助言を得た。記して謝したい。
- 註70 (財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書第74集『大坂城址II』 2002
なお第16層出土遺物の観察には江浦洋氏の協力を得た。記して謝したい。
- 註71 第16層出土遺物については、やや年代幅を持たせた見方がある。
尾野善裕「戊申年木簡」・尾張国分寺と猿投窯-猿投窯系須恵器編年の再構築・補論-
『須恵器生産の出現から消滅-猿投窯・湖西窯編年の再構築-』第5分冊 補遺・論考編 2001 など
- 註72 宮城県文化財調査報告書第116集『硯沢・大沢窯跡ほか-仙台-松島道路建設関係遺跡調査報告書-』 1987
- 註73 本書第5章発見遺構と出土遺物 第4節その他の遺構 3. その他 SI289
- 註74 本書第5章発見遺構と出土遺物 第2節II期官衙 4. 寺院東方建物群 SI947
- 註75 畿内の須恵器分類で言う「杯H」が7世紀後半まで生産されているという。
『古代の土器研究-律令的土器様式の西・東5 7世紀の土器-』古代の土器研究会 1997
- 註76 収蔵されている破片で確認した。
- 註77 『須恵器生産の出現から消滅』東海土器研究会2000
- 註78 本書第6章考察 第2節遺構の変遷とその性格 4. 遺構変遷と出土遺物
- 註79 佐川正敏「仙台市郡山廃寺所用軒丸瓦の調査報告」『東北文化研究所紀要』第35号 東北学院大学 2003
佐川氏によりA種、B種あることが報告され、その後に郡山遺跡の調査によりC種のあることが明らかになった。さらに東北大學所蔵の昭和25年3月に遺跡内で採取された軒丸瓦の中に別種のものを発見したのでD種とした。A、B種の名称を用いた佐川氏は、呼称の仕方には今後検討の余地があるとしているが、詳細な分析の上に付された名称なので、新たに確認されたものを追加して呼称した。
- 註80 仙台市文化財報告書第269集『郡山遺跡24』 VII 総括 (3) 第155次調査出土の軒丸瓦について
p62 写真図版140、141参照 2004
- 註81 仙台市文化財報告書第269集『郡山遺跡24』 VII 総括 (3) 第155次調査出土の軒丸瓦について 2004
- 註82 仙台市文化財報告書第96集『郡山遺跡VII』 IX 総括 (2) 寺院中枢建物群の調査 p84 1987
- 註83 これについては多賀城、陸奥国分寺跡などで顎部に波状文や山形文などの入る軒平瓦があり、その祖形となる可能性を考えている。後に別稿により報告する予定である。
- 註84 長島榮一「仙台市郡山遺跡出土の平瓦について」『阿部正光君追悼集』阿部正光君追悼集刊行会 2000
- 註85 このことについては岡山理科大学総合情報学部教授亀田修一氏より、I期官衙に佛堂のような建物の存在を考えるべきではないかとする指摘を受けている。
- 註86 仙台市文化財報告書第96集『郡山遺跡VII』 VI 第63次調査 SD882 p42、43 1987
- 註87 軒平瓦で平行叩きの施されたG-79-2重弧文軒平瓦が方四町II期官衙内から1点のみ出土である。官衙や郡山廃寺内で屋根に葺かれていたと考えられる遺構は発見されていない。

- 註88 福島県文化財調査報告書第192集『国道113号バイパス遺跡調査報告Ⅳ』1988
「第4編 善光寺遺跡」善光寺遺跡と黒木田遺跡 p303
- 註89 G-18平瓦の所属する時期については、Ⅱ期官衙の遺構から出土しているが、善光寺遺跡7号窯跡出土の須恵器坏類、蓋類を見る限りでは、Ⅰ期官衙の時期まで遡ると考えられる。
このようにⅠ期官衙の時期に多様な瓦がごく少量ずつ官衙内に持ち込まれていると考えている。
- 註90 註13に同じ。
- 註91 特に埼玉県北西部神流川の扇状地上に青柳古墳群と総称される河原石積みの古墳群があり、安久東古墳群や色麻古墳群のような石積みで形成されている。
- 註92 「仙台市史 特別編2 考古資料」1995
- 註93 石組池周辺の標高は以下のとおりである。いずれも底面の標高である。
SD1217 (10.25m)、SD1249 (10.24~10.26m)、SX1235 (9.83m)、SD1236 (10.11~10.21m)、SD1600 (9.68~9.83m)。
- 註94 仙台市文化財報告書第210集『郡山遺跡XVI』 VI 総括 p41、42 1996
- 註95 いわき市埋蔵文化財調査報告書 第107冊『夏井廃寺跡』 いわき市教育委員会 2004
- 註96 SI301からは縄叩きされた瓦片が出土している。本遺跡からはⅠ期官衙の遺構からも郡山廃寺とは異なる特徴の瓦が出土しており、課題が残されている。その際の検討事項の一つとして、プレI-B期のSI290とほぼ同方向の小規模な建物跡であるSB426の存在に注目しておきたい。今回の整理にて集落内の小規模な掘立柱建物跡の可能性を指摘した。
- 註97 註41に同じ。
熊野遺跡(埼玉県大里郡岡部町) 第47次調査2号住居跡の年代を参考にした
- 註98 本書第6章考察 第2節遺構の変遷とその性格 2. Ⅱ期官衙
- 註99 本書第90図参照
- 註100 仙台市文化財報告書第263集『郡山遺跡23』 IV 第146次調査 2003

——引用・参考文献——

- 吾妻 敏典「多賀城外郭区画施設の強化とその契機」『東北学院大学 東北文化研究所紀要 第36号』東北学院大学 2004
- 阿部 義平『官衙 考古学ライブラリー50』 ニュー・サイエンス社 1989
- 阿部 義平「城柵と国府・郡家の関連－仙台市郡山遺跡をめぐって－」『国立歴史民俗博物館研究報告 第20集』国立歴史民俗博物館 1989
- 阿部 義平「倭京の都市指標 日本国列島における都城形成（三）」『国立歴史民俗博物館研究報告 第74集』国立歴史民俗博物館 1997
- 阿部 義平「藤原京・平城京の構造」「古代王権の空間」広瀬和雄・小路田泰直編 青木書店 2003
- 石松 好雄・桑原滋郎『大宰府と多賀城 古代日本を発掘する－4』 岩波書店 1985
- 伊東 信雄「郡山古瓦出土地」『仙台市史第3巻別冊1』1950
- 今泉 隆雄「八世紀前半以前の陸奥国と坂東」『地方紙研究 第221号』1989
- 今泉 隆雄「古代東北城柵の城司制」『北日本中世史の研究』羽下徳彦編 吉川弘文館 1990
- 今泉 隆雄「律令と東北の城柵」『新野直吉・諸戸立雄両教授退官記念歴史論集 秋田地方史の展開』退官記念会編 1991
- 今泉 隆雄「東北の城柵はなぜ設けられたか」『新視点 日本の歴史 第三巻古代編II』新人物往来社 1993
- 今泉 隆雄「多賀城の創建－郡山遺跡から多賀城へ－」『条里制・古代都市研究 17号』条里制・古代都市研究会 2001
- いわき市教育委員会『夏井廃寺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告 第107冊 2004
- 大村 敬通「唐三彩と奈良三彩の序章」『兵庫県埋蔵文化財研究紀要 創刊号』兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所 2001
- 岡田 茂弘「陸奥国多賀城の建設」『東北歴史博物館研究紀要 4』東北歴史博物館 2003
- 岡田 茂弘「多賀城廃寺の再検討」『東北歴史博物館研究紀要 5』東北歴史博物館 2004
- 奥村清一郎「奈良三彩小壺とその出土遺跡について」『京都府埋蔵文化財論集 第1集』財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター 1987
- 尾野 善裕「猿投窯6世紀の空白をめぐって」『考古学フォーラム3』1993
- 岡部町教育委員会『熊野遺跡III』岡部町教育委員会埋蔵文化財調査報告書第9集 2004
- 京都市文化観光局『栗栖野瓦窯跡発掘調査概報』1992
- 工藤 雅樹『蝦夷と古代東北史』吉川弘文館 1998
- 工藤 雅樹『日本の古代遺跡15 宮城』保育社 1984
- 工藤 雅樹『城柵と蝦夷』考古学ライブラリー51 ニュー・サイエンス社 1989
- 熊谷 公男「蝦夷と王宮と王権と－蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格－」『奈良古代史論集 第三集』真陽社 1997
- 熊谷 公男『蝦夷の地と古代国家』日本史リブレット11 山川出版社 2004

- 熊谷 公男『古代の蝦夷と城柵』 吉川弘文館 2004
- 古代瓦研究会編『古代瓦研究Ⅱ—山田寺式軒瓦の成立と展開—』奈良文化財研究所 2005
- 古代城柵官衙遺跡検討会『第31回 古代城柵官衙遺跡検討会 資料集』2005
- 古代の土器研究会『古代の土器 1 都城の土器集成』1992
- 古代の土器研究会『古代の土器研究 一律令的土器様式の西・東3 施釉陶器—』1994
- 古代の土器研究会『古代の土器研究 一律令的土器様式の西・東5 7世紀の土器—』1997
- 古代の土器研究会『7世紀の土器（近畿西部編）』1998
- 齊藤 孝正「日本の綠釉・三彩陶器の流れ」『国立歴史民俗博物館研究報告 第86集』国立歴史民俗博物館 2001
- 『齐明紀』奈良国立文化財研究所飛鳥資料館 1996
- (財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『台太郎遺跡第51次発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第468集 2005
- 財団法人倉敷考古館「大飛島遺跡」倉敷考古館研究小報 1 1964
- 佐藤 隆「難波地域の新資料から見た7世紀の須恵器編年 一陶邑窯跡編年の再構築にむけて—」
『大阪歴史博物館 研究紀要 第2号』大阪歴史博物館 2003
- 佐川 正敏「仙台市郡山廃寺所用軒丸瓦の調査報告」『東北学院大学 東北文化研究所紀要 第35号』東北学院大学 2003
- 仙台市教育委員会「郡山遺跡発掘調査概報」『年報1』仙台市文化財調査報告書第23集 1980
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡I』仙台市文化財調査報告書第29集 1981
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡II』仙台市文化財調査報告書第38集 1982
- 仙台市教育委員会『栗遺跡 栗圓式土師器標式遺跡調査報告』仙台市文化財調査報告書第43集 1982
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡－第13次－』仙台市文化財調査報告書第42集 1982
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡III』仙台市文化財調査報告書第46集 1983
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡IV』仙台市文化財調査報告書第64集 1984
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡V』仙台市文化財調査報告書第74集 1985
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡』仙台市文化財パンフレット第10集 1985
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡VI』仙台市文化財調査報告書第86集 1986
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡VII』仙台市文化財調査報告書第96集 1987
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡VIII』仙台市文化財調査報告書第110集 1988
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡IX』仙台市文化財調査報告書第124集 1989
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡』仙台市文化財パンフレット第18集 1989
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡X』仙台市文化財調査報告書第133集 1990
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡－第84・85次－』仙台市文化財調査報告書第145集 1990
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡VI』仙台市文化財調査報告書第146集 1991
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡－第65次発掘調査報告書－』仙台市文化財調査報告書第156集 1992
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡VII』仙台市文化財調査報告書第161集 1992
- 仙台市教育委員会『土手内 一土手内遺跡・土手内窯跡・土手内横穴B地点発掘調査報告書』仙台市文化財調査報告書第165集 1992
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡XIII』仙台市文化財調査報告書第169集 1993
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡XIV』仙台市文化財調査報告書第178集 1994
- 仙台市教育委員会『中田南遺跡 一古代・中世の集落跡の調査－』仙台市文化財調査報告書第182集 1994
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡XV』仙台市文化財調査報告書第194集 1995
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡XVI』仙台市文化財調査報告書第210集 1996
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡XVII』仙台市文化財調査報告書第215集 1997
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡－第112次－』仙台市文化財調査報告書第222集 1997
- 仙台市教育委員会『発掘！郡山遺跡－郡山遺跡に埋もれた歴史を掘る－』仙台市文化財パンフレット第40集 1997
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡XVIII』仙台市文化財調査報告書第227集 1998
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡XIX』仙台市文化財調査報告書第234集 1999
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡XX』仙台市文化財調査報告書第244集 2000
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡21』仙台市文化財調査報告書第250集 2001
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡－第124次発掘調査報告書－』仙台市文化財調査報告書第251集 2001
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡22』仙台市文化財調査報告書第258集 2002
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡23』仙台市文化財調査報告書第263集 2003

- 仙台市教育委員会『郡山遺跡24』仙台市文化財調査報告書第269集 2004
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡』仙台市文化財パンフレット第54集 2004
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡25』仙台市文化財調査報告書第284集 2005
- 仙台市教育委員会『郡山遺跡－第162次調査1区・164次調査－』仙台市文化財調査報告書第288集 2005
- 仙台市史編さん委員会『仙台市史 特別編2 考古資料』仙台市 1995
- 仙台市史編さん委員会『仙台市史 通史編2 古代中世』仙台市 2000
- 高橋 照彦「三彩・綠釉陶器の生産体制」『官営工房研究会会報8』独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2002
- 千葉県土木部・財団法人千葉県文化財センター
『主要地方道成田安食線道路改良工事（住宅地関連事業）地内埋蔵文化財発掘調査報告書』1985
- 津野 仁「東大寺出土甲と古代小札甲の諸要素」『研究紀要 第6号』（財）栃木県文化振興事業団 埋蔵文化財センター 1998
- 東海土器研究会『須恵器生産の出現から消滅 一猿投窯・湖西窯編年の再構築』2000
- 『東北古瓦図録』雄山閣 1974
- 内藤 政恒「東北地方発見の重弁蓮華文鎧瓦についての一考察（下）」『寶雲』第22号 1938
- 長島 栄一「仙台市郡山遺跡出土の平瓦について」『阿部正光君追悼集』阿部正光君追悼集刊行会 2000
- 長島 栄一「仙台市郡山遺跡の倉庫群」『郡衙正倉の成立と変遷』奈良国立文化財研究所 2000
- 長島 栄一「仙台市郡山遺跡の調査成果－陸奥国成立期の官衙について－」『日本考古学』 第18号 日本考古学協会 2004
- 長島 栄一「仙台市郡山遺跡・郡山廃寺の調査」『地方官衙と寺院－郡衙周辺寺院を中心として－』
- 奈良文化財研究所 2005
- 名古屋市教育委員会『天白区植田山 H-15号窓跡発掘調査概要報告書』1980
- 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『日本古代の鳴尾』1980
- 奈良国立文化財研究所『郡衙正倉の成立と変遷』2000
- 奈良文化財研究所埋蔵文化財センター『埋蔵文化財ニュース106 奈良三彩関係文献目録』2002
- 橋崎 彰一「日本出土の唐三彩とその性格」
『財団法人瀬戸市埋蔵文化財センター 研究紀要 第8輯』財団法人 瀬戸市埋蔵文化財センター 2000
- 『奈良文化財研究所紀要』独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2004
- 林部 均「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」『考古学雑誌』第72巻第1号 日本考古学会 1986
- 林部 均「律令国家と畿内産土師器－飛鳥・奈良時代の東日本と西日本－」『考古学雑誌』第77巻第4号 日本考古学会 1992
- 林部 均「藤原宮の周辺で見つかる条坊遺構について」『関西大学考古学研究室開設四十周年記念考古学論叢』 1993
- 林部 均「飛鳥清淨御原宮から藤原宮へ 一伝承飛鳥板蓋宮跡と藤原宮－』『古代学研究』第144号』古代学研究会 1998
- 林部 均「飛鳥清淨御原宮その後 一古代における宮都廃絶についての一考察－』『考古学研究』第45巻第4号』考古学研究会 1999
- 林部 均「藤原宮と「藤原京」 一条坊制導入期の古代宮都の一様相－』『古代学研究』第147号』1998
- 昼間 孝志「初期地方寺院における单弁軒丸瓦の成立－「棒状子葉」单弁八葉蓮華紋軒丸瓦の系譜と展開 1－」
『研究紀要18』財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2003
- 福島県教育委員会・（財）福島県文化センター「善光寺遺跡」『国道113号バイパス遺跡調査報告IV』福島県文化財調査報告書第192集 1988
- 間壁 忠彦「美作津山近郊出土と伝える奈良三彩蓋付壺」『倉敷考古館研究集報第20号』財団法人倉敷考古館 1988
- 水口由紀子「いわゆる“比企型环”的再検討」『東京考古7』東京考古談話会 1989
- 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡 政府跡 本文編』1982
- 宮城県教育委員会「塩沢北遺跡」『東北自動車道遺跡調査報告書III』宮城県文化財調査報告書第69集 1980
- 宮城県教育委員会「清水遺跡」『東北新幹線関係遺跡調査報告書V』宮城県文化財調査報告書第77集 1981
- 宮城県教育委員会「御駒堂遺跡」『東北自動車道遺跡調査報告書VI』宮城県文化財調査報告書第83集 1982
- 宮城県教育委員会・宮城県土木部『山王遺跡八幡地区の調査2 -県道『泉-塩釜線』関連調査報告書IV-』
古墳時代後期SD2050B河川跡 編』宮城県文化財調査報告書第186集 2001
- 村田 晃一「栗圓式土器の成立と展開 一山王遺跡八幡地区の調査成果を中心として－」
『東北大学文学部考古学研究会第21回例会 発表資料』1998
- 村田 晃一「7世紀集落研究の視点（1）」『宮城考古学』第4号』宮城県考古学会 2002
- 山中 敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房 1994
- 山中 樹「漆液を容れたる陶器（附陸奥国名取郡家の遺址）」『考古学雑誌』第5卷第5号 1915

付章 古代国家と郡山遺跡

今 泉 隆 雄

はじめに

郡山遺跡は7世紀半ば～8世紀前葉の間の地方官衙遺跡で、陸奥国の歴史はもちろん律令国家形成・確立期の古代国家の辺境経営を解明する上で重要な意義をもっている。本章は、郡山遺跡が地方官衙としてどのような性格の官衙であったのか、さらに古代国家の辺境経営の中でどのような役割を果たしたのかという課題の解明をめざしている。遺構を分析し、特にⅡ期官衙については宮都との比較の視点から検討し、さらに7世紀半ばの評制の施行と陸奥国の設置、また8世紀前葉に至る辺境経営の全体の中に郡山遺跡を位置づけることによって、これらの課題の解明に迫りたいと思っている。Ⅱ期官衙付属寺院の郡山廃寺の性格についても言及する(1)。

25年間の発掘調査の成果によって、郡山遺跡の輪郭が明らかになっているが、まだ全容が解明されたわけではないから、本稿の検討は現時点の一仮説に過ぎないが、このような検討作業はこれから発掘調査を進めていく上で一定の意味をもつものと考えられるので、大胆に推測・憶測も含めて述べることとする。またいうまでもなく、本稿は私個人の見解であって調査機関の公的な見解でないことを、あらかじめお断りしておきたい。

なお本稿では、図1「奥越羽三国の地区区分」を随時参照しながら述べるので、説明しておく。この地区区分は政治支配上の地区区分であり、古代国家の支配領域の拡大すなわち評・郡の設置の諸段階にはほぼ対応している。

<陸奥国>

- I区 福島県域と宮城県南端の角田市・亘理町。阿武隈川河口以南。大化前代に国造制が施行されていた地域で、陸奥国の最初の版図。
- II区 宮城県仙台平野以南。名取川・広瀬川流域。郡山遺跡・多賀城跡が所在。
- III区 宮城県北の大崎平野から牡鹿半島にかけての地域。鳴瀬川・江合川流域。8世紀に「黒川以北十郡」といわ



図1 奥越羽三国の地区区分

れ行政的にまとまった地域としてとらえられていた。江合川流域が古墳時代に古墳が継続して築造された地域の北限。

<越後国・出羽国>

- 1 区 越後平野の西半部、阿賀野川以西。
- 2 区 越後平野の東半部。
- 2'区 山形県山形・米沢盆地。靈亀2年（716）まで陸奥国の所管。
- 3 区 山形県庄内平野。

I 郡山遺跡の概要

郡山遺跡の遺構の詳細については、第6章にまとめられているが、後の論述の前提として、I期・II期官衙、郡山廃寺の遺構に関する私の理解を示す。遺構についてふれる前に遺跡の立地に関して注意すべき点にふれる。

1 郡山遺跡の立地

仙台平野ではその中央部を名取川が東流し、北西から広瀬川が合流する。郡山遺跡は両河川の合流点の北西1.5kmに位置し、仙台平野全体から見てほぼ中央部に当たる。広瀬川は郡山遺跡のすぐ北を東南流し、名取川は南1.5kmを東流して、合流点から6km下って太平洋に河口を開く。

この立地については次の2点の利点が指摘できる。1つは、両河川が郡山遺跡の北から東、南の防衛上の障壁になることである。2つは、郡山遺跡が両河川を通して河川・海上交通の便宜が得られることである。平野内部では、両河川の舟運によって物資の運送などが可能であろうし、名取川河口を通じて太平洋の海上交通と連絡することができる。現在名取川河口には北に井土浦、南に広浦という潟湖があって閑上港を開き、古代の地形については明らかでないが、古代にも名取川河口が郡山遺跡の海上交通の港になったことが推測される。この点は後述する齐明朝における船団の北征との関連で注意しておくべきことである。

2 I期官衙

外郭と規模 I期官衙の年代は、出土土器から7世紀半ば～末葉と推定されている（図2）。施設の造営基準方位は、真北に対して西に50～60°振れる。このように方位を表記するのは、I期官衙の正面が東南方向と考えられるからである。全体の外周施設は材木列塀であり、東南・西南・西北辺を確認しているが、東北辺は未確認である。西南辺の長さは295.4mで、西南～東北は遺構の広がりから604m以上であり、全体の面積は17.8ha以上になる。官衙全体の形は、少しゆがんでいるが古代の地方官衙では珍しい長方形になる。外周の材木列塀の外にはII期官衙とは異なって溝はないらしい。材木列塀はI期・II期官衙を通じて多用されるが、養老律衛禁律24越垣及城條に定める「柵」という塀に相当する⁽²⁾。現在調査は遺構検出地域の北部で進んでおり、この地域に掘立柱塀・材木列塀・板塀などで囲まれた中枢区、北・南倉庫区、北・南雜舍区、鍛冶工房区などがある。

中枢区 中枢区は西南～東北は東南辺が91.6m、西北辺が推定92.0m、西北～東南は東北辺が118.6m、西南辺が推定120.3mの規模の方形の区画で、a・b期の2小期がある。a・b期を通じてその構造は大きく変わらない。東北辺・西南辺に接して掘立柱建物を配し、その建物の間をa期には掘立柱塀、b期には板塀でつなぐ。東南辺は中央部に門を開き、その両側に長い掘立柱建物を配し、西北辺は未調査である。中枢区内は一部小規模な掘立柱柱穴を検出しているが、その構造はまだわからない。東南辺の門が正門らしく、中枢区、ひいてはI期官衙全体の正面は東南方向と推測される。この時期の地方官衙の政庁については例が少ないので判断がむずかしいが、岡山県宮尾遺跡、広島県下本谷遺跡などの郡家の政庁は、各辺の塀にそって長い建物を配置する例がみられるから、この地区がI期官衙の中枢部である政庁に当たると推測する。

倉庫区 中枢区の東北に北倉庫区、西南に南倉庫区があり、最大4期の遺構の重複があるが、大きくは中枢区に対

応してa・b期の2期に分けられる。a期には、北倉庫区では北・南列の2列に総柱建物の倉庫が並び、南倉庫区も同様に倉庫が2列に並ぶと推測され、b期には両倉庫区で一部の倉庫を取り払い、側柱建物を建てるが、これも倉庫と推測される。

雑舍区 北倉庫区の西北に北雑舍区、南倉庫区の西南に南雑舍区がある。北雑舍区は4辺を材木列塀あるいは掘立柱塀で囲み、各辺によって変遷がある。全体の形はゆがんだ方形で、全体の規模は東南—西北51～54m、西南—東北65～66mである。西北辺と西南辺に門を開く。内部には竪穴建物と掘立柱建物を整然と配置する。東南辺塀内側の土坑から畿内産土師器が1点

出土している。南雑舍区は西北・東北辺を溝、東南辺を材木列塀で囲み、全体の規模は西北—東南90m、東北—西南60m以上で、内部に掘立柱建物・竪穴建物、竪穴住居がある。

鍛冶工房区 北雑舍区の西南に鍛冶工房と総柱建物の倉庫を検出している。鍛冶工房は平面が長方形の竪穴建物で、内部に5基の鉄の鍛冶炉を備え、多量の鉄滓、鉄製の甲の小札、鍛造の剥片、轔の羽口が出土し、武器の製造などを行っていたと推測される。その西にも同様の竪穴建物があるので、この地区は鍛冶工房区であったと思われる。

3 II期官衙

外郭と規模 II期官衙の年代は出土土器から7世紀末～8世紀前葉と推定されている（図3）。II期官衙はI期官衙を取り壊して、ほぼ同位置に建造された。造営基準方位は、I期官衙と大きく変わり、ほぼ真南北である。官衙域は東西428.44m、南北422.73mのほぼ正方形で、総面積は約18haで、多賀城の総面積74haのはば4分の1である。外郭の施設は材木列塀で、材木は直径30cmほどの栗の丸材で、払田柵跡出土の材木の例からみて、4m前後の高さがあったと思われる。材木列塀の外に大溝と外溝が二重にめぐり、大溝は幅3.5～4.8m、深さ0.4～0.85m、外溝は幅3～5m、深さ1.2～1.7mの規模で、心々間の距離で塀一大溝間が8.6～8.9m、大溝—外溝間が47.7～48.8mで、それぞれの間は遺構がなく空閑地である。すなわち外郭の塀の外は二重に溝と空閑帯をめぐらしており、このことについて後述する。外郭塀南辺中央に南門を開く。この門は柱穴4個を検出しているだけで、これまで3間×2間の八脚門としていたが、5間×2間の十二脚門になる可能性が高い。外郭の塀をまたぐ形で2間×2間の櫓が設け

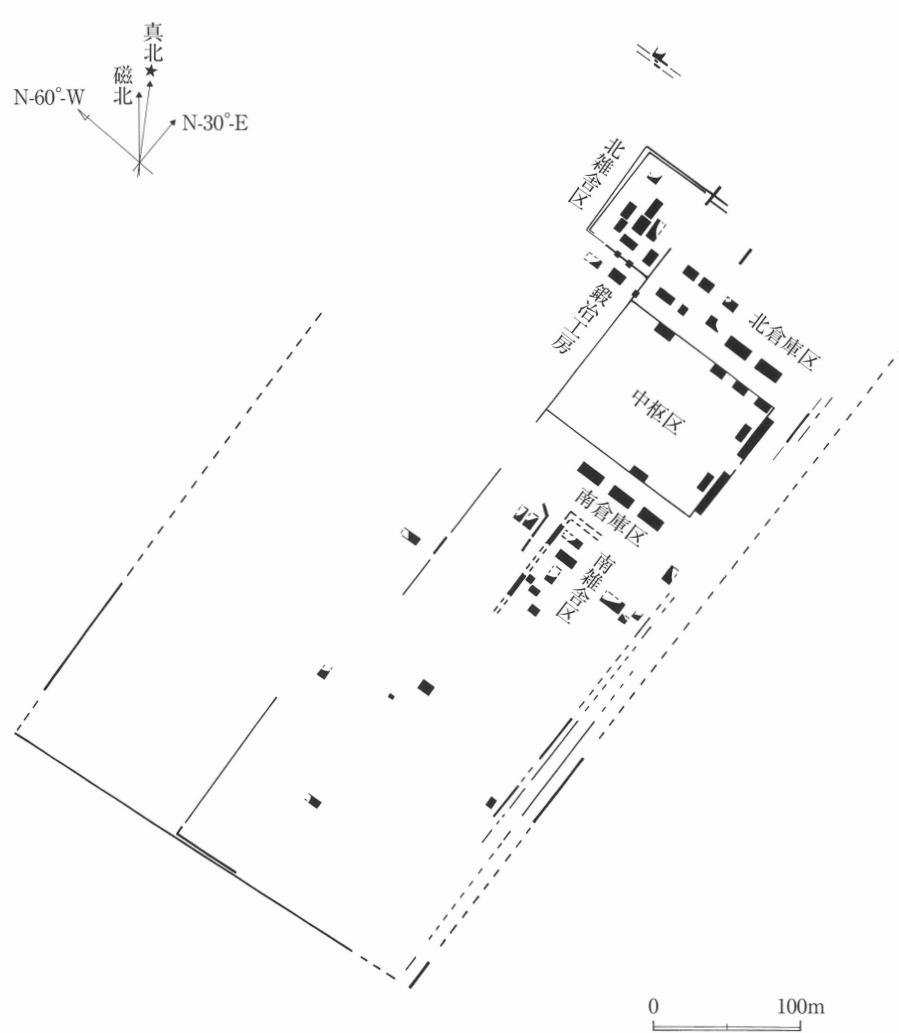


図2 I期官衙

られている。外郭西南隅と西辺の南から3分の1の地点に検出しているので、四隅と各辺の3等分点に設けられていた可能性がある。

中枢区 外郭南門に入った中央部の南部に中枢区がある(図4)。A・B期の2小期があり、両者は建物の振れが異なり、A期の建物群はN-0~5°-E、B期はN-2~6°-Wである。B期の建物群は全体の建物配置が復原できないのでここではふれない。

A期の建物群は、全面的に検出されていないが、仮想中軸線を基準に東西対称に建物が配置されると考えられ、基本的に正殿の南に口の字形に建物を配置し、北に石敷と石組池を置き、これらの東西の外側に南北方向に各6棟の南北棟建物を配置すると考える。正殿SB1250は外郭南門の北約180m、官衙域の中心点より南に位置し、8間(17.4m)×5間(10.8m)の四面廂付建

物である。正殿の南約16mに前殿SB1635がある。6間×2間で正殿と梁をそろえる(3)。SB1635の西南に西脇殿南北棟SB1545(3間以上×2間)がある。SB1635の南65mに2棟の東西棟SB716(3間以上×1間以上)、SB1490(4間以上×2間)がある。中軸線に対して東西対称に2棟が並ぶか、あるいは1棟の建物になる可能性もある。SB1635・1545・716・1490が先に述べた口字形の配置の建物群である。正殿の北に石敷、石組池、後述する東列第1号南北棟建物SB1210がある。

以上の建物群の西の外に南北に並ぶ3棟(SB1650・1465・526)、東の外に5棟の南北棟建物(SB1210・1680・1690・208・1730)をそれぞれ検出している。これらは中軸線に対して東西対称に配置されると考えられるので、未検出も含めて、東・西列に各6棟の南北棟建物が配置されると復原し、各列北から1~6号の番号を付してよぶこととする。東列2号SB1680は4間×4間の身舎のまわりに1間の廂あるいは縁をめぐらす楼閣建物であり、ほかの建物は梁行2間の南北棟建物である。

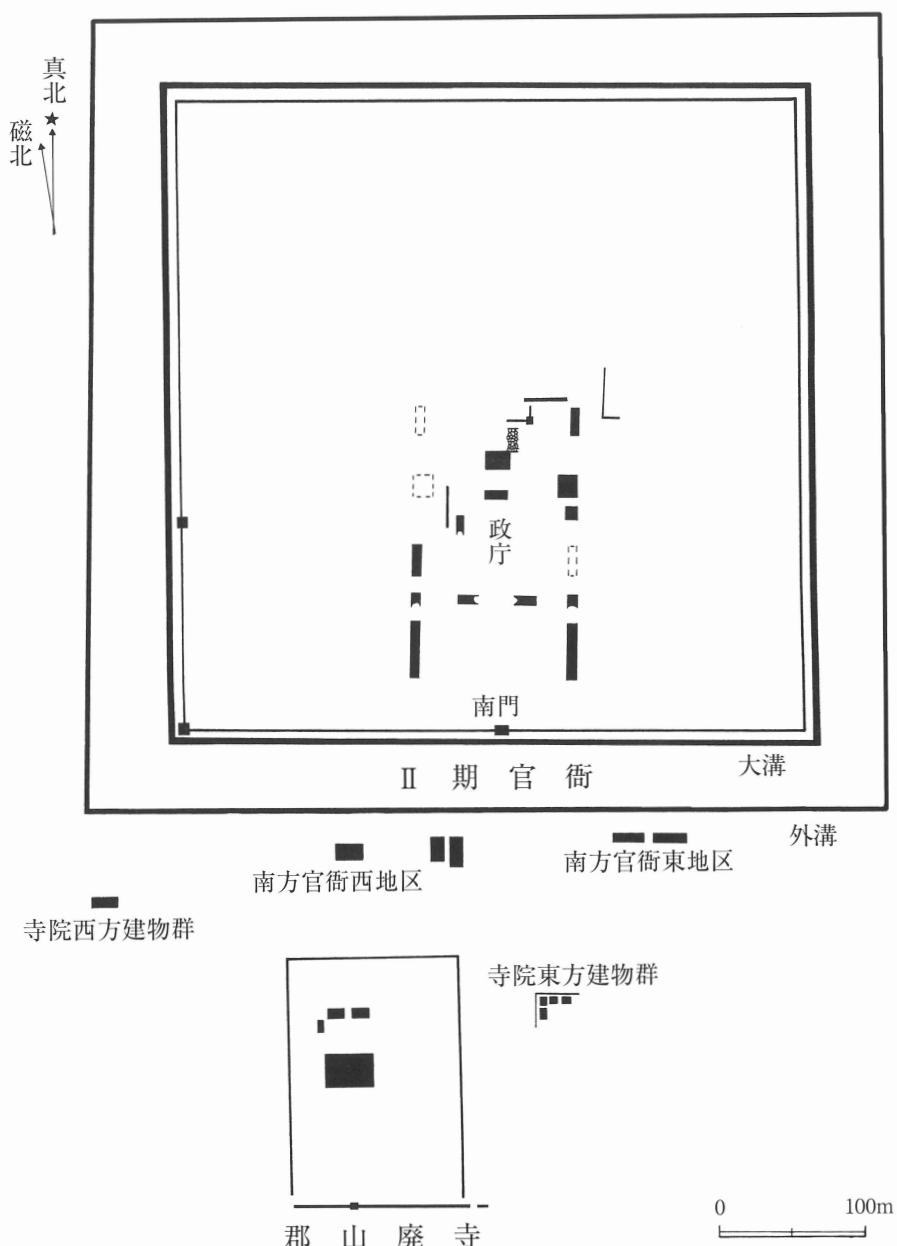


図3 II期官衙

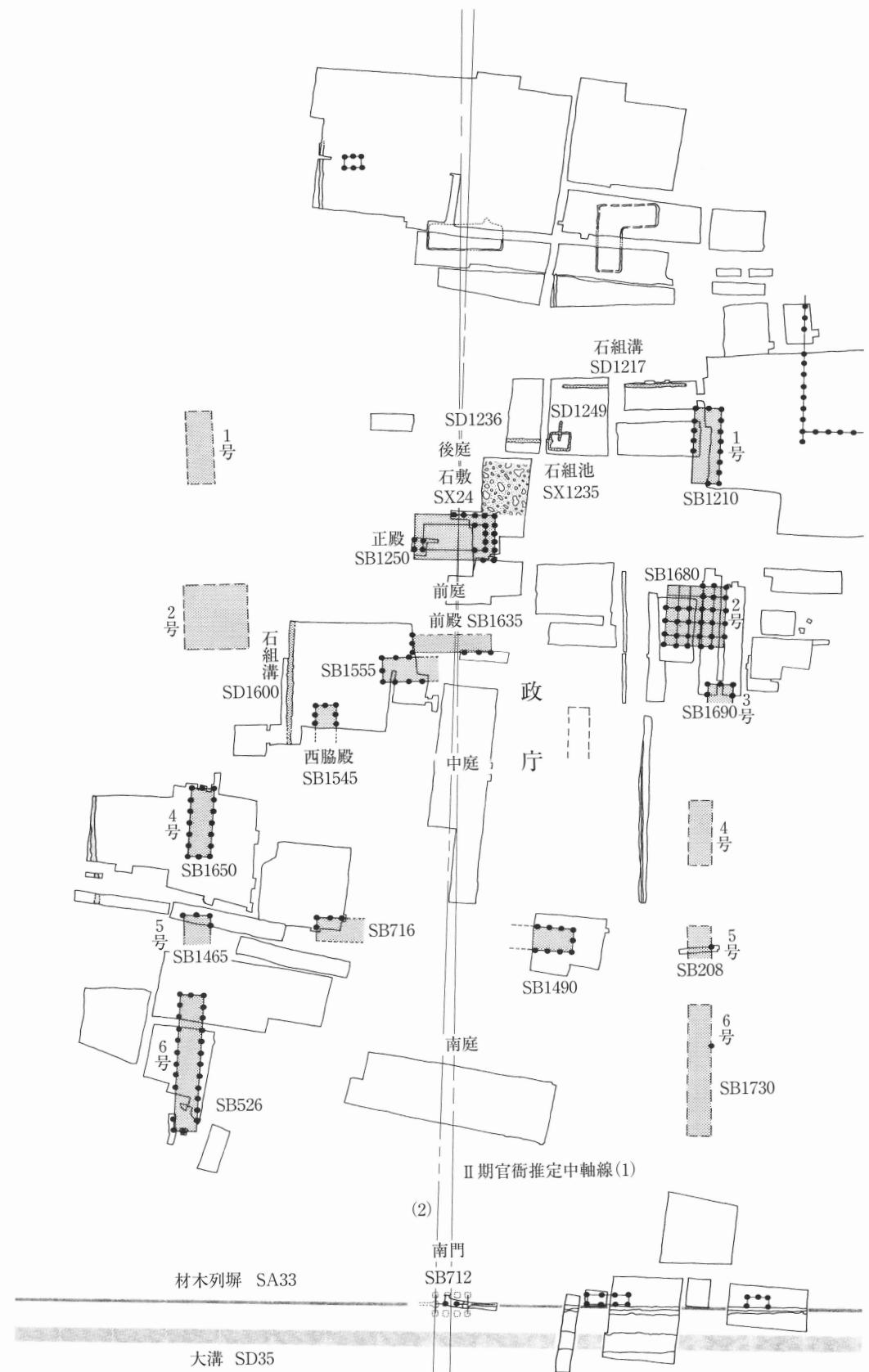


図4 II期官衙中枢区

中枢区の構造 中枢区A期の施設に関してその全体構造を把握する。中枢区が外郭南門に入った官衙域の中央部南部に位置することからみて、中枢区の中にこの官衙の中枢部の政庁があることは確かであろう。後述のようにⅡ期官衙は陸奥国府と考えられるが、国府の政庁は国守を中心に官人らが会集し、儀式・宴会・政務を行う場である。この中枢区建物配置は8世紀の国府と異なり、また一部塀や溝があるが、全体を区画する施設はなかったようなので、建物がどのようにまとまるのかが明確でない。全体構造を次のように理解する。

正殿を中心に、その南に、前殿と東西列2号に囲まれた前庭、さらに南に口字形に配置された建物に囲まれた中庭、北に石敷、石組池、東西列1号に囲まれた後庭がある。前殿は国守が南面して座す正殿に対して、属僚が北面して座す建物と解する。2号樓閣建物は前庭を莊嚴する意味をもつものであろう。中庭の南の空間も何らかの役割を果たす場合を考えられ、これを南庭とよぶ。後庭については後述する。以上が政庁であり、このほかの東・西列の各3～6号建物は、曹司と理解する。これらを政庁の一部ではなく曹司とするのは、これらが梁行は同じであるが桁行が不揃いであること、正殿との間に中庭区が入り、正殿と一体的に使うことができないこと、Ⅱ期官衙域に曹司に当たるような建物群が検出されていないことなどの理由による。この官衙では、政庁の周辺に曹司を集めて配置し、政庁と曹司との間に一応の区別があるが、両者が関係ある構造であると理解する。

工 房 官衙域内では外郭の東・西辺の内側に工房がある。東辺では外郭東南隅の北約70mの地点に鉄鍛造、銅鋳造、漆などの工房、西辺では西南隅の北約140mの地点に鉄・漆の工房がある。後者は官衙建造中に操業していたものである。

造営尺度 Ⅱ期官衙造営の使用尺度について検討し、進んで造営年代に言及したい。周知のように養老令の規定によれば、尺には令大尺（高麗尺）と令小尺（天平尺）があり、両者の関係は1大尺=1.2小尺で、測地には令大尺を使い（雜令1度十分条・同2度地条）、大宝令の規定も同じと推測できる。測地尺は大宝令以前から令大尺であり、和銅6年（713）に令小尺に変わると考えられている。Ⅱ期官衙の造営は7世紀末と推定されているので、一応Ⅱ期官衙は令大尺で設計されたと思われる。Ⅱ期官衙の種々の長さの計測値について検討してみたが、その中で外郭の材木列塀の東西幅=428.44mに注目する。これを令大尺に換算するが、古代の尺度の実長には若干の幅があるので、逆に換算尺数値を1200大尺と仮定し、1大尺の数値を算出すると、下記の通り35.70cmの数値を得る。

$$<\text{令大尺}> 428.44\text{m} = 1200\text{大尺} \quad 1\text{大尺} = 42844\text{cm} \div 1200\text{尺} = 35.70\text{cm}$$

藤原京・平城京造営の使用尺も令大尺と推測され、遺構の実測値から推定される1尺の数値は下の通りであり（4）、Ⅱ期官衙の1大尺=35.70cmはこれらの数値に近いので、先の仮定換算尺1200大尺は妥当と考えられる。

$$<\text{藤原宮}> 1\text{大尺} = 35.59\text{cm} \quad <\text{平城宮}> 1\text{大尺} = 35.526\text{cm} \quad <\text{平城京}> 1\text{大尺} = 35.532\text{cm}$$

ところで養老令ひいては大宝令の規定では、測地の単位として尺より長い単位である「歩」と「里」が規定され（雜令4度地五尺為歩条）、このような長い距離の計測には尺ではなくこのいずれかを使用したと考えるべきである（5）。歩については、養老令すなわち大宝令の規定では1歩=5大尺であるが、それ以前に1歩=6大尺の制が行われ、6大尺から5大尺への移行の時期については、大宝令施行の701年説と飛鳥淨御原令施行の689年説があるが、前者が妥当と考えられる（6）。東西幅=1200大尺を2つの制度で歩に換算すると次の通りである。

$$<1\text{歩}=6\text{大尺制}> 1200\text{大尺} \div 6\text{大尺} = 200\text{歩}$$

$$<1\text{歩}=5\text{大尺制}> 1200\text{大尺} \div 5\text{大尺} = 240\text{歩}$$

前者の200歩が後者の240歩にくらべてキリのよい完数になることから、この東西幅は1歩=6大尺制で200歩に計測されたと考えられる。これが認められるならば、Ⅱ期官衙の造営時期は、1歩が6大尺から5大尺に改められた大宝令施行の大宝元年（701）以前ということになり、尺度の点から造営時期の下限を定めることができる。

4 郡山廃寺

遺構 郡山廃寺はⅡ期官衙の付属寺院で、官衙の南の西寄りに所在する（図3・5）。Ⅱ期官衙と同時期に造営され、廃絶はⅡ期官衙より遅れて8世紀中頃である。伽藍中枢部は4辺を材木列塀で囲み、その規模は東西が北辺で120m、南辺で125m、南北が167mであり、南辺がやや長い四辺形を呈し、その面積は約2haである。南辺塀が東辺塀より東へ11mのびていて、寺域はこの区画よりさらに東へ広がる。南辺の西からほぼ3分の1の地点に南門SB1880を、北辺の西端に隅門SB834をそれぞれ開く。両門とも3間×2間の八脚門で、北西隅門が桁行5.4m、梁行4.3mで、桁行5.1m、梁行4.1mの南門より、少し大きい。

主要堂宇はその遺構を十分に検出していないが、南門を通る南北線を中軸線として配置されると推定される。講堂SB100は南門の北、伽藍中心域の中央西寄りにある東西棟基壇建物である。発掘区の土層断面で基壇版築と掘込地業を検出しているだけであり、基壇規模は東西32m以上、南北12m以上である。桁行が長いことから講堂と推定された。僧房は講堂の北にある掘立柱建物群で、A～C期の3期がある。C期が整った配置になり、伽藍中軸線をはさんで東西に2棟の東西棟建物SB890・900（3間×5間）、西建物の西南に南北棟建物SB860（2間×4間以上）があり、建物群が南に開くコ字形に配置されると推定される。講堂の西南に瓦葺き基壇建物の存在が推定される。基壇北辺・西辺と考えられる溝を検出し、溝から大量の瓦が出土したことから、瓦葺き基壇建物の存在を推定した。このほか未調査であるが、講堂の東南、瓦葺き基壇建物の東に、かって礎石があり、礎石建物の存在が推測される。講堂の東、東辺材木列塀の内側6mに井戸SE157があり、木簡3点が出土し、第2号木簡には「□学生寺」、第3号木簡は写經料紙に界線を引くための定木で、優婆塞を意味する習書が記される。第2号については後述するが、第3号はこの遺跡が寺院であることを示す。

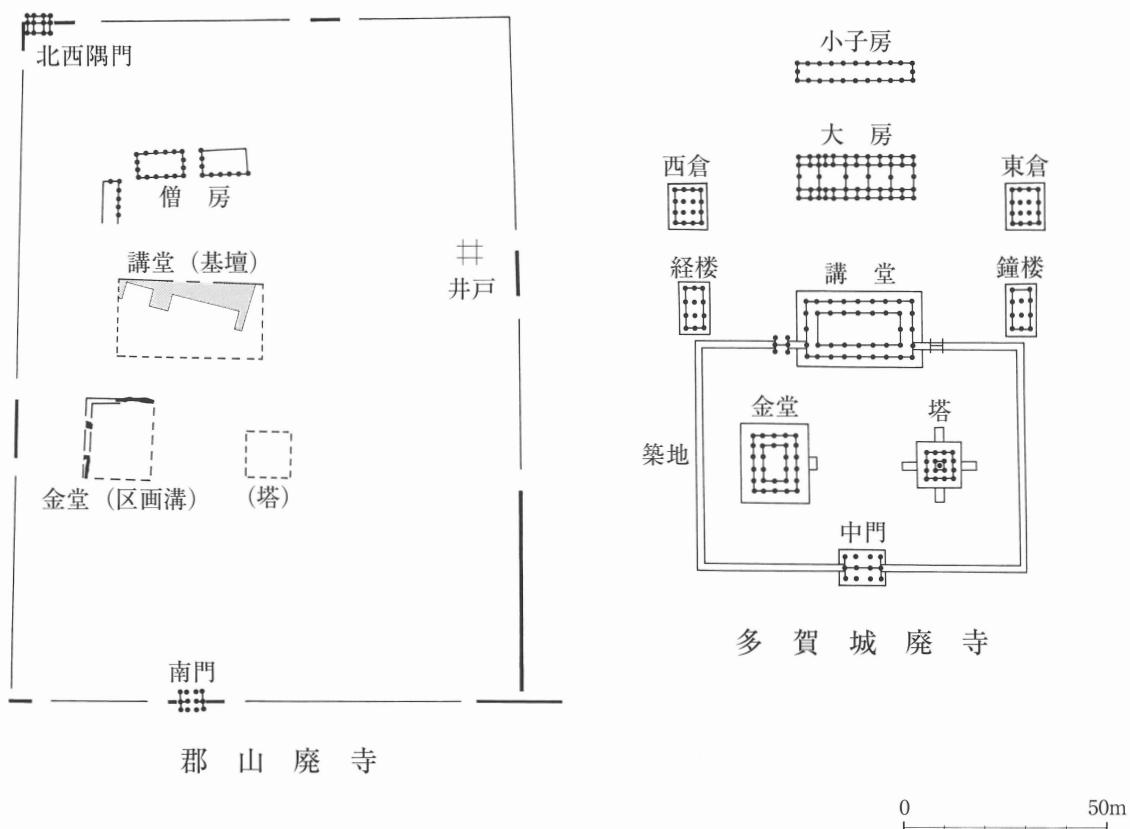


図5 郡山廃寺と多賀城廃寺

出土瓦 郡山廃寺の出土瓦は、八弁单弁蓮華文軒丸瓦、ロクロ挽き重弧文軒平瓦、粘土板桶巻作り無段丸瓦、粘土板桶巻作り平瓦である(7)。これらの出土瓦は製作技法などから多賀城・多賀城廃寺の創建瓦より古いと考えられている。軒平瓦・平瓦の製作技法について、畿内では藤原宮以前には粘土板桶巻作りであるのに対して、平城宮以後には一枚作りになるが、郡山廃寺出土瓦は粘土板桶巻作りであるの対して、多賀城・多賀城廃寺創建瓦は粘土板桶巻作りで作ったものを凹型あるいは凸型の一枚型を用いて調整しており、前者が後者に先行することが明らかである。また軒平瓦は多賀城・多賀城廃寺創建瓦がヘラ描き重弧文であるのに対して、郡山廃寺はロクロ挽き重弧文であるが、このロクロ挽き重弧文は都では川原寺・山田寺を最古として7世紀後半に盛行し、平城宮創建以後には生産されなくなる。進藤秋輝氏は、これらをふまえて郡山廃寺の瓦の年代を7世紀末～8世紀初めに考定した。

郡山廃寺の軒瓦と多賀城・多賀城廃寺創建瓦は類似する点があり、前者が後者の直接の祖型であると考えられる。八弁单弁蓮華文軒丸瓦(8)と重弧文軒平瓦の組み合わせが同じであるし、特に軒丸瓦の文様は、多賀城廃寺出土の10類の軒丸瓦のうち第10類と、郡山廃寺のものが一部相違する点もあるがよく似ており、郡山廃寺の軒瓦は多賀城・多賀城廃寺創建瓦の直接の祖型であると考えられる。多賀城・多賀城廃寺の瓦は同時期の平城宮の瓦とは異なる点があり、7世紀後半の瓦と類似する点があるが、それは郡山廃寺の瓦を基にして作られたからであると指摘されている。郡山廃寺の瓦が国府多賀城とその付属寺院の多賀城廃寺の瓦の祖型であることは、郡山廃寺、郡山遺跡の性格を考える上で重要である。南門、講堂、瓦葺き基壇建物、井戸SE157から鷦尾が出土している。

伽藍配置 遺構の検出が十分でないが、郡山廃寺は多賀城廃寺と共通する点があり、郡山廃寺の伽藍配置は多賀城廃寺と同じと推測される(図5)。多賀城廃寺の伽藍配置は、西に東面する金堂、東に三重塔、その南に中門、北に講堂を配置し、中門から講堂に連なる築垣で囲み、講堂の北に僧房を置く。東西に塔と金堂を配置する点に特徴があり、この伽藍配置は基本的に大宰府の付属寺院である筑紫觀世音寺と同じである(図6)。

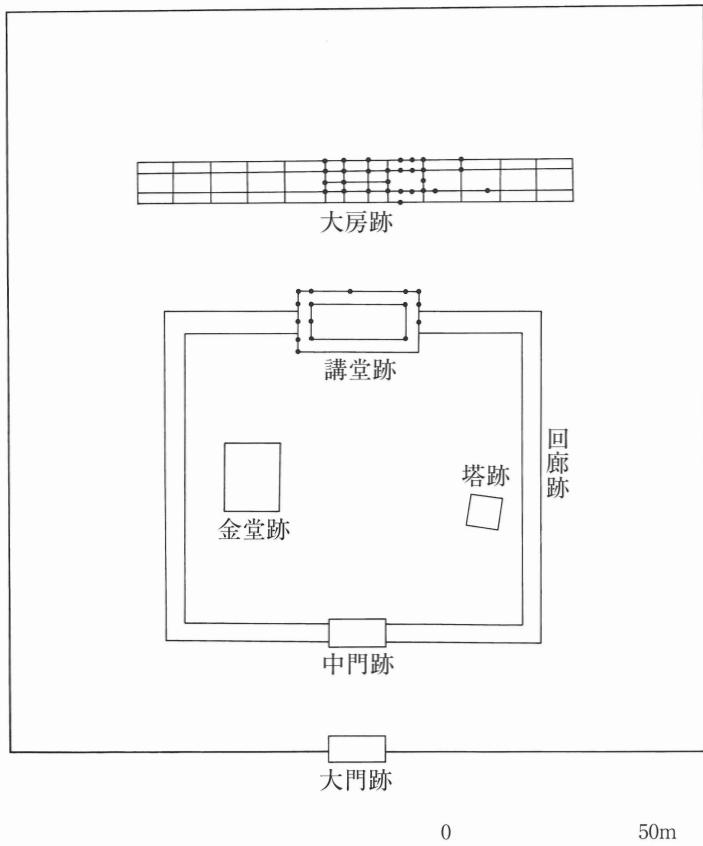


図6 筑紫觀世音寺

郡山廃寺と多賀城廃寺との密接な関係で指摘すべきは、まず先の両寺の間の軒瓦の継承関係であり、さらに建物配置の点では次の2点が指摘できる。①講堂基壇の東西長について郡山廃寺が32m以上、多賀城廃寺が31mである点、②講堂と僧房の距離について、郡山廃寺では僧房C期の東西棟建物南辺と講堂基壇北辺の距離が24m、多賀城廃寺では大房南辺と講堂基壇北辺の距離が23mである点である。

以上の共通点から、基本的に多賀城廃寺は郡山廃寺を継承して造営され、郡山廃寺の伽藍配置は多賀城廃寺を基に復原できると考えられる。すなわち、講堂SB100と僧房を基に考えると、講堂の西南の基壇建物が東面する金堂、東南の礎石の所在から推定される建物が塔であり、基本的に多賀城廃寺と同じ伽藍配置になると推定できる。

II 二期官衙と宮都

二期官衙について宮都との比較の視点から検討する。結論を先にいえば、二期官衙は構造の点で藤原宮と共に通点があり、基本的に藤原宮をモデルに設計されたが、それとともに前代の飛鳥の京との共通点も指摘できる（9）。まず前者について官衙構造の面から、次に後者について政庁の石組池をめぐる服属儀礼の面から考察する。

1 二期官衙と藤原宮

官衙域・宮城域と中枢部 藤原京は持統8年（694）12月～和銅3年（710）3月の16年間の宮都であり、まだ京城は確定していないが、はじめて条坊制がしきれ宮城が設けられ、最初の律令制宮都と位置づけられている。二期官衙はこの藤原宮の宮城と構造の面で共通点が指摘できる。すなわち、第1に二期官衙の官衙域と藤原宮の宮城域の平面形がいずれもほぼ正方形で、かつ中枢となる政庁と大極殿・朝堂が、官衙域・宮城域の南北中軸線上の中央部から南部に位置する点である（図3・7）。前述のように二期官衙域は外郭に材木列塀をめぐらし、その規模は東西428.22m、南北422.73mで、やや東西に長いがほぼ正方形を呈している。一方、藤原宮の宮城域は、条坊の南北2条、東西2坊の計4坊を占め、外郭に大垣として掘立柱塀をめぐらし、その規模は東西925.4m（2600大尺）、南北906.8m（2550大尺）で、やはりほぼ正方形をしている。東西にやや長い点も共通する。

二期官衙の政庁と藤原宮の大極殿・朝堂は、儀式・饗宴・政務という同じ機能を持つそれぞれの中核の施設である。二期官衙では政庁が、藤原宮では大極殿・朝堂が、官衙域、宮城域それぞれの南北中軸線上の中央部から南部にかけて占地する。

これまで二期官衙の正方形の官衙域と中央部の政庁の意味については、例えば胆沢城にも例があるために城柵の1つの類型とみられて特に問われることがなかったが、一期官衙から二期官衙への転換は大きなものであるし、このような構造の地方官衙は7世紀後半から8世紀初めには例がないから、その成立の意味はあらためて問われなければならない。

宮都の歴史を見ても、正方形の宮・宮城域とその中央南部に中枢施設が位置する構造は、藤原宮に始まると考えられる。孝徳朝の難波長柄豊崎宮（651～54年）に当たる前期難波宮では、内裏・朝堂とともに、朝堂南に外郭南門、外郭の南辺と西辺の塀を検出し、一応宮域は東西670m以下、南北約650mの方形に推定復原されているが、その推定宮域内には自然地形の深い落ち込みがあって宮域が方形になるのかも危ぶまれ、また宮西辺を宮中軸線で東

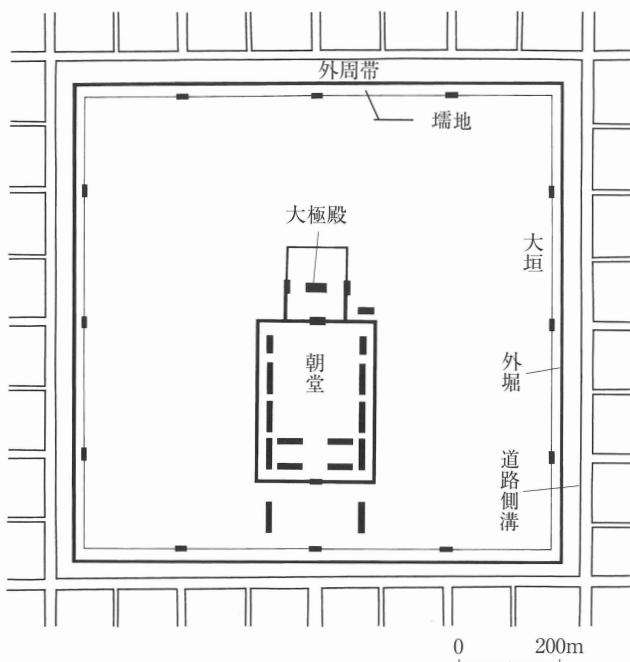


図7 藤原宮

に折り返した線より東で官衙の遺構が検出されているから、中枢部は宮域の中軸線上にないことは確かである（10）。飛鳥では齐明朝の後飛鳥岡本宮（656～67年）に当たる伝承板蓋宮跡III-A期、天武・持統朝の飛鳥淨御原宮（672～94年）に当たる同III-B期で、内裏に当たる内郭の外に外郭の東辺の塀を検出しているが、外郭は地形からみて不整形になるらしい。また天智朝の近江大津宮（667～72年）は地形的制約から外郭が整備されたとは考えられない（11）。以上から見て、ほぼ正方形の宮城の中軸線上に中枢部を置く構造は藤原宮で成立したものと見られる。藤原宮における正方形の宮城の成立は、内裏、大極殿・朝堂を中心として中央官衙を統合した宮城の成立と関係し、また条坊

制の成立に基づく。条坊の成立によって、都城の単位として正方形の街区である坊が造り出され、宮城はその坊を単位に設定されることによって、正方形になったのである。

外郭の構造 第2に、藤原宮との共通点として注目されるのが外郭の外の構造である。藤原宮では外郭の大垣の外に塙地を隔てて外堀がめぐり、さらにその外に空閑地を隔てて条坊の大路の側溝が位置し、外側の空閑地を外周帯とよんでいる。すなわち大垣の外に、外堀と大路側溝という二重の溝、その間に塙地と外周帯という二重の空閑帯をめぐらしているのである。平城宮以降の宮都では宮城の大垣の外は塙地を隔ててすぐに大路の側溝が位置し、このような大垣外の構造は藤原宮に特有なものである。

井上和人氏によると、藤原宮の外郭の大垣、堀の設定は、心々距離でなく大垣一堀岸、堀幅として設計されており、大垣の各面で設計値が異なっており、その数値を示すと次の通りである。大垣一外堀岸の距離（塙地幅）は東面50大尺（17.8m）、西面45大尺（15.9m）、北面60大尺（21.3m）、南面は場所によって異なり、東部で40大尺（14.16m）、中門前で50大尺（17.70m）、西部で65大尺（23.01m）、外堀幅は東面・北面・南面15大尺（5.31m）、西面30大尺（10m）、外堀岸一大路側溝岸（外周帯幅）はすべてについて分からぬが、南面が80大尺（28.3m）、東面が38m余である（12）。

Ⅱ期官衙では、外郭の材木列塙の外に塙地を隔てて大溝、その外に空閑地を隔てて外溝をめぐらし、藤原宮と同じく、外郭の外が二重に溝と空閑帯をめぐらす構造になっている。外溝については西・南面のほかに、2005年の調査で東面、西北角で検出し、四周を囲むことが明らかになった。Ⅱ期官衙の外郭の材木列塙・大溝・外溝の距離、溝の規模は次の通りである。南辺での数値で、相互の距離は心々距離である。材木列塙一大溝の距離：8.6m～8.9m、大溝一外溝の距離：47.7m～48.8m、大溝の規模（上幅×深さ）3.5m～4.8m×0.4m～0.85m：外溝の規模（上幅×深さ）：3.0m～5m×1.2m～1.7m。

Ⅱ期官衙は藤原宮モデル Ⅱ期官衙と藤原宮が、全体のほぼ正方形の平面形と中枢部の位置、外郭の構造の点で共通することから、両者は設計の上で関係があったと考えられる。両者の関係について、地方官衙をモデルとして宮城が設計されたと考えるよりも、宮都である藤原宮をモデルとしてⅡ期官衙が設計されたと考えるのが自然であろう。もちろん外郭の構造について、藤原宮では最外の溝が大路の側溝で、条坊地割と一体的な構造になっているのに対して、Ⅱ期官衙では官衙域の外に方格地割の存在が想定できないという相違がある点は注意しなければならない。Ⅱ期官衙は、藤原宮の外郭と周囲を条坊地割から切り離して模倣しているのであろう。この外郭の外の広い空閑帯は、Ⅱ期官衙を荘厳に見せる仕掛けであろう。

Ⅱ期官衙造営年代の上限 Ⅱ期官衙が藤原宮をモデルに設計されていることは、Ⅱ期官衙の性格、および造営年代を考える上で重要なことである。後者については、Ⅱ期官衙の造営時期の上限を、藤原宮の造営年代によって定めることができるるのである。

藤原宮・京の造営過程は複雑で、文献史料と発掘調査の成果によって次のように考えられる。すなわち、天武5年（676）に「新城」が造営され、のちに藤原京に引き継がれる条坊地割が施工されたが、造都の工事は中断された。同13年（684）3月に藤原宮の宮城の位置が決定されて工事が再開されるが、朱鳥元年（686）年9月天武天皇の死亡によって再び工事は中断された。持統4年（690）正月の持統即位後、10月ころから宮城の工事が再開され、同8年（694）12月に遷都した（13）。藤原宮の宮城域や大極殿・朝堂の位置、外郭の構造などの基本設計が、持統朝の造営工事再開の持統4年に決まっていたのは確かであるが、さらにさかのぼって天武13年の宮城位置の決定の際に定まっていた可能性もあり、Ⅱ期官衙の造営年代の上限を一応天武13年とすることができるが、しかし宮城のために新しく設計された構造が、それが造営され機能していないうちに地方官衙で採用されることは考えにくい。従ってⅡ期官衙の造営年代の上限は、安全性を考えれば天武13年（684）であるが、藤原宮遷宮の持統8年（694）と考えておきたい。

2 Ⅱ期官衙と飛鳥の京

Ⅱ期官衙政庁の正殿北の後庭にある石組池は、地方官衙では例のない珍しい遺構であるが、飛鳥の石神遺跡に同様の池がある。この2つの池をめぐって、蝦夷の服属儀礼の観点から、Ⅱ期官衙と飛鳥の京との共通点を指摘する。

Ⅱ期官衙政庁後庭 Ⅱ期官衙政庁の正殿の北には、石敷・石組池・南北棟掘立柱建物などがあり、これらは一体的なものとして、一つの儀礼空間を構成していると考えられる。

石敷SX24は砂利の上に拳大の扁平な円礫を敷いたもので、正殿SB1250の北側柱に接し、南北幅13mで、東西は11mを確認しているだけだが、正殿の北に広がっていたと推定される。正殿の東・南は調査したが石敷を検出できず、表土などからの円礫の出土が少ないので、存在しなかったと思われ、正殿の北だけに敷設していたと推測できる。

石組池SX1235は、正殿の東北角から東北19.5m、石敷北縁から北4mに位置する（写真1）。内法で東西3.7m、南北3.5mのほぼ正方形の平面形で、深さは石敷の面から見て70cmと推定される。側壁は垂直に立ち、川原石を小口積みし最下段には大きい石をえ、裏込めに粘土と黒褐色シルトをつめ、底面は裏込めに粘土・褐色シルトを敷いた上に、部分的にしか遺存しないが、扁平な円礫を敷く。裏込めの工法は池に貯水するためである。

給水・排水のための石組溝が敷設されている。池の北11mに東西溝SD1217があり、その西端で直角に南に折れ、南北溝SD1249となり、この溝が池の北辺中央部に接続する。これらが給水のための溝である。池西辺中央部から西へのびる東西溝SD1236があり、これが排水のための溝である。SD1217は内法幅20～33cmで、底に扁平な円礫を敷き側石を立てる。SD1236は内法幅50cmで、遺存状況が悪く底石のみが残る。政庁の西に南北石組溝SD1600があり、SD1236はこれに接続すると推定される。池とSD1249・SD1236の接続部は、池の側石上縁から30cmほど切り込んだ形で溝の底面があり、給水溝SD1249から給水すると排水溝SD1236から流出するが、池には約40cmの深さに貯水する（14）。池・溝を石組にしているのは池に浄水を貯めるためである。池の東27mに東列1号南北棟掘立柱建物SB1210がある。桁行7間（18.3m）×梁行2間（5.6m）で、床張りである。池は建物のほぼ西正面に位置し、両者は一体的な関係にある。この方形の石組池は地方官衙には例がなく、古代の遺跡でも珍しく、飛鳥の石神遺跡の池が注目される。

飛鳥石神遺跡 藤原京の東南に接する飛鳥の地域には、藤原京の前、崇峻5年（592）遷宮の豊浦宮から持統8年（694）に終わる飛鳥淨御原宮に至るほぼ1世紀間にわたって、一時宮が外に出ることはあったが、歴代の諸宮が營まれ、中央政府の諸施設や寺院なども設けられ、『日本書紀』に「倭京」という京が形成されていた。飛鳥の中央には、蘇我氏が崇峻元年（588）に発願した日本最初の本格的伽藍である飛鳥寺が所在し、その南の伝承板蓋宮跡には、舒明の岡本宮（I期）、皇極の飛鳥板蓋宮（II期）、齊明の後飛鳥岡本宮（III-A期）、天武・持統の飛鳥淨御原宮（III-B期）が重複して検出されている（15）。

石神遺跡は飛鳥寺寺域の西北隅に接して位置し、7世紀半ば～8世紀前半の年代で、A～D期の4期の遺構が重

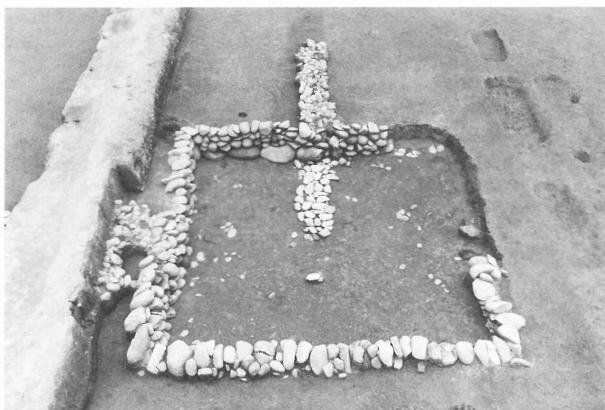


写真1 郡山遺跡の石組池（南より）



写真2 飛鳥石神遺跡の石組池（奈良文化財研究所提供）

複している。方形石組池があるのはA期とB期であるが、ここではA期の池に注目する。A期は7世紀半ばの齊明朝に当たり、そのうちA—3期が最も整備され、東西に建物群が設けられている（図8）。西建物群は四辺を長廊で囲み、中に多くの建物を配置し、中枢的な施設である。東建物群は西より規模が小さく、四辺に平行方向に長い建物を配置して全体を囲み、全体は南北40.4m、東西24.7mの規模であり、その内部に北に10間×5間の四面廂付き南北棟建物の正殿、南に6間×2間の東西棟建物の前殿を配置する。石組池は前殿を取り壊した後に空閑地の西寄りに設けられている。この池は平面が1辺が6mの正方形で、深さが80cm（写真2）。側壁は垂直に川原石を2、3段に積み、4隅には立石を据え、裏込めは粘土と砂を版築状に互層に積み固める。底は粘土を敷いた上に小石を敷く。給・排水の溝はないが、裏込めの工法からみて貯水したものである。

石神遺跡A—3期の遺構は、須弥山石とよばれる須弥山をかたどった石製の噴水施設が出土していることから、『日本書紀』齊明紀にみえる須弥山の園池に当たると考えられている。ここでは朝貢してきた蝦夷などの夷狄の服属儀礼が行われた（16）。

II期官衙と石神遺跡の2つの方形石組池は、平面規模こそ差があるが、構造などで共通し、両者は同じ用途に用いられたものと思われる。その際II期官衙政府と石神遺跡で行われた共通のことは、蝦夷の服属儀礼であるから、この点から考察すべきである。

飛鳥の服属儀礼 蝶夷は遅くも7世紀半ばから每年都と国府・城柵などの地方官衙に朝貢し、天皇に服属することを誓約する服属儀礼を行った。都での蝶夷・隼人などの夷狄の服属儀礼は7世紀と8世紀では、行う日時、場所、性格を変え、7世紀には日時を定めず神聖な場で行い、天皇への服属を神聖なるものに誓約する呪術的性格のものであり、8世紀には大極殿・朝堂で行う元日の朝賀に参列して、天皇に直接誓約する儀礼的な性格のものになった。元日の朝賀は臣下一般が天皇への服属を示す儀礼であり、7世紀にはこれと別の日時・場所で別個に行われていた夷狄の服属儀礼が、8世紀には朝賀に組み込まれたのである。

7世紀に夷狄の服属儀礼が行われたのは、齊明朝には須弥山の園池であり、天武・持統朝には飛鳥寺の西の斎橈の広場である。経典によれば、須弥山とは仏教の世界觀において世界の中心にある聖山で、そこには帝釈天を中心に三十三天・四天王・衆天などの天部が住む。石神遺跡から出土した須弥山石は、この須弥山をかたどった石製の噴水施設で、ここには須弥山世界を具現化した、須弥山石を中心とする園池が設けられていたと推測される。『日

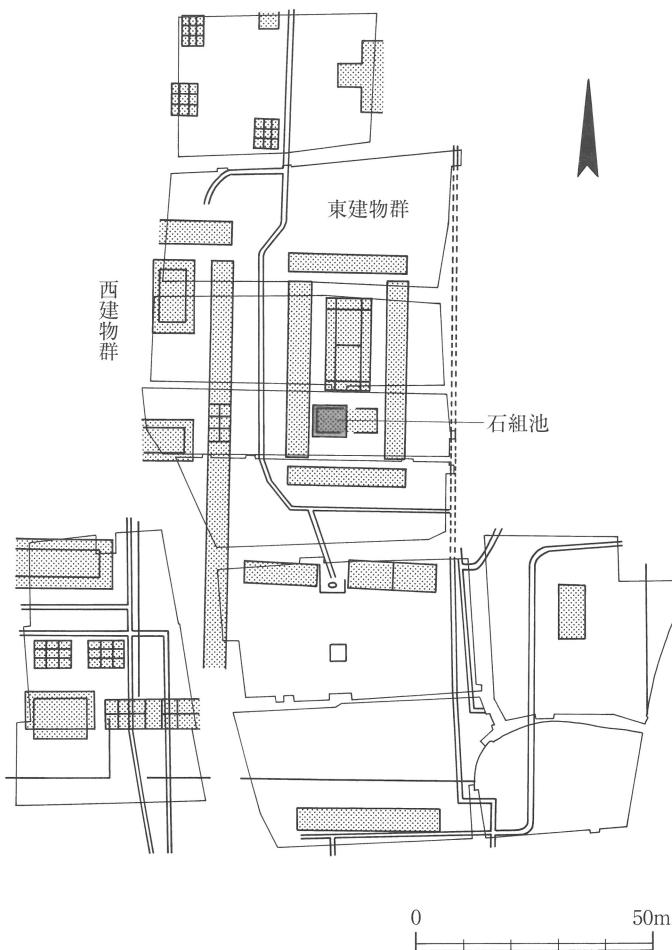


図8 石神遺跡遺構図
（『奈良国立文化財研究所年報2000-II』図44を改変）

本書紀』によれば、齊明3・5・6年（657,59,60）に須弥山の園池で、観貨遷、肅慎などの夷狄とともに陸奥と越の蝦夷の服属儀礼が行われた（『日本書紀』齊明3年7月辛丑、同5年3月甲午、同6年5月条）。石神遺跡から7世紀半ばから8世紀初めを下限とする東北地方で製作された内黒土師器が数10点出土していることは（17）、この遺跡が蝦夷の服属儀礼を行った須弥山の園池に当たることを裏付ける。

須弥山にいます帝釈天をはじめとする諸天は仏教を護る威力のある神であり、須弥山の園池で行う夷狄の服属儀礼は、この威力のある神々に対して天皇への服属を誓約する神聖で呪術的な性格のものである。須弥山の園池における服属儀礼がこのような神聖なものであるとすれば、そこに設けられた石組池は、儀礼を行う前に心身を清める禊に用いられたと考えられる。禊は、本来水中で裸身を振り動かして外来の威靈を振り付け発動させて、純潔無垢の始原の状態に立ち返る、すなわち再生する呪術的行為であるが、のちには心身の穢れを神聖な水によって洗い清めるものになり（18）、祭祀・奉幣・祈禳・参詣などの前に行なった（19）。この夷狄の服属儀礼も神聖なる諸天に対して行う呪術的な儀礼であったので、その前に禊を行う必要があったのである。『日本書紀』敏達10年閏2月条に、服属した蝦夷の族長が大和に来朝し、泊瀬川（初瀬川）の川中に下りて「三諸岳」すなわち神山である三輪山に対して天皇への忠誠を誓約したとあるが、泊瀬川に下りたのは禊のためであろう。この石組池は神聖な服属儀礼のための禊に用いられたのであり、石組池であるのは、禊のために淨水が必要であるからであろう。

天武・持統朝に夷狄の服属儀礼を行なったのは、飛鳥寺の西にある斎櫛の広場である。斎櫛は神のあります神聖なケヤキで、飛鳥寺の西にあった大槻の下が、天武朝には儀礼場として整備されたらしい。天武6年（677）～持統9年（695）の間、蝦夷・隼人・多羅嶋人などの夷狄の服属儀礼が行われた（『日本書紀』天武6年2月、同10年9月庚戌、同11年7月戊午、持統2年12月丙申、同9年5月丁亥条）。ここでの夷狄の服属儀礼は、斎櫛にあります神に対して、天皇への服属を誓約するものである。

ところで夷狄の服属儀礼が7世紀型から8世紀型に変わったのは、大宝元年（701）元日の朝賀からと考えられる。確認されるもののうち7世紀型の最後の例は持統9年（795）9月丁卯に斎櫛の広場で隼人が相撲をしたこと（『日本書紀』）、さらに場所は記載されていないが、文武3年（699）4月己丑に越後の蝦夷が叙位されたのは、日時が元日でないことからみて7世紀型のものと見られ、一方8世紀型の最初の例は和銅3年（710）正月壬子朔に藤原宮の大極殿・朝堂の朝賀に蝦夷・隼人が参列した例である（『続日本紀』）。すなわち服属儀礼の変化は699～710年の間に起こったのであるが、この間で可能性が高いのは大宝元年元日の朝賀であろう。この時の朝賀は「文物之儀」が備わったと記すように（『続日本紀』大宝元年正月乙亥朔条）、大宝令の完成による儀式の整備のなかで朝賀も整備され、この時にこれまで臣下と諸藩の使者によって行なっていた朝賀に夷狄も参列することになったのである。ここで、持統8年12月藤原宮への遷宮以降も文武4年までは、夷狄の服属儀礼が飛鳥の斎櫛の広場で行なわれていた点に注意しておきたい。

Ⅱ期官衙政庁の服属儀礼 蝦夷は7世紀後半から都とともに国府・城柵などの地方官衙に朝貢し、服属儀礼を行なったと考えられる。養老令職員令大國条の陸奥・出羽・越後守の職掌に「饗給」があるが、これは地方官衙に朝貢してきた蝦夷に饗宴と禄物を賜与することで、大宝令官員令では「撫慰」となっているが、内容は同じである。「撫慰」＝「饗給」は蝦夷の地方官衙朝貢に対応する職掌であり、淨御原令では不明であるが、7世紀後半に行なわれた蝦夷の地方官衙朝貢に対応して大宝令に明文化されたのである。

地方官衙において蝦夷の服属儀礼や饗宴が行なわれる政庁であり、政庁後庭の石組池は蝦夷の服属儀礼のためのものであると考えられる。この石組池は石神遺跡のそれと同じく、服属儀礼の前に禊をする池であろう。この池が石神遺跡の池と同じく石組池であるのは、禊のために淨水を貯めるためであり、北の石組溝から給水すると一定の水位を保ちながら西の石組溝から排水する構造であるのは、穢れを流出させるためであろう。このような禊の池を備える政庁後庭は、飛鳥の須弥山の園池と同じく、呪術的な蝦夷の服属儀礼を行う場と考えられる。じつはⅡ期

官衙は時期からいえば、飛鳥の服属儀礼場の中でも天武・持統朝の斎櫻の広場に対応するが、まだこの遺跡は確認されないので、石神遺跡を参考にして考えたのである。

太白山 この政府後庭の服属儀礼で誓約の対象となった神聖なものは何であろうか。蝦夷の服属儀礼で誓約の対象になったものは、さきに上げた飛鳥の須弥山と斎櫻、大和の神山として著名な三輪山（三諸山）などのほか、阿倍比羅夫の齊明4年（658）の北征の際に齶田（秋田）の蝦夷が誓約した齶田浦神があり、また同じく同5年の北征の際に飽田・渟代・津輕・胆振鉢の蝦夷を集めて大饗し「彼地神」を祭ったのも誓約のためであろう（『日本書紀』齊明4年4月、同5年3月条）。このうち須弥山はかなり特殊なもので、神木・神山・浦神・彼地神などの自然物が一般的だったのである。また須弥山、斎櫻、三輪山が朝廷側の信仰の対象であったのに対して、齶田浦神・彼地神が在地の神である点に注意しておきたい。

憶測にわたるが、これらの例を参考にして、私はⅡ期官衙政府における服属儀礼で誓約の対象になったのは、郡山遺跡の西方に望まれる太白山ではないかと考える（写真3）⁽²⁰⁾。太白山はライデ（生出）森・ヲド（烏兎）ガ森ともよばれ、これらが本来の山名であろう。郡山遺跡のほぼ西方8.25kmにあり、標高は321mであるが、すこぶる目立つ独特の円錐形の山容の独立峰で、仙台平野南部からはどこからでも望むことができ、郡山遺跡からはもちろん西方にその山容が望まれる。名取川河口の閑上港の漁民は、海上から望んで帰港の際や漁場の区分けのための目印にしたという。地質学的にこの山は、地下から上昇したマグマが冷え固まってできた安山岩の周囲が浸食されてできた残丘で、頂上部は安山岩の岩盤が露出して石群が散在し、中腹には直方体の巨石が散在する。山頂に大同2年（807）に勧請したと伝える貴船神社の小祠をまつる。大同2年の年次は信ずるに足りないが、京都の貴船神社は高麗神たか お かみを祀り、雨水を掌る祈雨・止雨の神であり、貴船神社を祀っているのは、この山の南麓を名取川が流れることと相まって、この山が仙台平野の雨水の神として信仰されていた残影を示すのかもしれない。

山頂にウドの大木が生えていたという巨木伝承や巨人伝承などの江戸時代以降の伝承が残るだけで、中世以前の史料に見えないのが難点であるが、めだった円錐形の山容をしている点は神体山に共通し、頂上の石群や中腹の巨石は磐座になりうるものであって、太白山は神の山として信仰の対象になりうる条件を備えている。蝦夷の服属儀礼で三輪山という神の山、また在地の神である齶田浦神や彼地神が誓約の対象になっていることから、Ⅱ期官衙の服属儀礼における誓約の対象は太白山である可能性を指摘しておきたい。

政庁の儀礼構造 Ⅱ期官衙政府は正殿の南に前庭・中庭、北に蝦夷の服属儀礼のための後庭がある。一般的に政府での儀礼は、主宰者が天皇の代理人として正殿で南面して行う。主宰者が正殿で南面することになる前庭・中庭では、官人らとの通常の儀礼が行われたのである。この政庁には官人らとの通常の儀礼の場である前庭・中庭と区別して、蝦夷の儀礼の場を後庭に設けたのである。7世紀に飛鳥の京では、内裏と朝庭で官人らの儀礼が行われ、それと区別して夷狄の儀礼の場が須弥山の園地と斎櫻の広場に設けられたが、Ⅱ期官衙では2つの儀礼の場を政庁に統合しながら、南の前庭・中庭と北の後庭に分けたのである。

後庭における儀礼では、蝦夷は石組池で禊をして、石敷の上で西方の太白山に向かって誓約の儀礼をし、東の南北棟建物SB1210は饗宴などに用いられたのではなかろうか。後庭における儀礼で、主宰者が正殿に出座すると、南面する蝦夷に対して北面することになりかねず、はなはだ具合が悪いことになるが、飛鳥の服属儀礼に天皇は出御しないから、Ⅱ期官衙政府でも主宰者は出座しなかったであろう。

Ⅱ期官衙造営年代の下限 Ⅱ期官衙の造営年代を考える上で、政庁後庭に7世紀型の夷狄の服属儀礼を行うための施設が設けられていた点は重要である。前述のように都では夷狄の服属儀礼は大宝元年（701）元日を境に7世紀



写真3 太白山（郡山遺跡からの遠望）

型から8世紀型に改められた。政府の出先である地方官衙を新嘗するのに、すでに都で古くなった儀礼を行う施設を建造することはあり得ないから、7世紀型の服属儀礼の施設を備えるⅡ期官衙の造営年代の下限は文武4年(700)ということになる。Ⅱ期官衙政庁での服属儀礼も、都と同時期に7世紀型から8世紀型に代わったであろう。

3 Ⅱ期官衙の造営年代と宮都との関係

Ⅱ期官衙の造営年代は、藤原宮をモデルにしていることから、その上限が持統8年(694)、7世紀型の服属儀礼のための施設をもつことから、その下限が文武4年(700)に措定できる。これらに、Ⅱ期官衙外郭の東西幅が大宝令施行以前の1歩=6大尺制によることから、その下限が大宝元年(701)である点を付け加えることができる。すなわちⅡ期官衙の造営年代は694~700年の間に推定できる。この推定は出土遺物からの推定造営年代7世紀末と矛盾しない。土器などの年代は1時期が20年前後の幅のあるものであるが、以上の考察によって造営年代を狭く限定できる。またⅡ期官衙出土の造営期の土器の年代を狭く限定できることによって、東北地方の土器編年に年代の定点を与えることができるであろう。

Ⅱ期官衙は基本的に藤原宮をモデルにして設計されたが、そこには飛鳥の京と共通する要素もあった。藤原京は飛鳥淨御原宮の時代に施工された条坊地割を利用して設けられ、『日本書紀』に「新益京」と記されるように、まさしく飛鳥の京の拡大であり、遷宮後も夷狄の服属儀礼が斎場の広場で行われ続けたように、飛鳥と関係を持ち続けたが、大宝令の完成に伴う儀式の整備によって、夷狄の服属儀礼の場は藤原宮の大極殿・朝堂に統合された。Ⅱ期官衙がモデルにしたもののは、大宝令より前の藤原宮だったのである。

III 陸奥国と評の設置

大化元年(645)6月、中大兄皇子・中臣鎌足ら改新派は、朝廷の実権を握っていた蘇我入鹿を滅ぼし(乙巳の変)、大化の改新といわれる政治改革を開始した。7世紀後半を通じて進められる律令制国家の建設の出発点となる。大化の改新において、地方支配組織はそれ以前の国造制から評制に転換され、さらにその上に国が設置され始める。この全国的な地方支配組織の転換は陸奥の地域にも波及した。

1 東国国司と蝦夷

乙巳の変から2ヶ月後の大化元年8月に、改新政府は「東国国司」とよばれる8組の使者を東国に派遣した(『日本書紀』大化元年8月庚子条)(21)。東国国司は国司とはいものの、今後の政治改革のために、人口・田地面積や地方の政治秩序の調査、武器の収公という臨時の任務をもって派遣された使者である。東国の範囲については諸説あるが、のちの参河・信濃から陸奥南部にかけての地域で、この地域を8区域に分け、各区域は令制の数カ国分に当たる広域である。8組の中の紀麻利耆挖を長官とする組は、のちの陸奥南部と上野を管轄地域に含んでいた。この組は派遣に当たって、武器の収公について「辺国近与蝦夷接境処者、可尽数集其兵、而猶假授本主」すなわち「辺国」で蝦夷と境を接する地域では武器を集めて数えた後に、元の持ち主に授けるようにという例外的な命令を与えられていたにも関わらず(同条)、国造が送ってきた武器を持ち主に返さず国造に与えるという失策を犯した(同2年3月辛巳条)。この「辺国」は、令制の国はまだ設置されていらず、また後者の史料で国造が活動しているから、国造のクニにあたり、その中でも大和王権の支配領域の周縁にある国造のクニと考えられる。

9世紀半ばに編纂された『先代旧事本紀』卷十「国造本紀」には全国の国造の名が記されているが、それによると陸奥国の国造は、道奥菊多(後の菊多郡)、石城(磐城郡)、染羽(標葉郡)、浮田(宇多郡)、白河(白河郡)、石背(磐瀬郡)、阿尺(安積郡)、信夫(信夫郡)、思(曰理の誤り、曰理郡)、伊久(伊具郡)の10国造であるが、『常陸國風土記』によると、このうち道奥菊多・石城国造は、7世紀半ばにその領域が常陸の多珂国造の領域に含まれていた。この国造制施行地域がI区で、会津に国造を確認できないが、養老2年(718)5月に陸奥国から分置された石城国・石背国の領域と伊具郡を除いて一致し(『続日本紀』養老2年5月乙未条)、政治支配の点で同質

のまとまった地域と認識されていた。先の辺国とはこれら陸奥の国造すべてか、最北の信夫・曰理・伊久国造であろう。

前引の「辺国近与蝦夷接境処者」によると、この辺国の国造のクニの外の地域、すなわちⅡ区以北がこの時点では蝦夷の居住地域と認識されていたと考えられる。また改新政府がその発足の時点から、蝦夷に注意を払い軍事的に警戒していた点も注目すべきである。このことが越における渟足柵・磐舟柵、陸奥における郡山遺跡Ⅰ期官衙の設置につながっていくのである。

『日本書紀』には東国国司に関する詳細な記事を載せるが、同様の任務を持った使者は、東国以外にも、大化元年8月、東国国司とともに倭国の六御県（高市・葛城・十市・志貴・山辺・曾布県）に、同年9月に諸国にも派遣された（大化元年8月庚子・9月甲申条）。越については、東国国司の派遣地域に北陸道を含める見解もあるが、そうでないとしても諸国の使者の中に入っていた可能性が高い。東国国司などのこれらの使者の派遣は、全国的には今後展開される評の設置などの準備であり、陸奥と越にとってはすぐに始まる辺境政策の準備の意味も持っていた。

2 評の設置

評の設置は、国に先行して大化5年（649）から全国的に開始され、この年は「天下立評」の年といわれ評制の全面的な施行が始まった年である（22）。『常陸國風土記』によると、常陸国では、惣領の高向臣と中臣幡織田連が、まず大化5年に常陸にあった新治・筑波・茨城・那珂・久慈・多珂国造のクニを評に転換して6評を置き、加えて

元号	西暦	陸奥国・一般	越後・出羽国
大化1	645	6乙巳の変。8東国国司の派遣。	
3	647		渟足柵設置、柵戸移配。
4	648		磐舟柵設置、柵戸移配。
7世紀中葉		この頃郡山遺跡Ⅰ期官衙設置。	
5	649	全国的に立評開始。クニの評への転換。	
白雉4	653	評の分割・新置。	
4-5	653-54	この頃陸奥国設置。	
齊明4	658	阿倍比羅夫北征と同じ頃陸奥の北征。	阿倍比羅夫の第1回北征。
5	659	3陸奥・越の蝦夷を飛鳥の須弥山の園池に饗す。道奥国司初見。	第2回北征。
6	660		第3回北征。
天武5	676	1陸奥国司に錦位以上を任ずる。	
13	684	3藤原宮宮城の位置決定。	
14	685		これ以前に越後国設置。
持統2	688	12飛鳥寺西の楓の下で蝦夷を饗す。	
3	689	1優崎曇郡城養蝦夷みえる。6淨御原令を頒下す。	
8	694	12藤原宮遷宮。	
694-700		この頃郡山遺跡Ⅱ期官衙建造。	12磐舟柵を越後国に改作させる。
文武2	698	この頃筑紫觀世音寺完成か。	4磐舟柵を越後・佐渡国に改作させる。
4	700		
大宝1	701	3大宝令施行。	
慶雲2	705	この年蝦夷反乱。	
4	707	5信太郡みえる。	
和銅1	708		9越後国出羽郡設置。
2	709		3越後国蝦夷の反乱。7出羽柵初見。
5	712		9出羽国設置。10陸奥国最上・置賜郡移管命令。
6	713	12陸奥国丹取郡設置。	
靈龜1	715	5坂東6国から1000戸移民。10陸奥国府みえる。	9出羽国に柵戸400戸移配。最上・置賜郡移管実現。
2	716		
養老2	718	5石城・石背国分国。	
3	719	4全国的に按察使設置。	
4	720	9陸奥国蝦夷の反乱。陸奥按察使初見。	
6	722	閏4改革開始。この年石城・石背国併合・多賀城造営開始。	
神龜1	724	この年多賀城完成、Ⅱ期官衙から国府移転。	

※事項の文の頭の数字は月を示す。

表1 奥越羽年表

香島神社に関連して那珂のクニと下総の海上のクニから分割して香島評を置き、次いで白雉4年（653）にすでに置かれた評から分割して白壁・河内・信太・行方・石城評の5評を置き、それぞれに評の官を任じた。香島神社に關係する香島評の例は特例で、基本的には大化5年の国造のクニの評への転換、白雉4年の評の分割・新置という2段階によって評の設置が行われた。この孝徳朝の立評によって、全国的に8世紀にある郡の前身の評の大部分が設置されたと思われる。惣領は政府から派遣され令制の国数カ国分の広域を管轄する地方官で、後には大宰ともよばれ、高向臣と中臣幡織田連は坂東と陸奥南部を管轄地域とし、評と國の設置に当たったのである。

陸奥に関しては、『常陸國風土記』多珂郡条によって、白雉4年に多珂評から石城評が分割・新置されたことがわかるだけであるが⁽²³⁾、常陸とともに惣領高向臣と中臣幡織田連によって、国造制施行地域（I区）で大化5年に国造のクニの評への転換、白雉4年に評の分割・新置が行われ、8世紀にみられる郡の前身の評が成立したと考えられる。すなわち曰理・伊具・宇多・行方・標葉・石城・信夫・安積・石背・白河・会津評の11評である。越でも同様に国造制施行地域の1区まで評が設置されたであろう。

3 陸奥國の設置

評制の施行を受けて孝徳朝のうちに、その上に陸奥國が設置された。『日本書紀』で陸奥國の確実な存在を示す初見史料は、齊明5年（659）3月条に「道奥与越國司」とある道奥國司の存在を示す史料である。この史料は、道奥國司が越國司阿倍比羅夫と同時期に北征をしたことによって褒賞・叙位された記事で、後の「陸奥」ではなく、「道奥」という古い用字を用いていることから信拠できると考えられる⁽²⁴⁾。

さらに『常陸國風土記』によって、陸奥國の設置は孝徳朝にさかのばると考えられる。同書の卷首の総記に、常陸國の設置について、相模國の足柄岳の坂（相模國と駿河國の境の足柄山の峠）より東の地域を「我姫國」（東國の意）とよび、孝徳天皇の時に惣領高向臣と中臣幡織田連を遣わして我姫國すなわち「自坂已東之國」を8国に分け、その1つが常陸國であると伝える。「自坂已東之國」すなわち足柄山の坂より東の地域は8世紀に坂東とよばれ、8国あったので「坂東八国」といわれ、孝徳朝に我姫國に置かれた8国はこの坂東八国に当たると思われるかもしれないが、この8国には坂東八国の中の安房國は含まれず、代わって陸奥國が入っていたとみなければならぬ。『常陸國風土記』の撰述年代については諸説があるが、和銅5年（713）5月から郷里制の始まる養老元年（717）か、あるいは石城國が設置された同2年5月までの間と考えられ、一方安房國が上総國から分置されたのは同時の同2年5月であるからである。『常陸國風土記』が、まだ存在しない安房國を孝徳朝に設置された8国に含めて数えることはあり得ないのである。『続日本紀』神亀元年（724）4月癸卯条に「坂東九国」の記載があり、これは坂東八国と陸奥國と考えられるから、陸奥國が坂東に含められたことがあった。従って孝徳朝に我姫國に置かれた8国は、安房國を除く坂東の7国と陸奥國であったとみられる。一般的に國の設置は評よりも遅れ、また先の常陸における大化5年、白雉4年の立評作業は、香島評・石城評など國を越えて行われ、立評時点における國の存在がうかがえないから、道奥國の設置は、孝徳朝のなかでも白雉4年から5年であろう。当初の陸奥國の領域は評制が施行されたI区である。

早川庄八氏は、令制國の設置は一斉に行われたのではなく、地域によって遅速があり、天智朝初めから全国的に成立し始め、天武朝までかかり、『常陸國風土記』にみえる孝徳朝における坂東の8國の設置の伝承は信じがたいとし⁽²⁵⁾、そのほかに天武12年（683）12月、同14年10月の諸國の国界確定の記事を重視して令制國の成立時期を天武朝まで下げる考え方もあるが、その成立時期を遅くみる見解が有力である。全国的な令制國の成立が一斉に行われたものでなかったというのは、早川氏の指摘通りであるが、『常陸國風土記』の記事については、惣領の高向臣と中臣幡織田連が大化5年、白雉4年に立評に当たった事実は動かせないから、彼らによる8国設置の記事も簡単には否定できないと考える。

令制國を構成する要素について、「國」字の意味から考えると、①國司によって構成される官司機構、②施設と

しての国府、③国司が支配する郡一里一戸とその支配領域の3つであるが、これら3要素を備えた国制は、国府の建造からみるとようやく大宝律令施行以後に完成するのである。律令制国郡支配の本質は、在地豪族の郡司を中央派遣官の国司が管轄して中央集権的地方支配を実現するところにあり、この観点から国制の形成過程において重視すべきは①の要素であり、中央から国宰（国司の前身）が派遣されて評の官の上に常駐する体制の成立をもって、国の成立の端緒と考えてよいと考える。天武朝の国界の確定を重視する見解は③を国にとって重要な要素と考えるのであるが、評は一定の領域をもつものであるから、国宰が派遣されその管轄する評が決まれば、自ずと国の領域が決まるのであり、天武12年、14年の国界の確定は国相互の境界の最終的な調整を意味するものではなかろうか。また先の齊明5年（659）3月条「道奥与越国司」では、越国は道奥国と併記され国として扱われている。令制国の成立という場合、8世紀の国と同じ境域をもった国（成立を想がち）であるが、7世紀後半の国制の形成過程においては後の国と同じ境域の国と後の國の数カ国分の境域をもつ国が併存し、いずれもが中央派遣の国宰・大宰が常駐する国であったのではなかろうか。国制の成立過程をこのような視角から考えることも必要であろう。

孝徳朝末年、白雉4、5年頃の陸奥国の設置は、新たに設けられた評と評の官を管轄する国宰の派遣・常駐体制の成立であった。同じころ越国も設置されたであろう。

IV 7世紀後半の辺境経営

郡山遺跡は陸奥国の辺境経営に重要な役割を果たしたと思われるが、『日本書紀』には陸奥国よりも越国の辺境経営に関する記事が多く収められている。すなわち孝徳朝における渟足柵・磐舟柵の設置と、齐明朝における阿倍比羅夫の北征である。近年の研究や考古学の成果によって陸奥国でも越国と同様の辺境経営が行われたことが明らかになってきた。郡山遺跡の性格の解明のためには、この奥越共通の辺境政策という視点が必要である。

1 官衙と移民

越の城柵と移民 越では大化3年（647）に渟足柵を造り柵戸を移配し、同4年磐舟柵を造り越と信濃から柵戸を移配した（『日本書紀』大化3年、4年条）。さらに齐明4年（658）に阿倍比羅夫の北征に従った都岐沙羅柵造が叙位・褒賞され、都岐沙羅柵の存在が知られる（同齐明4年7月甲申条）。これら3柵は遺跡が未確認であるが、その所在地について、渟足柵は越後平野中央の信濃川河口の右岸、新潟市山の下松島・王瀬地区（26）、磐舟柵は同平野北端の村上市岩船神社付近、旧岩船潟のほとりとする見解が有力視されている。現在阿賀野川は信濃川の東に河口を開くが、この河口が開削されたのは18世紀前半で、それ以前は阿賀野川の流路は西に折れて信濃川に河口付近で合流していた。渟足柵推定地は信濃川河口の東、阿賀野川流路の北に位置する。

都岐沙羅柵の所在地については、磐舟柵以北の日本海沿岸とする説、新潟・山形県境の鼠ヶ関付近とする説のほか、磐舟柵の別称とする説などがある（27）。磐舟柵以北の地といえば、城柵の立地からみて山形県の庄内平野になるが、この時点でそこまで支配が北進したかは疑問である。磐舟柵別称説は、さきの阿倍比羅夫の北征の褒賞記事の齐明4年7月甲申条で、渟足柵造と都岐沙羅柵造が褒賞されているのに磐舟柵造がみえないことを根拠とし、確かにこの北征に磐舟柵造が参加しなかったと考えるのは不自然である。都岐沙羅はト・キサラでアイヌ語で「沼の耳」と解され、アイヌ語地名で沼の一部がくびれたようになっているところをトキサラと呼ぶから（28）、旧岩船潟を「沼の耳」と解すれば、都岐沙羅という柵名はアイヌ語の原地名により、磐舟という柵名は日本語で付けた名と解釈できるかもしれない。

陸奥の官衙と移民 『日本書紀』には記載はないが、陸奥でも越と同じく同時期にⅡ区に地方官衙の設置と移民が行われたことが、考古学の成果によって明らかになってきた。地方官衙はいうまでもなく、7世紀半ばにⅡ区仙台平野に設けられた郡山遺跡Ⅰ期官衙である。後述するようにこれは越の渟足・磐舟柵に対応する地方官衙である。

移民については、関東系土器の出土によって明らかになってきた（29）。関東系土器は、器形・製作技法が関東地

方出土の土器と類似するもので(30)、Ⅱ・Ⅲ区、その北の栗原地方の官衙・集落・墳墓など41遺跡から出土し、その年代は6世紀末葉～8世紀中葉である。この土器は墳墓・集落からも出土することから、関東地方から出土地域に移って定住した移民がもたらしたものと考えられる。これまで宮城県域出土の最古の関東系土器の年代については7世紀中葉と考えられていたが、近年村田晃一氏は須恵器坏模倣形態の関東系土器に注目して、その年代を6世紀末～7世紀中葉と改め、坂東から仙台平野への移民がⅠ期官衙以前からその成立時期にかけてあったことを指摘している。この時期の関東系土器出土遺跡は、仙台平野で9ヵ所の集落遺跡が知られ、福島県域でもこの時期の関東系土器の出土が指摘されている。菅原祥夫氏によれば、阿武隈川中流域の福島県本宮町高木遺跡で、6世紀末～7世紀初めに大溝に囲まれた囲郭集落が成立し、6世紀末～7世紀初め～7世紀後半の関東系土器が出土し、ほかにも同県域では関東系土器は約10ヵ所の遺跡から出土する。関東系土器の出土からみて、6世紀末～7世紀前半に福島県域から仙台平野にかけて坂東からの移民があり、仙台平野ではこの移民がⅠ期官衙成立の基盤となった。7世紀後半には、関東系土器はⅡ区仙台平野を中心にⅢ区にも拡大していく。Ⅱ区では官衙が郡山遺跡、集落が南小泉・下飯田遺跡など10遺跡、Ⅲ区では墳墓が矢本横穴墓群、集落が4遺跡あり、Ⅰ期官衙の成立とともにⅡ区を中心にⅢ区まで坂東からの移民があったことが知られる。このように越で7世紀中葉に渟足・磐舟柵が設けられ柵戸が移配されたのに対応して、同時期に陸奥でも郡山遺跡Ⅰ期官衙が設けられ坂東からの移民が行われた。

2 船団による北征

阿倍比羅夫の北征 『日本書紀』には齊明4年(658)から6年(660)にかけて、阿倍比羅夫が船団を率いて日本海沿岸にそって北征したことに関する詳細な記事を載せる。この史料の解釈については多くの論者の見解があるが、ここでは熊谷公男氏の研究によって北征の概要を記す(31)。「越國守」阿倍比羅夫は齊明4、5、6年の3回、船団を率いて日本海沿岸を北上して遠征を行った。

＜第1回齊明4年＞ 4月に、それ以前から帰服していた渟代(能代)・津軽蝦夷を先導役として、鶴田(秋田)に至って、鶴田蝦夷を帰服させ、渟代・津軽郡を置いて郡領を任せた。さらに有間浜(津軽十三湊)に進み、そこに渡島(北海道南部)蝦夷を召して大饗し帰服させた。7月に服属した蝦夷が飛鳥京に朝貢し饗給をうけ、遠征に従った渟代・津軽郡の大領・少領・勇健者、柵養蝦夷、都岐沙羅柵造・判官、渟足柵造を褒賞して叙位した。この時は渡島蝦夷が帰服したが、遠征軍が至ったのは津軽の有間浜までである。

＜第2回齊明5年＞ 3月に遠征軍が出発し、飽田(秋田)・渟代・津軽郡の蝦夷とその虜、胆振鉏の蝦夷を一所に集めて大饗し、その地の神を祭った。さらに肉入籠に至った時、問菟の蝦夷が後方羊蹄に政所を置くことを進言したので、郡領を置いて帰った。遠征の功績により道奥と越の国司、郡領・主政に叙位した。肉入籠、胆振鉏、後方羊蹄は渡島の地名と思われるから、この時の遠征は渡島に至った。

＜第3回齊明6年＞ 3月に遠征し、陸奥の蝦夷を案内役にして渡島の大河に至ると、対岸にいた渡島の蝦夷が、あしはせ肅慎の船に攻撃されるので保護を求めてきた。遠征軍は肅慎と交易などの接触を試みたが失敗し、肅慎は弊賂弁へろべ島の柵に帰り、戦闘になり、肅慎を打ち破った。5月飛鳥京の須弥山の園池で肅慎を饗した。この時は渡島が遠征の目的地であった。

この3回の遠征は、鶴田(秋田)・渟代(能代)・津軽から渡島(北海道南部)に及ぶものであった。『日本書紀』は船団について、第1・2回が180艘、第3回が200艘と記し、その数はそのまま信じられないが、大規模な船団であったのは確かであろう。船の大きさについては後述する。第2回に越国の国司、郡領・主政が褒賞叙位され、第3回に従軍した能登の豪族の能登臣馬身龍が戦死していることから、この遠征軍は越國守の下に国内の評制軍を編成し、それに渟足・都岐沙羅柵の官人、その柵の支配下の蝦夷(柵養蝦夷)なども従軍していた。8世紀以降信濃川の河口港が内水面と海上交通の結節点として重要な港であったことからみて、この遠征の根拠地はおそらくその河口港に近い渟足柵であったであろう。

陸奥国の北征 すでに熊谷公男氏が明らかにしているが、陸奥国でも比羅夫の北征と同時に太平洋沿岸沿いに船団による北征が行われた。同氏によれば、比羅夫の齊明5年第2回遠征において、道奥国司が越国司とともに褒賞・叙位されているのは、この時に陸奥国でも太平洋沿岸沿いに遠征が行われたと考えざるを得ず、『常陸國風土記』香島郡条に天智朝に覓國^{くにまき}のために陸奥の石城で船を造らせたという所伝はこの時の遠征のためであり、『続日本紀』靈龜元年（715）10月丁丑条に、陸奥国閉村方面（岩手県中部海岸）の蝦夷が先祖以来昆布を貢献していたというのはこの遠征の際に服属したものである。『日本書紀』に越国の遠征については詳細に記載するのに対して、陸奥国の遠征の記載がないのは、たまたま比羅夫の遠征に関して阿倍氏家記が残され、『日本書紀』がそれを採用したからであるとする。従うべき見解である。

陸奥国の遠征の時期について、越国第2回遠征と同時に行われたのは前述の通りで、第3回遠征の際に陸奥蝦夷を比羅夫の船に乗せて案内させたとあるから、この時にも陸奥国の遠征があったのであろう。陸奥国の船団は越国の船団と合流して渡島の遠征に当たり、陸奥蝦夷が案内役をしているのはこの時以前に陸奥の船団が渡島の遠征を行ったことがあったのであろう。『常陸國風土記』が陸奥国の遠征を天智朝にかけていることについては、齊明7年7月に齊明が死去し中大兄皇子が称制することに注意するべきである。越国第3回遠征は同6年6月の肅慎の朝貢の時には終了しているが、陸奥国の遠征はこれより少し遅れて中大兄皇子称制の時期まで行われたので、『常陸國風土記』は陸奥国の遠征を天智朝にかけて記しているのであろう。このように考えると陸奥国の遠征は越国の遠征とほとんど同時期に併行して行われたと考えられる。そうだとすれば、両国の北征は国が計画したようなものではなく、政府の命令によって行われた国家的事業であることは明らかである。

船と鉄の調達 陸奥国の遠征軍は、齊明5年の際に道奥国司と郡領・主政が褒賞・叙位されているから、越国と同じように、I区の評の評制軍を主体として編成されていたであろう。この遠征ではI区が兵隊ばかりではなく、船や鉄など物資の調達の面でも基盤となっていたことに注意したい。

前述の『常陸國風土記』香島郡条の記事についてふれると、天智朝に覓國に遣わすために陸奥国石城の造船者に大船を造らせたが、流されて座礁し、『常陸國風土記』が編纂された8世紀初めに香島郡の浜にその残骸を残していたというのである。これは遠征のための大船を石城評が建造していたことを示す。またこの残骸の船の大きさを長さ15丈（45m）、幅1丈（3m）余と記し、奥越の北征の船の大きさを知ることができる。さらにこの記事は、この陸奥国ひいては越国の北征が「覓國」といわれるものであることを示す。

福島県浜通り地方の北部、相馬地方には日本有数の大規模な製鉄遺跡群があり、鹿島町・原町市・新地町・相馬市・小高町・飯館村の6市町村にまたがって通時代的に211に上る製鉄遺跡がある。ここではその一部の金沢地区製鉄遺跡群について能登谷宣康氏の論文⁽³²⁾によって一瞥すると、同遺跡群は原町市と鹿島町にかけて所在し、海岸から直近の丘陵にかけて、1km四方の区域に、製鉄炉123基、木炭窯152基、鍛冶炉20基、ほかに竪穴住居、掘立柱建物、木炭焼成土坑などがある。古代の行方郡域で、遺跡群の南2kmに行方郡家と推定される泉廃寺跡がある。7世紀後半～10世紀前葉の年代の中で5期の変遷をたどり、I期は7世紀後半で、21基の製鉄炉を検出し、その中には吉備と近江の製鉄炉に似たものがあり、この製鉄工房群が中央政府の関与の下に始められたことを示唆する。注目すべきはI期の開始が7世紀第3四半期で、齐明朝の陸奥国の北征と時期が重なることである。中央政府の関与の下にこのような製鉄工房群が大規模に開始されたのは、何らかの国家的事業が契機となったと思われるが、それは齐明朝の北征であったのではなかろうか。この製鉄工房群は齐明朝の陸奥国の北征の軍需品などの調達のために開始されたと推測する。

齐明朝の北征の根拠地が、越国では渟足柵であったの対応して、陸奥国では郡山遺跡I期官衙であったであろう。名取川の河口港は、例えば石城評の船、行方評の鉄など、I区から海上輸送されてくる種々の物資の集結港として重要な役割を果たすことができた。名取川河口の南14kmに、I区の福島県中通り地方を北流してきた阿武隈川が河口を開いている点も注意しておくべきことである。郡山遺跡の製鉄工房との関連についていえば、金沢地区の製

鉄工房群は、Ⅰ期・Ⅱ期官衙の製鉄工房への鉄素材の供給元であったであろう。

以上、7世紀後半の辺境経営が、孝徳朝の蝦夷の地における城柵あるいは官衙の設置と移民、齐明朝の北征に関して、越国と陸奥国で軌を一にして進められたことを明らかにしてきた。この点は次節で郡山遺跡の性格を考える上で重要である。

V 郡山遺跡の性格

郡山遺跡の性格については、これまで名取郡家、城柵、陸奥国府説などが提起され、それらについては第4章に整理されているので、ここでは再説しない。ただ名取郡家説については、規模からみて郡家ではないと考える。結論を先に述べるとⅠ期官衙は城柵、Ⅱ期官衙は陸奥国府と考える(33)。

1 Ⅰ期官衙と渟足・磐舟柵

Ⅰ期官衙については、次の4点から越の渟足・磐舟柵に対応する城柵と推定する。

奥越の辺境経営 第1に、前節に述べたように、7世紀後半に陸奥と越では、城柵あるいは官衙の設置と移民、船団による北征という同じ政策による辺境経営が行われた。越に渟足・磐舟柵という城柵が設置されたことからすれば、陸奥でも当然城柵が設置されたと考えられる。

Ⅰ期官衙と渟足・磐舟柵 第2に、郡山遺跡と渟足・磐舟柵は、7世紀半ばに蝦夷の地に設置された点で共通する。渟足・磐舟柵設置以前の越後平野の状況については注(26)に述べた通りである。

城柵の構造 第3に、郡山遺跡Ⅰ期官衙が構造として城柵の条件を備えていることである。国府・郡家などの地方官衙と異なる城柵の構造の特徴は、官衙域全体を囲む材木列塀・築垣などの外郭施設を備えることと、国府型の政庁をもつことの2点である。このことは、城柵が政情不安定な蝦夷の居住地に存するために軍隊が駐屯すること、中央派遣官の国司などが城司として駐在するという機構的な面と対応する(34)。郡山遺跡Ⅰ期官衙は、材木列塀による外郭施設を備え、政庁の内部構造がはっきりしないが政庁をもっており、一応この城柵の構造的条件を満たしていると考えられる。

畿内産土師器 第4に、8世紀以降の城柵には国司・鎮官などの中央派遣官が城司として駐在し(35)、おそらく7世紀後半にも同様であったと考えられる。Ⅰ期官衙の北雑舎区の土坑SI261から畿内産土師器(飛鳥Ⅲ)が出土しているが、これはⅠ期官衙への中央派遣官すなわち城司の下向を示している。

以上から、Ⅰ期官衙は城柵であり、時期からみて越国の渟足・磐舟柵に対応して設けられた城柵と考える。前稿3では渟足柵との対応のみを考えていたが、小林昌二氏の指摘に従い、(前掲注(26)小林昌二「渟足・磐舟柵の研究序説」)渟足・磐舟両柵に対応するものと考えを改める。越後平野では2城柵であるのに対して、仙台平野では1城柵であるのは、両平野の広さの違いによるものであろう。越後平野はその北端から信濃川河口まででも50kmあるのに対して、仙台平野はその北端から阿武隈川河口までで25kmで、その広さに大きな隔たりがあった。越後平野は広かったので2城柵を設け、磐舟柵が前線城柵、渟足柵がその後援をする城柵という位置づけであり、仙台平野はそれにくらべて狭かったので、Ⅰ期官衙が渟足・磐舟両柵の役割を担ったのであろう。

Ⅰ期官衙は、蝦夷の地への支配領域拡大と蝦夷の帰服の拠点として設けられた。それは主にはⅡ区仙台平野を対象とするが、Ⅲ区大崎平野も視野に入れていた。7世紀半ばの関東系土器の出土から知られるように、Ⅰ期官衙の設置に伴い、Ⅱ区を中心にⅢ区も含めて坂東から移民が送り込まれ、彼らを編成してⅡ区の仙台平野には名取・宮城評が設置される。

2 Ⅱ期官衙と陸奥国府

神亀元年(724)に多賀城が造営されて陸奥国府になるが、Ⅱ期官衙は、次の4点から多賀城以前の陸奥国府と考える。

陸奥国府への駅路 第1に、多賀城が造営される前の養老3年(719)時点の陸奥国府が仙台平野にあったと考えられることである(図9)。同2年5月に陸奥国からほぼⅠ区を割いて石城・石背2国を置いたのに伴い、同3年7月石城国に10駅家を設置し駅路を開いた(『続日本紀』養老3年7月丁丑条)。この駅路は石城国府の設置に伴い、常陸国府まで来ている駅路(東海道)を石城国府まで延長し、さらに陸奥国府に連絡するための一環として設けられたものである。平城京からの連絡だけを考えれば石城国府まで延長すればよいが、陸奥国府まで延ばしたのは陸奥国で非常事態が起きた際に陸奥国府から石城国府に緊急連絡する必要があったからであろう。この駅路は弘仁2年(811)4月に廃止されたが、その記事にはこの駅路を「陸奥国海道十駅」と記していること(『日本後紀』弘仁2年4月乙丑条)、石城国府が国名からみて石城郡(いわき市)に所在したと思われることから、この駅路は福島県浜通り地方を北進し、内陸部中通り地方を通る東山道の玉前駅に接続したと考えられる。宮城県岩沼市の阿武隈川北岸にある「玉崎」が玉前駅の推定地である。阿武隈川南岸までが石城国北端の日理郡で、北岸の玉前駅は陸奥国名取郡に属する(36)。多賀城跡出土の木簡によると、9世紀に玉前割^{たまさきのせき}が存在したことが知られるが(37)、石城国が停廢されて国境でなくなった後にも玉前割が存続したのは玉前が道の合流する交通の要衝であったからであろう。現在でも岩沼市は、中通りの国道4号と浜通りの国道6号、JR東北本線と常磐線の合流する交通の要衝である。以上のように、海道十駅の駅路が想定できるとすると、この駅路は石城国府と陸奥国府を連絡するために設置されたものであるから、養老3年時点に陸奥国府は駅路の合流点の玉前駅の北に位置していたと考えられ、玉前駅は仙台平野の南端に位置するから、陸奥国府は仙台平野以北に存したことになる。この時点でⅢ区大崎平野はまだ政情が安定していないから、陸奥国府は仙台平野に所在したと考えるのが妥当である。郡山遺跡は玉前駅の北16kmに位置する。

Ⅱ期官衙から多賀城へ 第2に、出土土器からみて、Ⅱ期官衙の廃絶時期が多賀城創建期かそれよりやや下る時期で、大局的にみると、同じ仙台平野の中で、大規模城柵がⅡ期官衙から多賀城へ交替したと考えられ、このことはⅡ期官衙が有した役割が多賀城に引き継がれたことを想定させる。多賀城は陸奥国府であるから、Ⅱ期官衙が有した役割は同じく国府であったと考えられる。前稿3ではⅡ期官衙の廃絶時期と多賀城の創建時期をほぼ同時期とみていたが、上記のように改める。

郡山廃寺から多賀城廃寺へ 第3に、Ⅱ期官衙と多賀城のそれぞれの付属寺院である郡山廃寺と多賀城廃寺との間には、軒丸瓦文様の継承関係、推定を含むが伽藍配置の共通性があることから、郡山廃寺が多賀城廃寺の前身であると考えられる。多賀城廃寺は国府付属寺院であるから、郡山廃寺も同じであったと考えられる。この時期に陸奥国には、Ⅲ区に名生館遺跡付属の伏見廃寺(古川市)、城生柵遺跡付属の菜切谷廃寺(加美町)、一の関遺跡(色麻町)などの官衙付属寺院があるが、それらは堂1棟だけのもので、郡山廃寺・多賀城廃寺のように伽藍を備えた寺院は特別なものである。

藤原宮モデル 第4に、前述のようにⅡ期官衙の構造は藤原宮をモデルに設計されたが、これはⅡ期官衙が単なる城柵や郡家ではなく、陸奥国最高の官衙である国府であるからと考えれば理解しやすい。

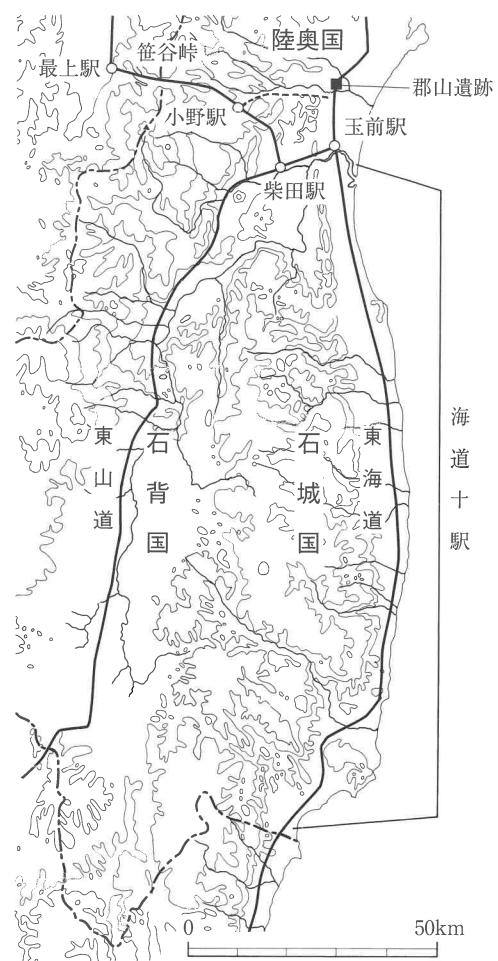


図9 海道十駅駅路図

以上の4点によって、Ⅱ期官衙を多賀城以前の陸奥国府と推定する。『続日本紀』靈亀元年（715）10月丁丑条に、これ以前から閉村方面の蝦夷が陸奥「国府郭下」に昆布をもって朝貢したと記し、多賀城以前の陸奥国府の存在が史料に確認できるが、この国府がⅡ期官衙に当たるのである。

7世紀半ばにⅡ区以北の蝦夷の地を支配するために城柵としてⅠ期官衙を設けたが、7世紀後半を通してⅡ区仙台平野の政情が安定してきたので、より南に存したと推定される国府をこの地に移すためにⅡ期官衙が建造された。郡山遺跡は、Ⅰ期官衙からⅡ期官衙へ、Ⅱ・Ⅲ区の蝦夷の地を支配する城柵から、陸奥国全体を支配する国府へと大きく性格を転換した。

国府からの道 Ⅱ期官衙設置時の陸奥国の版図は、Ⅰ・Ⅱ区、Ⅲ区の一部、2'区であり、郡山遺跡の位置は版図の中で少し北に偏しているが、Ⅰ区に対しては内陸部へは東山道、沿海部へは玉前から分岐する海道によって連絡し、そして奥羽山脈を越えた2'区最上・置賜評へは、名取川沿いに西進し笛谷峠を越えて最上評（山形盆地）へ至る道が通じていたと思われる（図9）。『延喜式』兵部式の駅路によれば、出羽国への駅路は東山道の柴田駅（宮城県柴田町付近）から分かれ西北進して小野駅（川崎町小野が遺称地、釜房ダムの西）に至り、そこから西進して笛谷峠を越えて出羽国最上駅（山形市付近）に至った。笛谷峠越えの道は少なくとも『延喜式』までさかのぼる古道である。郡山遺跡と小野駅はほぼ東西に位置し、両者の間は名取川とその支流の碁石川沿いの道で連絡できた。靈亀2年（716）9月に最上・置賜2郡を出羽国に移管する以前の陸奥国府は、奥羽山脈を隔てて、その東と西の2'区を管轄しなければならない困難さをもっていたが、笛谷峠越えの道を想定すると、実は郡山遺跡はこの時期の国府として好適な位置であった。

Ⅱ期官衙は国府といつても、城柵の施設としての構造を備えており、多賀城と同じく城柵の形態をとる国府である。

3 郡山遺跡と渟足・磐舟柵

渟足・磐舟両柵は、郡山遺跡と同様な変遷をたどった。天武12、14年（683、685）以前に分立した越後国は沼垂・石船評によって構成されたが、この時期の越後国府は両柵のうち、後方にあり、信濃川・阿賀野川の内水面交通をおさえる位置にあった渟足柵に置かれたであろう。渟足柵は郡山遺跡と同じく、城柵から国府へという変遷をたどったのである。

磐舟柵については、『続日本紀』に文武2年（698）12月に越後国に「修理」せしめ、同4年2月に越後・佐渡国に「修營」せしめたとみえる（文武2年12月丁未、同4年2月癸亥条）。「修理」「修營」と記すのは改作のことで、また2条の記事が重複しているかにみえるのは、文武2年に越後国が改作を始め、同4年にそれに佐渡国が加わったと解釈すべきである。先に郡山遺跡Ⅱ期官衙の造営時期を、持統8年（694）～文武4年（700）の間と推定したが、郡山遺跡と磐舟柵の改作の時期はほぼ重なるのである。郡山遺跡と磐舟柵は創建も改作もほぼ同時期に行われた。まことに郡山遺跡と渟足・磐舟柵は密接な関係をもった城柵であった。このように密接な関係をもって変遷したのは、両者が、政府が奥越両国において一体的に進めた辺境経営の中で設置・経営された城柵であるからであろう。

坂井秀弥氏は、日本海側の越後・庄内・秋田平野が、太平洋側の仙台・大崎平野などにくらべて、集落遺跡・古墳の状況からみて人口が少なく、城柵設置以後もすぐには人口が増加しなかったこと、太平洋側の城柵が内陸部を確実に支配下に入れて北進したのに対して、日本海側の城柵は沿海沿いに飛び石状に北進し、日本海を隔てて大陸に面することから、北方地域との交通・交渉の拠点としての役割が大きかったことを指摘し、郡山遺跡と渟足・磐舟柵の相違点を強調している（38）。坂井氏の考古学の成果による指摘は聞くべき点があり、両者は自然環境、古墳・集落の状況などの点で異なっているから、当然両者の間には相違があるが、また両者が対応する変遷をたどっている点を無視すべきではない。両者の間では、共通点と相違点を明らかにしていくことが必要であろう。

4 郡山廃寺と多賀城廃寺・筑紫觀世音寺

郡山廃寺について、憶測にわたることになるが多賀城廃寺・筑紫觀世音寺との関係で考えられるところを記しておく。

多賀城廃寺と筑紫觀世音寺 多賀城廃寺は陸奥国府多賀城の付属官寺として、多賀城と同時期に創建され10世紀半ばまで存続する。諸国の国分二寺より早く、陸奥国で国府付属寺院が設けられたのは、仏教の呪術的な力によって、この国が特別に担った辺境経営と蝦夷対策が順調に進展することを祈るためであろう。

多賀城廃寺は史料に現れないためにその寺号が明らかでないが、次の2点から寺号が觀世音寺であると考えられるようになった。①伽藍配置が基本的に筑紫觀世音寺と共通すること、②多賀城城外の山王遺跡東町浦地区の東西大路跡の北の土坑から「觀音寺」（觀世音寺の略記）と記す墨書き土師器壙が出土していることの2点である。この土坑からは10世紀前葉の油煙の付着した灯明皿に用いた土器が200個体以上出土し、その中の1点の土師器壙に「觀音寺」と墨書きされていた。これらは多賀城廃寺が執行した万灯会などの仏教法会に用いられたものと考えられ、「觀音寺」すなわち觀世音寺が多賀城廃寺の寺号と考えられた（39）。

筑紫觀世音寺は、中国・朝鮮諸国の外交・国防に当たる大宰府の付属官寺で、大宰府の東に3町四方の寺域をしめる。その伽藍配置は、東に五重塔、西に東面する金堂、北に講堂、南に中門を開き、中門から講堂へ連なる回廊が取り囲み、中門の南に南門があって寺域全体を築垣が取り囲み、基本的に多賀城廃寺と同じである（図5・6）。

その創建に関しては、齊明天皇が百濟の役に出征中、齊明7年（661）に筑紫で亡くなつたので、天智天皇が天智朝に母の追善のために建立を発願したが、造営過程については異なるいくつかの見解がある。1つは、創建造営が8世紀半ばまでかかったとする見解である。栗原和彦氏は、和銅2年（709）に大宰府が造営を督励され、養老7年（723）に僧満誓が造筑紫觀世音寺別当として派遣され、天平17年（747）に僧玄昉が派遣されて造営にあたり、同18年に供養がなされたなど8世紀まで造営が継続した史料があり、また発掘調査で7世紀末にさかのほる遺構が少ないとから、創建造営は和銅2年の命令以後に本格化し、天平17年に完成したとする（40）。2つは7世紀末までにある程度伽藍が整ったとする見解である。高倉洋彰氏は、觀世音寺の創建瓦である老司I式が藤原宮の瓦と時期的に併行するものであることをふまえて、朱鳥元年（686）に大和川原寺から筑紫に伎楽が送られたことを重視し、この年には寺院としての活動を可能にする程度に伽藍が整備されたとし、また田村円澄氏は、同じく老司I式の瓦の年代をふまえて、現存の梵鐘が創建以来のもので、戊戌年（文武2年=698年）の銘をもつ京都妙心寺の梵鐘と兄弟鐘であることを重視して、梵鐘の使用は寺院における僧尼の活動の開始を意味するから、文武2年までには伽藍中枢部は竣工していたとし、両氏は、和銅2年以降の8世紀の著作は仏像・莊嚴具などを中心とするものであるとする（41）。私は基本的に老司I式の年代を重視する立場から（42）、後者の見解が妥当であり、老司I式の年代を藤原宮の瓦と同時期とすると高倉氏の朱鳥元年は少し早すぎるので、田村氏の見解に賛成である。建立の目的は、齊明天皇の追善に加えて、対外関係の順調な進展であり、齊明天皇追善のために金堂に阿弥陀三尊像、対外関係のために講堂に觀世音菩薩を安置し、觀世音寺の寺号はこの觀世音菩薩によるのである。多賀城廃寺の寺号が觀世音寺であるならば、この寺にも觀世音菩薩が安置されたであろう。政府は、諸蕃と蝦夷に対峙する西と東の辺境の官衙に付属する寺院を、安置仏像・寺号・伽藍配置を同じくして建立したのである。

密教的觀音信仰 この東西2つの官寺のキーワードは觀音信仰である。速見侑氏によれば、古代日本における觀音信仰は、7世紀後半には死者の追善を目的としたが、8世紀には密教的な觀音信仰が盛んになり、鎮護国家的な性格が期待され、天平12年（740）の藤原廣嗣の乱、天平宝字元年（757）の橘奈良麻呂の乱、神護景雲3年（769）の縣犬養姉女の陰謀など反乱や陰謀に際して、觀音はその威神力によって国家に背くものを鎮圧するものとして信奉された（43）。

2つの觀世音寺は、このような密教的觀音信仰に基づき、広くは鎮護国家のために、狭くは諸蕃と蝦夷という国

家の敵を鎮圧するために、観音を安置して建立されたと考える。もっとも速見氏は密教的観音信仰の盛行を奈良朝と考えており、筑紫觀世音寺をこの信仰に基づいて考えるのは時代的に早すぎるかもしれないが、また同氏は、密教的観音信仰に基づく変化観音像は白鳳末の遺品があること、密部の観音関係經典が齊明7年（661）に唐から帰朝した道照によって将来された可能性も指摘しているから、密教的・鎮護国家的観音信仰がすでに7世紀末に行われていてもおかしくないと考える。持統3年（689）に陸奥國の蝦夷の沙門自得が、金銅薬師仏像とともに觀世音菩薩像を与えられているのは、このような観音信仰に基づくものであろう（『日本書紀』持統3年7月壬子朔条）。

郡山廃寺は觀世音寺か この筑紫觀世音寺と多賀城廃寺の関係をふまえ、郡山廃寺が多賀城廃寺の前身の国府の寺で、両寺と伽藍配置を同じくすることを考え合わせると、実は郡山廃寺こそが最初に筑紫觀世音寺と対になって建立された寺院であり、さらに多賀城廃寺と筑紫觀世音寺の建立の基盤になった密教的観音信仰を考え合わせると、郡山廃寺も観音を安置し、その寺号が觀世音寺であったと憶測される。郡山廃寺は、筑紫觀世音寺と伽藍配置を同じくし、その創建年代はⅡ期官衙の造営年代694～700年に近い時期と推測され、筑紫觀世音寺と同時期か少し遅れた時期に創建されたのである。

もちろん寺号を觀世音寺とすることについては、郡山廃寺の井戸から「□学生寺」と墨書する第2号木簡が出土している点が気にかかる（図10）。「学生寺」がこの寺の寺号になるかもしれないからである。しかしこの2点からその可能性はないと考える。すなわち、第1は「寺」字についての疑問である。この木簡は、上は第1字の墨痕で、下は「寺」字でそれぞれ折れ、左は「学生」2字の左辺にかけて割れている。「寺」と読んだ字について、注意すべきはこの字が上の「学生」2字の中心線よりも右に寄っていることであり、左辺が割れていることからみて、この字は「寺」とするよりも、割れた部分に扁があって「寺」を旁とする文字とみるべきであろう。第2は学生寺が固有の寺号になるのかという疑問である。「学生」といえば古代ではまず大学寮や国学の学生が想起され、もちろん佛教関係でも、①大寺にあって学問を修めた僧。②学識。学問。③寺院にあって外典を修学する少年などの意味で用いられるが（『日本国語大辞典』3卷440頁「学生」の項）、いずれの意味でも固有の寺号としては疑問がある。

以上から、郡山廃寺は、筑紫觀世音寺と同時期かすこし遅れて、同じく密教的観音信仰に基づき、安置仏像・寺号・伽藍配置を同じくして創建され、次いで多賀城廃寺が郡山廃寺を継承して建立されたと憶測される。もちろん大宰府と陸奥国府Ⅱ期官衙は官司として格の違いがあり、郡山廃寺は筑紫觀世音寺より規模が小さかった。しかし、郡山廃寺を筑紫觀世音寺と仏像・寺号・伽藍配置の点で同じくしたのは中央政府の考えによるものであろうし、そのことは政府が郡山廃寺、ひいては陸奥国府Ⅱ期官衙を重視していたことを示していよう。

なお郡山廃寺は出土土器からみて8世紀半ばまで存続した可能性があるから、多賀城廃寺と併存した時期があるが、しかしこの点は藤原京薬師寺や飛鳥の飛鳥寺が平城京に移った後も、それぞれの本寺が存続していたことを考えれば、特に異とするに足りない。

以上の考えは、3寺が共通の伽藍配置をもち、諸藩と蝦夷に対峙する辺境の官衙の附属寺院であることを基礎に、國家の敵を鎮圧する密教的観音信仰を考え合わせて、推測に憶測を重ねたものであり、さらに今後の発掘調査による検証が必要である。

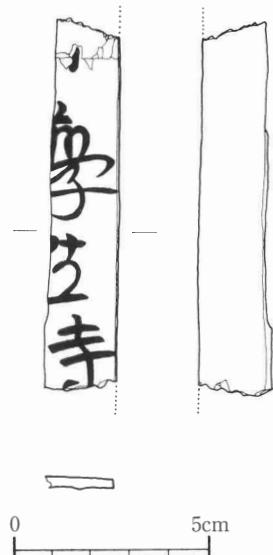


図10 第2号木簡

VI 郡山遺跡の時代

郡山遺跡の時代は7世紀半ば～724年の間で、この80年に近い時代は律令国家が形成・確立とともに、奥越で辺境経営が本格化した時代である。前節までの考察をふまえて、この時代の陸奥国の中に郡山遺跡を位置づけてその意味について考え、論じ残した問題についてふれたい。

1 I期官衙—城柵の時代—

移民と名取・宮城評 I期官衙は7世紀半ばに城柵として設置された。この城柵は蝦夷の地であるII区を主たる対象としIII区をも視野に入れ、評の設置による支配領域の拡大と、蝦夷の帰服の拠点として設けられた。

前述の関東系土器の出土から知られるように、城柵設置以前から坂東の移民が送り込まれ、それを基盤に城柵が設けられ、7世紀後半にはII区を主としIII区にも坂東から移民が送り込まれた。『和名類聚抄』の郷名では、名取郡に磐城郷、宮城郡に磐城・白川・多賀郷があり、常陸国多珂郡からとともに、陸奥国南部の磐城・白河郡からも移民があったことが知られる。II区のうち仙台平野は名取・宮城郡からなるが、移民を編成してその前身の名取・宮城評が設けられる。8世紀には城柵設置と移民から数年後に郡を設置するのが普通であるが、I期官衙の設置の際にはどうであったろうか。

鈴木拓也氏は、越国渟足評の建評年代について、齊明4年（658）～天武12、14年（683、85）の間とする。齊明4年には渟足柵造が存在し、評制が施行されれば柵造は評造に転換されるので、この時点ではまだ建評されていないと考えられるからである。天武12、14年は沼垂・磐船評によって構成される越後国成立の下限である（44）。建評以前は柵司一柵造によって構成される「柵」という官司に移民が直接支配されたのであろう（前稿2）。

陸奥国では『日本書紀』持統3年（689）正月丙申条に「陸奥国優幡曇郡城養蝦夷」が出家することを許されたとみえ、優幡曇郡は2'区の置賜郡で、この時点で評が設けられていたことが確かめられる。後述のように2'区はII区と政治支配上同質な地域であるから、一応持統3年を名取・宮城評の立評時期の下限とすることができる。また『続日本紀』慶雲4年（707）5月癸亥条に、齊明7年（661）の百濟の役に出征した陸奥国信太郡人が唐の捕虜になっていたが、慶雲4年3月に帰国した遣唐副使とともに帰国したとある。信太郡はIII区の志太郡（宮城県松山町付近）に当たり、慶雲4年には志太郡が建郡されていたこと、さらに齊明6年ころに立評は確認できないが、この地に兵士を徵発できるような国家支配が及んでいたことが知られる。

II区では、郡山遺跡I期官衙の土坑SK46から底面に「名取」と刻字した土師器が出土している（図11）。年代は狭く限定できず、I期官衙の時期とするしかない。「名取」を名とするのは、郡名、里名、軍団名（『類聚三代格』弘仁6年8月23日官符）、「名取公・朝臣」の氏の名（『続日本紀』天平神護2年12月辛亥条）があるが、刻字の「名取」は時期からみて軍団・氏の名ではなく、評名か里名であろう。評名ならもちろん、里名だとしても、この土器の時期には名取評が成立していたと考えられる。

以上のように、II区における名取・宮城評の成立年代を決める確かな史料はないが、越国の例からその年代を下げるのには疑問がある。前述のように、仙台平野では7世紀に集落遺跡が多く、移民の集落もみられるのに対して、越後平野では、自然環境から生産力が低く、集落遺跡は7世紀にはほとんどなく、このような状況のために「柵」が直接柵戸を支配する体制が長く続いたとも考えられるからである。2区では渟足柵—沼垂評、磐舟柵—磐船評という1柵の下に1評を管轄する体制であるが、このことは「柵」の直接支配が継続したことと対応している。II区では郡山遺跡—名取・宮城評という1柵の下に2評を管轄する体制であった。確証はないが、II区では名取・宮城評の立評は越後平野のように遅れなかったのではないかと考える。

前述の持統3年（689）正月丙申条の「陸奥国優幡曇郡城養蝦夷」の出家の記事によると、2'区米沢盆地では持統3年（689）までには優幡曇評が設けられ、また「城養蝦夷」がいるから城柵も設けられ、城養蝦夷が出家して

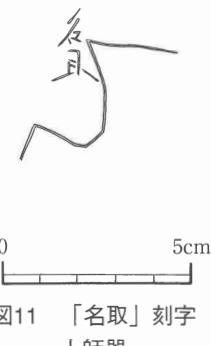


図11 「名取」刻字
土師器

いるから寺院が付属したと考えられる。2'区はⅡ・Ⅲ区とともに古墳時代に古墳が継続的に築造され大和王権との間に一定の政治的支配関係を結んでいた地域であるから、優嶺曇評の柵はⅠ期官衙とそれほど隔たらない時期に、2'区の拠点として設けられたと推定することも可能である。

蝦夷の服属 Ⅰ期官衙は、Ⅱ・Ⅲ区の蝦夷を服属させ支配するための拠点でもあった。齊明元年（655）7月、難波宮で朝貢してきた越と陸奥の蝦夷が饗宴を受け、「柵養蝦夷」と津刈（津軽）蝦夷が叙位された（齊明元年7月己卯条）。柵養蝦夷は城柵に朝貢し支配される蝦夷で、Ⅰ期官衙、渟足・磐舟柵は、蝦夷に働きかけて服属させ、朝貢・饗給によって支配した。齊明4年の阿倍比羅夫の遠征でも渟足柵が磐舟柵の支配下の「柵養蝦夷」が従軍していた（齊明4年7月甲申条）、優嶺曇評の柵にも「城養蝦夷」がいた。この城養蝦夷は出家したから、寺院・仏教が蝦夷の服属に一定の役割を果たしていた。

齐明朝の北征 齊明4、5、6年（658～60）の越国の北征とほぼ同時期に、陸奥国でも北征が行われ、同6年には両国の船団は合流して渡島に至った。この北征の根拠地となったのが、Ⅰ期官衙と渟足柵で、それぞれの外港である名取川・信濃川河口がその船団と物資の集結港であった。

齐明朝の北征の目的について、これまで種々論じられているが、熊谷公男氏は国内問題とし、各地の蝦夷集団と個別的に貢納制的政治関係を結ぶことによって大和政権の政治支配の下におこうとしたもので、律令制下の国郡制の面的な拡大に対して、貢納制支配の点的な拡大を意図したものであるとする（注（31）前掲論文）。一方、坂井秀弥氏は7世紀後半の北東アジアの緊迫した国際情勢を重視して、阿倍比羅夫の北征は北方領域の確定を目的としたものとする（注（38）前掲論文）。この北征の成果として各地の蝦夷と支配関係を結んでいるから、この北征が蝦夷の服属を意図していないとはいえないが、次の2点からこの北征の契機として国際情勢を重視すべきであると考える。

第1に、奥越羽でこのような船団による遠征が行われたのは、この時限りで後にはみられず、ちょうどこの時期が対外関係がきわめて緊迫した時期であること、第2に、7世紀半ばの国家の支配領域は陸奥国は仙台・大崎平野、越国は越後平野どまりで、それに比べてこの北征の対象地域があまりに北に突出していることである。奥越の船団は渡島に至ったが、直線距離で北海道南端まで大崎平野からは325km、越後平野北端からは350kmあり、越国の船団は山形県庄内平野・秋田県本庄平野をとばして、秋田・能代・津軽・渡島の蝦夷と関係を持った。この北征がひたすら北を目指していたように感じられる。

7世紀半ばの東アジアの国際情勢についてみると、618年（推古26）に建国した唐が強大な帝国を建設して東アジア諸国に政治的・軍事的な圧力を加え、一方朝鮮半島では高句麗・百濟・新羅の3国が鼎立して対立・抗争していた。唐帝国の外圧の中で生き残っていくために朝鮮3国、倭は国制改革に取り組み、大化の革新の原因の1つはこの外圧であり、対外関係は改新政府の大きな課題であった。唐と高句麗の対立と朝鮮3国の抗争の中から、643年（皇極2）に唐・新羅対高句麗・百済の対立・抗争の構図が成立した。唐の第1の攻撃目標は高句麗で、645、647、648年（大化1、3、4年）の3次にわたり征討の大軍を起こした。改新政府はそれ以前の百済・高句麗との親交の方針から、646年（大化2）から親百済を基本としながらも新羅を通じて唐とも通交する方針に転換するが、この二面外交は657年（齊明3）に新羅との関係が悪化して破綻した。この前後、唐は655、658年（齊明1、4）高句麗を征討し、660年（同6）百済を征討して滅ぼし、倭は百済救援戦争に巻き込まれていった（45）。このように倭をめぐって国際情勢が緊迫化し、いつ非常事態が起こるかわからない時に、政府には国内問題のために奥越両国で大軍を動かす余裕はなかったはずであり、この時期に大軍を動かすとすれば、それは国際情勢の緊迫化を契機としたとしか考えられない。

詳論する暇はないが、すでに早く室賀信夫氏が、当時の地理観をふまえて、阿倍比羅夫の北征が日本の国土と大陸との地理的関係を明らかにするための地理的探検であり、高句麗・肅慎への北方航路の開拓を目指したものであ

ると述べていることは示唆に富んでいる（46）。先に『常陸國風土記』が陸奥の北征を「覓国」と表現していることを指摘した。文武2年（698）南嶋へ派遣された使者も「覓国使」といわれている（『続日本紀』文武2年4月壬寅、同4年6月庚辰条）（47）。「覓国」は「クニマギ」と訓じ、国を探し求める、求め尋ねるの意で（48）、地理的探索・探検を意味していよう。私は室賀氏の見解をひきついで、奥越両国の北征は、國際情勢の緊迫化の中で、国土の北部と大陸の地理的関係を明らかにする地理的探索・探検であり、より限定していえば高句麗への北方航路を開拓することを目的としたと考える。大陸に面した越の北征についてはこれまでこのような考えが指摘されたが、太平洋側の陸奥の北征については不審があるであろう。しかし奥越両国の北征は同時期に行われ、その上共同作戦を行っているから、両者の目的は同じだったはずである。つい私たちは現代の地理的知識を以てこの問題を考えがちであるが、当時政府は北方の蝦夷から地理的な情報を得ていたとしても、国土の北部と大陸に関して現代のような正確な地理的知識を持っていたとは考えられず、この問題はこのことを前提に考えなければならない。室賀氏が指摘するように、政府は高句麗使が北方から越に渡来することから、高句麗が国土の北方にあると認識し、日本海・太平洋沿岸沿いにひたすら北をめざせば、高句麗に到達すると認識していたのではなかろうか。筑紫から半島南部を経由する航路以外に、新たに列島沿岸沿いに北進して高句麗に至る航路を開拓しようとしたのであろう。

北征開始の前年の657年に新羅との関係が決裂したことが、北征の直接の契機となったと思われる。渟代・渡嶋などの蝦夷と服属関係を結んだのは、さらに北方へ進むための中継基地の設置を意味するに過ぎなかった。この事業は結局661年の百濟の役の勃発で中断のやむなきに至ったが、養老4年（720）渡嶋津輕津司を風俗視察のために靺鞨国へ派遣したのは、これを引き継ぐものであろう（『続日本紀』養老4年正月丙子条）。

以上のように考えると、Ⅰ期官衙は東アジアの國際情勢の中で、対外関係の拠点としての役割を担わされたことがあったことになる。名取川河口港は陸中沿岸の閉村を経て、渡嶋につながり、さらに大陸を望んでいたのである。**天武朝の陸奥国司** 天武朝に陸奥国は特に重要な国として位置づけられていた。天武5年（676）正月、国司（国宰）には大山位（後の六位相当）以下の人を任することにしたが、特に陸奥国司は畿内・長門国とともにそれより上の小錦位（後の五位相当）以上の者を任することにした（『日本書紀』天武5年正月甲子条）。養老令では国は大・上・中・下国の四等級に分かれ、守の相当位階は大国が従五位上、上国が従五位下、中国が正六位下、下国が従六位下である。天武5年にはまだ体系的な官位相当制は成立していなかったが、その萌芽がみられ、その中で陸奥国司は、辺境の国司として重要視され、高位の者を充てることにされたのである。

2 Ⅱ期官衙—国府の時代—

陸奥国府と觀世音寺 7世紀後半を通じてⅡ区の政情が安定してきたので、694～700年の間にⅡ期官衙が造営され、より南に設けられていたと推測される陸奥国府がここに移された。それは藤原宮をモデルとして設計されたことからみて、諸国国府の中でも特に重視されていたと思われる。附属寺院は、筑紫觀世音寺と同じく、密教的觀音信仰に基づき、觀音を安置し寺号を觀世音寺とし、伽藍配置も同じくして建立され、このことも、政府がこの辺境の寺、ひいては陸奥国府を重視していたことを示す。

大宝令以前には藤原宮での夷狄の服属儀礼は、飛鳥の斎櫛の広場で行われる呪術的な性格のものであったので、Ⅱ期官衙でも同じ性格の服属儀礼を行うために、政庁後庭に禊のための石組池を設けた。大宝令の完成に伴い大宝元年（701）から夷狄も大極殿・朝堂で行う元日朝賀に参列するようになり、陸奥国でもさほど間をおかず、朝貢してきた蝦夷は、元日に国司・郡司が政庁前・中庭で国守を拝賀する儀式に参列するようになったと思われる。従って、政庁後庭で呪術的な服属儀礼が行われたのは短期間のことであった。

陸奥国司と城司 大宝元年から2年にかけての大宝律令の施行によって、陸奥国の政治も同律令によって行われることになる。Ⅱ期官衙は陸奥国府なので、守以下の国司が駐在した。『延喜式』民部上によれば陸奥国は大国で、神亀元年（724）3月に陸奥大掾の存在が確認でき（『続日本紀』神亀元年3月甲申条）、大掾が置かれたのは大国

のみだから、この時点で大国であるのは確かである。大国の守の相当位階は従五位上で、後述のように和銅年間の2人の陸奥守の任官時の位階は従四位下と従五位上であり、また前述のように天武5年制で陸奥国司は特別に他国司より高い小錦位（五位相当）以上の者を任じることになっていたから、大宝当初から陸奥国は大国であったと思われる。従って、陸奥国司は大国の定員により、守、介、大掾・少掾、大目・少目各1人、史生3人、国博士・医師各1人の計11人がいたことになる。国司は国内の政務を総轄し、行政・司法・軍事・祭祀などすべてを掌った。大宝当初の陸奥国の管郡数は、I区が11郡、II区が3郡、2'区が2郡、III区が1郡以上（志太郡）で、計17郡以上と推定され、陸奥国府はこれらの郡を郡司を通して管轄した。

陸奥守は越後守とともに、一般国の守の職掌のほか、蝦夷に対する「撫慰・征討・斥候」の職掌、すなわち蝦夷の動静を探り、蝦夷を懐柔的・軍事的方法で服属させる職務を有した（職員令70大国条）。陸奥国には「柵」すなわち城柵が置かれ、そこには「城主」が駐在し、城門の管鑰を掌どり城門の開閉に責任を持つことになっていた（軍防令52辺城門条）（49）。城主はほかの史料では「城司」とみえるので、本稿では城司というが、当初は国司四等官・史生などが充てられた。II期官衙は国府であるとともに城柵であったから、越後守威奈真人大村が越後城司でもあったように（威奈真人大村骨蔵器銘文、『続日本紀』慶雲3年閏正月庚戌条）、陸奥守がこの城柵の城司でもあった。前述のように、城司制は7世紀後半にもさかのぼって行われていたと思われ、I期官衙にも、前述の持統3年（689）正月丙申条の優崎曇評の柵にも城司（柵司）が派遣されていたであろうし、同柵が大宝以後にも存続していれば、国府から介以下の国司が城司として派遣されていたであろう。後述のように、II期官衙の時期はIII区への進出が政治的な課題であったが、陸奥守が駐在するII期官衙は、南の郡の一般的行政とともに、蝦夷に対する職掌によって、III区への進出とそこに設けられる城柵を通しての辺郡の支配の根拠地の役割を果たすのである。

陸奥守と按察使 II期官衙に赴任した陸奥守は次の4人が知られる。

和銅元年（708）3月丙午条 従四位下上毛野朝臣小足を陸奥守に任ず。

和銅2年（709）7月乙卯朔条 従五位上上毛野朝臣安麻呂を陸奥守に任ず。

養老4年（720）9月丁丑条 按察使正五位下上毛野朝臣広人が蝦夷の反乱によって殺害される（以上『続日本紀』）。

神亀元年（724） 按察使兼鎮守將軍大野朝臣東人が多賀城を造営する（多賀城碑）。

前2者は陸奥守の任官記事で、後2者は陸奥守と記さず按察使と記すだけであるが、陸奥国按察使は陸奥守が兼任するから陸奥守にも任じられていたと思われる。大野東人は神亀元年でII期官衙に赴任したか時期的に微妙であるが、彼は養老6年（722）に開始された多賀城の創建に当たったからII期官衙に赴任してきたとみてよい。おそらく養老4年9月の前任者上毛野広人の殺害の直後に陸奥按察使兼陸奥守に任じられたのであろう（前稿3）。大野東人は、国府のII期官衙から多賀城への移転に当たった人として、記憶されるべきである。大宝令制当初の4人の陸奥守のうち3人が上毛野氏であるのは、同氏が元来上野の豪族で大化前代から東北経営に関与していた氏であるからである（『日本書紀』舒明9年条）。

按察使は養老3年（719）7月に全国的に設置され、特定の国の守を任じて周辺の3、4国を管轄させた。国守より大きな権限をもち国を越える広域を管轄する上級広域地方官である。陸奥国按察使は『続日本紀』同4年9月丁丑条に初見するから、それまでに任じられ、上毛野広人が最初の陸奥国按察使であった。管轄国は当初石城・石背2国で、同5年8月出羽国が加わった（養老5年8月癸巳条）。全国的な按察使制はしばらくして行われなくなり、陸奥国按察使のみが残るが、それは蝦夷対策や辺境政策のために奥羽両国を一体的に、国守より大きな権限をもって管轄する必要があったからである。II期官衙にはその最末期の4、5年間ではあるが、陸奥国按察使を兼任する陸奥守が駐在し、分国した石城・石背国、さらに出羽国をも管轄したのである。

防備の兵士 II期官衙は城柵だったので、防備のために兵士が駐屯し、その兵士は大宝令で創始された軍団制によってまかなわれた。鈴木拓也氏は、陸奥国には神亀5年（728）4月以前に安積団・行方団（I区）、名取団（II区）、

丹取団（Ⅲ区）の4団があり、各団の兵士は1000人であったことを明らかにした（50）。丹取団の設置は、和銅6年（713）12月の丹取郡設置以後であろうから（和銅6年12月辛卯条）、大宝当初は丹取団はなかったであろう。出羽国では出羽団1団のみで、その兵士は2・2'区から徵發されたと思われるから、大宝当初に2'区に1団があつた可能性がある。従つて陸奥国の軍団は、大宝から靈龜2年（716）までは、安積・行方・名取団と、それに可能性として2'区の1団で、計4団、兵士4000人、2'区が出羽国に移管された後は、それに代わり丹取団が加わって、同じく4団、兵士4000人だったと推測できる。蝦夷の地であったⅡ・Ⅲ・2'区に軍団が設置され兵士を徵發できるようになったのは、これらの地区の公民制の充実を示す。これらの兵士が、Ⅱ期官衙や置賜郡の柵などの城柵に交替で勤務して（番上）その防備に当たり、また征討にも徵發された。軍団制が未成立の大宝令以前には評が徵發する兵士（評制軍）によって城柵の防備が行われたであろう。

出羽国分国（51） 郡山遺跡が国府になるとともにⅢ区への本格的な進出が開始され、Ⅱ期官衙の時代は、多数の移民によってⅢ区の「黒川以北十郡」の建郡に取り組んだ時期であり、この事業は蝦夷の反乱をうけ困難を極めた。一方、越後国でも文武2年（698）の磐舟柵改修に続いて、3区庄内平野への進出が開始され、ついには越後国からの出羽国分国に至る。まずは越後国の状況について一瞥しておく。

文武2年（698）から開始された越後平野北端の磐舟柵の改修は、さらに北の3区庄内平野への進出の準備であった。慶雲2年（705）11月あるいは同3年閏正月に越後守に任じられた威奈真人大村は、磐舟柵を根拠地に3区の蝦夷を懷柔して帰服させた（威奈真人大村骨蔵器銘文、『続日本紀』慶雲3年閏正月庚戌条）。さらに3区に出羽柵を設けて柵戸を移配し、和銅元年（709）9月に出羽郡を置いた（『続日本紀』和銅元年9月丙戌・同2年7月乙卯朔条）。この3区への進出は、すぐに蝦夷の反発を生み同2年3月に蝦夷が反乱したが、政府はすぐに征討軍を派遣して鎮圧した（同和銅2年3月壬戌・同年8月戊申条）。この反乱の鎮圧をうけて、同5年9月政府は新たな版図である出羽郡を越後国から分けて出羽国を置き、1郡だけでは国の体裁をなさないので陸奥国から2'区の置賜・最上郡の2郡を分けて出羽国に所属させることを命じた（同和銅5年9月己丑・同年10月丁酉条）。さらに出羽郡の充実のために同7年10月に200戸、靈龜2年（716）9月に400戸の柵戸を移民した（和銅7年10月丙申・靈龜2年9月乙未条）。そして靈龜2年9月に置賜・最上2郡の分郡が実現した。

名生館遺跡と赤井遺跡 Ⅱ期官衙と同時期に、Ⅲ区で名生館遺跡と赤井遺跡でこの地区最初の官衙が成立する（52）。名生館遺跡は大崎平野の西北部、古川市大崎字名生館に所在し、黒川以北十郡の山道の玉造郡に属する。7世紀中葉～9世紀後半の集落・地方官衙遺跡で、I期～VI期の変遷をたどり、丹取・玉造郡家と推定されている。赤井遺跡は石巻海岸平野、東松島市（旧矢本町）赤井に所在し、黒川以北十郡の海道の牡鹿郡に当たる。7世紀前半～9世紀前葉の集落・地方官衙遺跡で、大きく2期に分かれ、さらに集落に当たるI期が3小期、官衙に当たるII期が6小期に分かれ、官衙は牡鹿郡家・牡鹿柵と推定されている。仙台・大崎平野の7世紀中葉～8世紀中葉の土器は5段階に編年され、郡山遺跡Ⅱ期官衙の土器はそのⅢ段階（7世紀末～8世紀初頭）に属し、名生館遺跡Ⅱ期、赤井遺跡Ⅱ～1期の土器がそれと同段階であり、両遺跡ではこの時期に官衙が成立すると考えられている。両遺跡ともこれ以前に関東系土器を伴う集落があり、そこに官衙が成立してくるのである。Ⅲ区にはこれ以前から移民が行われ、国家の進出が一部あったが、Ⅱ期官衙の成立に伴い、官衙が設けられよいよ本格的に進出が始まったのである。

慶雲2年（705）に陸奥国で蝦夷の反乱があったが、その征討軍には武藏国から軍士が徵發されていたから、かなり大規模な反乱だったとみられ（『文徳天皇実録』嘉祥3年5月丙申条）、この反乱は上記のⅢ区への本格的な進出が蝦夷の反発を招いたものであり、またその進出は反乱によって頓挫したであろう。

靈龜元年の移民 和銅6年（713）12月Ⅲ区に丹取郡（のち玉造郡と改称）を設置し（『続日本紀』和銅6年12月辛卯条）、次いで靈龜元年（715）5月に坂東6国から富民1000戸を柵戸としてⅢ区に移配することが命じられた（同

靈亀元年5月甲戌条)。1000戸は20郷分に当たり、現存戸籍の戸の平均戸口数約20人によれば、2万人余にのぼる大量移民である。Ⅲ区は、移民によって建郡された「黒川以北十郡」と蝦夷による遠田郡によって構成され、前者は牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川郡の十郡で、行政上まとまった地域として捉えられていた(『続日本紀』延暦8年8月癸亥条)。

『和名類聚抄』では富田郡がなくなり9郡となっているが、1郡が2~5郷、総郷数が31郷で、1郡平均3.1郷であり、この十郡は規模が小さく均一な郡である。このような郡が広い大崎平野にあるのは、政策的に同時期に一斉に建郡されたからであり、それはこの靈亀元年の1000戸移民によるものと考えられる。Ⅲ区にはすでに7世紀後半から移民が行われ、志太郡・丹取郡が置かれていたが、それに1000戸の移民を加えて十郡に再編されたのである。

この時期は土器編年のIV段階に当たり、名生館遺跡・赤井遺跡は改修され、前者がⅢ期、後者がⅡ—2期に当たる。名生館遺跡Ⅲ期は郡家の政庁があり、和銅5年(712)建郡の丹取郡家と推定されている。またこの官衙の付属寺院の伏見廃寺がこの時期に創建された。赤井遺跡ではⅡ—2期の竪穴住居から「上郷」「余郷」の墨書き土器が出土し、いずれも牡鹿郡の郷であり、移民後ほど経ない時期に同郡で郷里制が施行されていたことがうかがえる。Ⅲ区ではこの時期に、このほかに南小林遺跡、権現山遺跡、三輪田遺跡(古川市)などで官衙が設けられた。これらの遺跡はまだ十分に内容が明らかでなく、官衙の性格も明らかでないが、これらの考古学的な事実は、1000戸移民によるⅢ区の全面的建郡と対応する。

石城・石背国分国と狭域陸奥国 Ⅲ区の全面的建郡による領域の拡大をふまえて、養老2年(718)5月陸奥国から石城・石背国の2国が分国された(『続日本紀』養老2年5月乙未条)。石城国は石城・標葉・行方・宇太・日理・菊多郡の6郡、石背国は白河・石背・会津・安積・信夫郡の5郡で、この2国の領域は伊具郡を除くI区に当たる。靈亀2年(716)に2'区を出羽国に割き、いまI区を失って、陸奥国はⅡ・Ⅲ区のみを領域とする狭域の国になった。すなわちⅡ期官衙はこの狭域陸奥国の国府になったのである。

陸奥国の養老2年前後の管郡郷数の変化を、『和名類聚抄』の郡郷によって試算してみると、養老2年以前は24郡143郷で、以後は14郡65郷であるから、郷数において新陸奥国は旧陸奥国に対して45%に縮小したことになる。また軍団・兵士数については、以前は行方・安積・名取・丹取団の4団で兵士4000人であったが、以後は石城国域の行方団、石背国域の安積団を失うから、名取・丹取団の2団、兵士2000人になり半減した。

この石城・石背国の分国と狭域陸奥国の成立は、大局的には和銅・養老年間に政府が地域の実情に即して地方支配を強化するために全国的に進めた分国政策の一環であり、陸奥国に即していえば、国造制以来の伝統的支配があつて律令制支配の確立したI区と、蝦夷の地に新たに建郡したⅡ・Ⅲ区、すなわち支配の伝統と充実度の異なる両地域を分離し、それぞれの実情に即して支配を強化しようとした施策であった。越羽両国では、すでに蝦夷の地に建郡した新領域を分国する方式が行われていた。7世紀後半に越國を3国に分割して新領域の2区を越後国とし、和銅5年(712)には新領域の3区に陸奥国からの2'区を加えて出羽国を分国した。狭域陸奥国の成立はこのような辺境の国で採られていた分国的方式が適用されたものである。

しかし石城・石背国は短期間のうちに陸奥国へ再併合された。その時期は、確實にいえば養老5年(721)8月~神亀元年(724)4月の間であるが、後述の養老6年の陸奥国改革と同時期と推定され、狭域陸奥国の期間はわずかに4年間であった。

国府Ⅱ期官衙の終焉 精亀元年以来の全面的立郡、官衙の造営などによる支配の強化に対して、Ⅲ区の蝦夷は反発を強め、養老4年(720)9月反乱を起こした。この反乱は大規模なもので、Ⅲ区の支配を覆すほどの深刻な打撃を与えた。政府はすぐさま征討軍を派遣して反乱を鎮圧し、次いで養老6年から陸奥国の支配体制再構築のために改革に取りかかった。養老6年閏4月太政官奏を中心とするその改革は、大きくいえば、第1にⅢ区の支配を再建し強化すること、第2に石城・石背国を再併合してI・II区の国力と軍事力を増強して、Ⅲ区の辺境經營の基盤と

することである。長期間にわたり調庸の徵収をやめ代わって負担の軽い税布を徵収して公民の負担を軽減し、それによって生じた余力によって公民を耕地の開発に向かわせ、軍團制を強化し、国力と軍事力の増強を図った。軍團制強化のため陸奥国から都に出仕していた舎人・兵衛、衛士・仕丁などを本国に帰させ、また坂東諸国の兵士を城柵に勤務させる鎮兵制を創始した。Ⅲ区支配の拠点として玉造柵など5城柵が整備され、それと一体的に同時期に、多賀城がこれら新支配体制の根拠地として創建された。多賀城は養老6年（722）ころから造営を開始し、神亀元年（724）に完成し、Ⅱ期官衙から国府が移された。それは国府Ⅱ期官衙の終焉を意味した。

国府Ⅱ期官衙の時代の陸奥国の政策的課題は、Ⅲ区における律令制支配の確立であり、Ⅱ期官衙はその政策実現の根拠地の役割を果たした。靈亀元年の大規模移民によってその政策は一時実現したが、養老4年の蝦夷反乱によってその支配は深刻な打撃をうけ、これに対して新支配体制構築が進められ、それに適合する新国府多賀城が創建され、ここにⅡ期官衙はその役割を終え、終焉を迎えたのである。

おわりに

これまでの歴史叙述で律令国家形成期の辺境経営といえば、『日本書紀』に記述が残されているために、越の渟足・磐舟柵の設置、阿倍比羅夫の北征であり、これらは高校の教科書にも記載されているが、陸奥について記されることは少ない。郡山遺跡はこの空白の陸奥の辺境経営ばかりではなく、多賀城以前の陸奥はもちろん越羽の辺境経営を解明するために、多くの情報を与えてくれる。その意味で重要な歴史的意義をもつ遺跡であるから、後世に残すために十全の保存策を講じ、活用していくことが必要である。私はこの遺跡が渟足・磐舟柵と並んで教科書に記載され、国民に広く知られる日が来る事を願っている。

— 注 —

- (1) 筆者の郡山遺跡に関する論考は次のものがある。「郡山遺跡へ・郡山遺跡から」(前稿1とする。『市史せんだい』4、1994年)、「陸奥国の始まりと郡山遺跡」(前稿2。『仙台市史 通史2 古代中世』、2000年)、「多賀城の創建—郡山遺跡から多賀城へ—」(前稿3。『条里制・古代都市研究』17、2001年)。本稿では前稿の考えを改めた部分がある。
- (2) 今泉隆雄「律令と東北の城柵」『秋田地方史の展開』所収、1991年。
- (3) SB1635のすぐ南に東西棟SB1555を検出している。推定5間×2間で中軸線より東にはのびず、SB1635と切り合い関係がないが、SB1635より新しいと推定されている。
- (4) 井上和人「古代都城制地割再考」『古代都城制条里制の実証的研究』所収、2004年、1984年初出。
- (5) 造営尺度を問題にする場合、1町=109mを単位に考えることがあり、II期官衙についてもこれまで4町四方といわれてきた。しかし1町という単位は条里地割の面積の1町の1辺の長さからでてくる単位で、条里地割が施行されないと出てこない単位である。雜令に測地の長い単位として歩と里が規定されているから、まずはこの単位で考えてみるべきである。7世紀に設定された奈良盆地の直線道路上つ道・中つ道・下つ道の3道が、1000歩(=6000大尺)間隔に設定されたことを想起すべきである。岸俊男「方格地割の展開」(『日本古代宮都の研究』1988年、1975年初出)参照。
- (6) これまで長さの1歩の6大尺から5大尺の移行については、面積の1歩=6大尺四方から5大尺四方への移行に関連して、前者に対応する代制から後者に対応する町段歩制への移行の問題として論じられ、虎尾俊哉氏はその移行時期を淨御原令とするのに対して、岸俊男、吉田孝両氏は大宝令とする。虎尾俊哉「淨御原令に於ける班田収受法の推定」(『班田収受法の研究』第1編第2章、1961年)、同「三たび淨御原令の班田法について」(『続日本古代史論集』上所収、1972年)、吉田孝「町代制と条里制」(『山梨大学歴史学論集』12、1969年)、注(5)前掲岸俊男「方格地割の展開」。
- (7) 郡山廃寺の出土瓦については、進藤秋輝「多賀城創建をめぐる諸問題」(高橋富雄『東北古代史の研究』所収、1986年)、辻秀人「古代陸奥国の瓦」(『仙台市史 通史2 古代中世』2000年)による。
- (8) 多賀城・多賀城廃寺の軒丸瓦は重弁蓮華文軒丸瓦とよび慣わしている。
- (9) 前稿3では飛鳥の京との関係のみを詳述した。
- (10) 積山洋「孝徳朝の難波宮と造都構想」塙田孝編『大坂における都市の発展と構造』所収、2004年。
- (11) 林部均「古代宮都と国家形成」『歴史評論』655、2004年。
- (12) 注(4)前掲井上和人「古代都城制地割再考」、同「藤原宮南面外郭施設設定規格復原考」(『古代都城制条里制の実証的研究』所収、2004年、同年初出)。奈良国立文化財研究所『藤原宮』1984年。
- (13) 林部均「条坊制導入期の古代宮都」『古代宮都形成過程の研究』所収、2001年。
- (14) 標高で示すと、SD1249の池との接合部付近の底面が10.24m、SD1236の池との接合部付近の底面が10.21m、池の底面が9.83mであり、貯水の水位は、10.21m - 9.83m=0.38mとなる。
- (15) 小澤毅「伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮」『日本古代宮都構造の研究』所収、2003年、1988年初出。林部均「伝承飛鳥板蓋宮跡の年代と宮名」『古代宮都形成過程の研究』所収、2001年、1998年初出。
- (16) 石神遺跡と斎槻の広場については、今泉隆雄「飛鳥の須弥山と斎槻」(『古代宮都の研究』所収、1993年、1992年初出)、蝦夷の服属儀礼については同「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』所収、1986年)を参照。
- (17) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報15』1985年。
- (18) 三橋健「年中行事における禊・祓・物忌」、日本民俗研究大系編集委員会編『日本民俗研究大系三』所収、1983年。青木紀元『日本神話の基礎的研究』第3編第1章第3節「ミソギ・ハラヘ」、1970年。
- (19) 『古事類苑』神祇二、「祓禊」解説、1898年。
- (20) 以下、太白山については、新しいふる里づくり講座「おいで」編集委員会編『もうひとつの仙台一生出』4号「特集 知られざる太白山」(1991年)を参考にし、また伝承については『仙台市史 特別編6民俗』(1998年)を参照した。
- (21) 東国国司については、大津透「大化革新と東国国司」(『新版古代の日本8関東』所収、1992年)を参照。
- (22) 以下、評制の施行については、鎌田元一「評の成立と国造」(『律令公民制の研究』所収、2001年、1977年初出)による。
- (23) 石城評の立評については今泉隆雄「陸奥国と石城郡」(いわき市埋蔵文化財調査報告第72冊『根岸遺跡』所収、2000年)参照。

- (24) 国名「陸奥」のよみは「みちのおく」で、古くは「道奥」の表記も用いられた。「陸奥」の表記は、大宝4年（704）4月に諸国印が鋳造され全国の国名表記が公定された際に、公定されたと思われる（鎌田元一「律令制国名表記の成立」『律令公民制の研究』所収、2001年、1955年初出）。「みちのおく」は国家の支配領域を連絡する道のもっとも奥、すなわち支配領域の最末端という意味で、陸奥国が辺遠国であることに基づく命名である。表記が「道奥」から「陸奥」へ公定されたのは、陸奥国が内陸の東山道に属せしめられたからであろう。
- (25) 早川庄八「律令制の形成」『岩波講座日本歴史2 古代2』所収、1975年。
- (26) 淳足柵については、小林昌二氏を代表者とする科学研究所のグループが2000年から4年間にわたって、遺跡の探索に努めた。淳足柵の遺称地名である沼垂町は、江戸時代に信濃川河道の変化によってその所在を5回変えたが、小林氏は寛文12年（1672）ごろの古地図の検討から、旧沼垂町を新潟市山の下松島・王瀬地区に比定し、ここを淳足柵の所在地と推定してボーリング調査を行い、残念ながら遺跡の発見には至っていないが、同地が最も有力な推定地である。（科学研究所『前近代の潟湖河川交通と遺跡立地の地域史的研究』平成12～14年度研究経過報告書（2001～2003年）、同平成12～15年度研究成果報告書（2004年）、研究者代表者小林昌二。小林昌二「未発見『淳足柵』の調査などをめぐって」『新潟史学』48、2002年）。

なお小林氏はこれらの研究によって新たな淳足柵像を提起している。同氏の淳足柵研究は、淳足柵以前の越後平野における国造と部民設置に関する見解、淳足柵設置の目的についての対外関係の重視などの点に新しい視角があり、学ぶべき点が多いが、ここでは本論との関係で、淳足・磐舟柵設置以前の2区（越後平野東半部）における王権の支配の問題についてふれておきたい。小林氏は、両柵設置以前にすでに、沼垂郡域に「国造本紀」にみえる高志深江国造が置かれ、磐船郡域に物部が設置され、2区に大和王権の支配が及び、両柵はそれらを前提に設けられたと考えている（「淳足・磐舟柵の研究序説」前掲『前近代の潟湖河川交通と遺跡立地の地域史的研究』平成12～15年度研究成果報告書所収）。しかしそれらの支配はあまり大きくは考えられないであろう。小林氏は沼垂郡域の高志深江国造の存在について、和島村八幡林遺跡出土木簡による沼垂郡の西隣の蒲原郡域における高志君氏の存在を前提に、平城京二条大路木簡中の天平8年（736）頃の荷札木簡「越後国沼足郡深江×」にみえる「深江」が深江郷で、高志深江国造に関係するもので、沼垂郡域にその実在が証されたと考えた。孝徳朝の立評では国造のクニは評に移行するが、ここでは高志深江国造のクニは深江評にならず、柵戸の移配によって沼垂評が置かれた。一般的に国造のクニの名はのちの郡あるいは國の名に一致するが、深江国造のクニは郷の名に一致するから、この国造のクニはのちの郷域程度の領域だったことになる。さらに『和名類聚抄』の沼垂郡の郷は足羽・沼垂・賀地郷の3郷で、9世紀には深江郷は消滅している。これらのことから考えると沼垂郡域に高志深江国造が存在したとしても、その支配は小領域の拠点的なものであったであろう。

坂井秀弥氏は自然環境と考古学の成果によって、両柵設置以前の越後平野全体の状況を、次のように描き出している。すなわち、古代の越後平野には信濃川・阿賀野川の2大河川を中心に中小の河川が流れるが、平野が平坦で、信濃川・荒川を除く河川は海岸にそって横たわる新潟砂丘によってさえぎられて河口を開くことができず、砂丘の内側には多くの潟湖と後背湿地が広がり、河川の流域には氾濫原が広がっており、このため耕地の開発が進まず、生産力が低かった。この平野では、集落遺跡は6世紀に少数見られるが、7世紀にはほとんど無く、ようやく7世紀末～8世紀初に増加していく。古墳は前期古墳は比較的数が多いが、中期古墳は未確認で、6世紀後半～7世紀にはほとんどみられない。8世紀に入ると鮭を中心とする内水面漁業を管轄する官衙が設けられてくる（坂井秀弥「古代越後平野の環境・交通・官衙」『木簡研究』17、1995年。「水辺の古代官衙遺跡」『古代王権と交流3 越と古代の北陸』所収、1996年）。以上によれば、両柵設置以前の2区は、大和王権の支配が及んだとしても、それは拠点的なもので、大部分は潟湖・後背湿地・氾濫原などで内水面漁業を生業とする蝦夷の居住地であったのではなかろうか。

- (27) 新潟県『新潟県史通史1 原始・古代』第5章第1節、1986年。
- (28) 山田秀三著作集『アイヌ語地名の研究』第1巻98・122・155頁、1982年。
- (29) 関東系土器と坂東移民については以下を参照。今泉隆雄「八世紀前半以前の陸奥国と坂東」『地方史研究』221、1989年。村田晃一「飛鳥・奈良時代の陸奥北辺・移民の時代」（A論文）『宮城考古学』2、2000年。同「7世紀集落研究の視点（1）」（B論文）『宮城考古学』4、2002年。菅原祥夫「東北古墳時代終末期の在地社会再編」『原始・古代日本の集落』所収、2004年。高橋誠明「多賀城創建にいたる黒川以北十郡の様相—山道地方—」、佐藤敏幸「多賀城創建にいたる黒川以北十郡の様相—海道地方—」、長島榮一「仙台平野における多賀城創建までの様相」、以上3編は『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』所収、2003年。村田A論文では、関東系土器を4期に分け、①期の年代を7世紀中葉としたが、B論文でその年代を6世紀末～7世紀中葉に改

めている。なお前掲資料集56-57頁第3図「関東系土師器を出土する遺跡の各段階における分布」参照。

- (30) 東北在地の土師器は、坏が内面に黒色処理とミガキを施し、外面の体部と口縁部の境に段を有し、甕が体部外面がハケ目調整とするのに対して、関東系土器は坏が内面に黒色処理を施さず、ナデ調整をし、甕が体部外面がケズリ調整をする。前掲注(29)『第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』58頁。
- (31) 熊谷公男「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」高橋富雄編『東北古代史の研究』所収、1986年。
- (32) 能登谷宣康「金沢地区の古代鉄生産」『福島考古』46、2005年。
- (33) すでに同様の見解は阿部義平「城柵と国府・郡家の関連—仙台市郡山遺跡をめぐって—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第20集、1989年)で述べられている。
- (34) 今泉隆雄「東北の城柵はなぜ設けられたか」『新視点日本の歴史』3古代編所収、1993年。
- (35) 今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」羽下徳彦編『北日本中世史の研究』所収、1990年。
- (36) 公式令14諸道置駅条によれば駅間距離は30里(=約16km)で、これによって10駅間距離を試算すると、 $16\text{km} \times 9 = 144\text{km}$ となり、玉前駅—石城・常陸国境間距離をJR常磐線の岩沼駅—勿来駅間距離に置き換えて、時刻表で検すると159kmとなり、その差は15km。前者144kmに10駅南端駅—国境間の距離を加えれば、両者はほぼ一致することになろう。駅間距離は地形によって伸縮するが、浜通りはほぼ平坦な地勢であるからほぼ令規定通り駅が設置されたのであろう。上の一致は駅路想定の妥当性を裏付ける。
- (37) 宮城県多賀城跡調査研究所年報1984『多賀城跡』55頁。
- (38) 坂井秀弥「日本海側の古代城柵と北方社会」『考古学ジャーナル』411、1996年。
- (39) 高倉敏明「山王遺跡」多賀城市史編纂委員会編『多賀城市史4 考古資料』第2章13、1991年。
- (40) 栗原和彦「觀世音寺」太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 考古資料編』第2編第6章第1節、1992年。
- (41) 高倉洋彰「筑紫觀世音寺史考」九州歴史資料館編『九州歴史資料館開館十周年記念 大宰府古文化論叢 下巻』所収、1983年。田村円澄「觀世音寺草創考」『日本歴史』440、1985年。
- (42) 老司I式の年代については、森郁夫「老司式軒瓦」(前掲注(41)『九州歴史資料館十周年記念 大宰府古文化論叢 下巻』所収)による。
- (43) 速見侑「奈良朝の觀音信仰について」同編民衆宗教史叢書第7巻『觀音信仰』所収、1982年。
- (44) 鈴木拓也「古代東北の城柵と移民政策」『古代東北の支配構造』所収、1998年。
- (45) 東アジアの国際情勢については、堀敏一「唐初の日唐関係と東アジアの国際政局」(『東アジアの中の古代日本』所収、1998年)、鈴木靖民「7世紀東アジアの争乱と変革」(『新版古代の日本2』所収、1992年)を参照。
- (46) 室賀信夫「阿倍比羅夫北征考」『古地図抄—日本の地図の歩み—』所収、1983年、1956年初出。
- (47) 南嶋の覓国使については、中村明蔵「南島覓国使と南島人の朝貢をめぐる諸問題」(『古代隼人社会の構造と展開』1998年)、山里純一「南島覓国使の派遣と南島人の来朝」(『古代日本と南島の交流』1999年)がある。
- (48) 『日本書紀』神代下天孫降臨に「覓国」に「矩貳磨儀(くにまぎ)」の訓を付す。「覓」の意は、捜し求める、求める(『大漢和辞典』卷10-324頁)、「マグ」の意は、求め尋ねる(『時代別国語大辞典上代篇』669頁)。また氏姓に倭漢氏系に國覓直・忌寸氏がいるのも注意される。
- (49) 城司制については注(35)今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」参照。
- (50) 鈴木拓也「古代陸奥国の軍制」『古代東北の支配構造』所収、1998年
- (51) 以下の項目については前稿3で詳論した。
- (52) 第29回古代城柵官衙遺跡検討会(2003年3月)において、シンポジウム「律令国家の周縁部における地方官衙の成立と変容—多賀城創建にいたる黒川以北十郡の様相—」が開催され、黒川以北十郡の地方官衙遺跡の成立の問題が整理された。以下名生館遺跡・赤井遺跡をはじめⅢ区の官衙遺跡については、同検討会の資料集『第29回古代城柵官衙遺跡検討会』所収の高橋誠明「多賀城創建にいたる黒川以北十郡の様相—山道地方—」「名生館遺跡官衙遺跡の概要」、佐藤敏幸「多賀城創建にいたる黒川以北十郡の様相—海道地方—」「赤井遺跡—古代牡鹿柵・牡鹿郡家—の概要」による。

報告書抄録

ふりがな	こおりやまいせき							
書名	郡山遺跡発掘調査報告書							
副書名	総括編(1)							
卷次								
シリーズ名	仙台市文化財調査報告書							
シリーズ番号	第283集							
編著者名	長島榮一							
編集機関	仙台市教育委員会(文化財課)							
所在地	〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7-1 TEL022-214-8893~8894							
発行年月日	2005年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地		コード	北緯	東経	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
ふりがな 所収遺跡名	市町村	遺跡番号	38° 12' 58"	140° 53' 41"	197907 ~ 200503	50,246m ²		
こおりやまいせき 郡山遺跡	みやぎけんせんだいし 宮城県仙台市 たいはくくこおりやま 太白区郡山三丁目他	04100 01003					範囲確認 調査 校舎建設 宅地造成 土地区画 整理事業 住宅新築	
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
郡山遺跡	官衙跡 寺院跡	飛鳥～ 奈良	掘立柱建物跡 石組池、石組溝 石敷遺構 材木列、溝跡 竪穴住居跡、土坑 井戸跡 水田跡	土師器、畿内産 土師器 須恵器 奈良三彩 瓦、木簡	7世紀中葉にⅠ期官衙が造られ、7世紀末にはⅡ期官衙に建替えられる。Ⅱ期官衙は多賀城以前の陸奥国府と考えられ、寺院が付属している。			

仙台市文化財調査報告書第283集

郡山遺跡

—総括編(1)—

2005年3月

発行 仙台市教育委員会
仙台市青葉区国分町三丁目7-1
文化財課 022(214)8893

印刷 株式会社 東北プリント
仙台市青葉区立町24-24
TEL 022(263)1166
